

泉  
屋  
叢  
考

第  
拾  
八  
輯

# 泉屋叢考

第拾八輯

---

## 三 第一次銅座と住友

銅貿易と幕府の銅政策

付録

銅屋・吹屋の変遷について  
泉屋嘉右衛門の長崎についての書付



# 第一次銅座と住友

銅貿易と幕府の銅政策



元祿拾六年  
未正月吉日

銅座御用扣

厚 寸四  
横 一七・五 釵  
縦 二三・九 釵

元祿十五年  
午正月吉日

銅座御用扣

厚 寸三  
横 一七・三 釵  
縦 二四・七 釵

辛元祿十四年  
己三月吉日

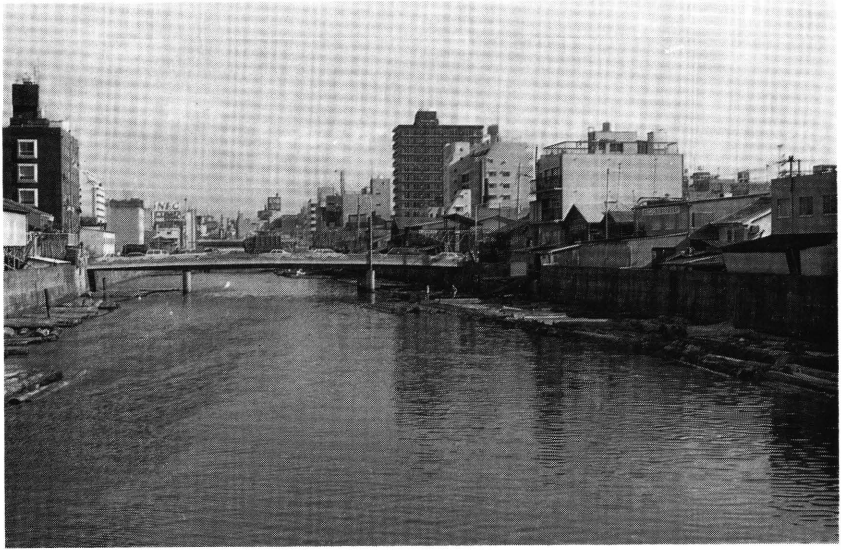
銅座公用留

厚 寸五・五 釵  
横 一七 釵  
縦 二四・五 釵

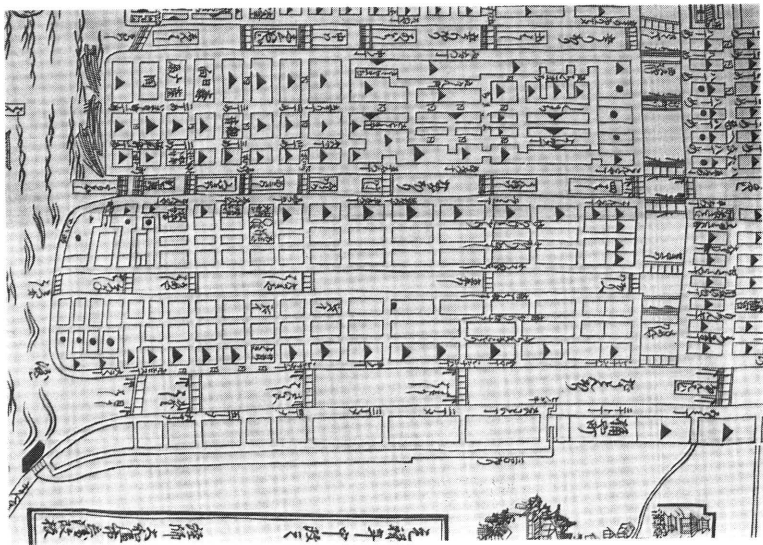


泉屋嘉右衛門の長崎についての書付（部分）

元祿十五年  
年正月吉日 銅座御用扣所収



大阪幸町付近現況(西道頓堀川幸橋と右手幸町) 昭和五十五年一月撮影



幸町付近絵図(元禄年中)

第一次銅座と住友 目次

一 序 言	一
二 貨物市法商売法前後の銅貿易	四
三 貞享令と銅輸出の増加	三五
四 銅座の創設	六七
五 銅座と吹屋	八〇
六 銅座の地売銅統制と御用棹銅買上	九六
七 銅座と銅貿易	一三三
八 銅座の廃止 銅貿易と互市新例	一四三
九 結 語	一六六

## 一 序 言

近世において大坂に銅座が三度設けられた。第一次は元禄十四年（一七〇二）から正徳二年（一七一一）まで、第二次は元文三年（一七三八）から寛延三年（一七五〇）まで、第三次は明和三年（一七六六）から明治元年（一八六八）まで、それぞれ存置したのである。このうち第一次の銅座は銅の輸出高が最高に達した元禄十、十一年の直後に設けられたものであるが、この銅座に関する史料は極めて乏しい。これまでこの銅座に触れた記述はないではないが、<sup>①</sup>簡短で不十分であることは止むを得ない。幸いにも住友修史室には銅座創立時の事情やその事業内容を伝えている直接の史料が保存されている。元禄十四年の「銅座公用留」、同十五、六年の「銅座御用扣」がそれで、元禄十六年のものは宝永初年までの記事を留めている。さらに銅座存置の前後の多数の同室所蔵史料によって銅座の歴史的意義をよく究明し得るであろう。

銅座は長崎貿易においての幕府の銅政策の一環として設けられたものと考えられる。銅は近世前期にすでに輸出品のうち最大の、しかも圧倒的な輸出品の地歩を占めてきた。そして元禄期にいたって輸出高は最高に達したのである。

銅が最大の輸出品であったことから、その輸出高の増減が貿易の諸方面に互って重要な諸関係を持ったことは当然といわねばならぬ。長崎貿易史を諸方面から各種の視点に立って研究し、銅の輸出がそれぞれに如何にかかわるかを考究することは大切であるが、それは容易なことではない。ここでは長崎貿易史上で極めて顕著な事実であり、大きくいえば世界史的問題でもあり、かつ貿易上に一貫した幕府の基本的政策ともなった金銀の海外流出との関係を取り上げようと思う。幕府は歴大な量の銀の海外流出が続いて国内の銀がしだいに枯渇するを危惧して、寛文八年（一六六八）銀の異国持渡を禁止し、やがて金の流出をも同様に警戒し、貨物市法商売法施行から、貞享二年（一六八五）輸入歳額を限定し、正徳五年（一七一五）の海舶互市新例にいたるまで、金銀流出抑制の基本政策が貫いている。

しかし他方に輸入貨物に対する国内の需給の関係があり、貨物の輸入減少は種品によって価格の騰貴をも招くことになる。従って貨物輸入量の適当な確保や時宜による増量を考慮する必要もあった。貞享の輸入歳額の限定の時代に、金銀持渡の抑制という原則を踏まえて、輸出銅高の増加、殊に銅をもってする代物替銀五、〇〇〇貫目の添加は、右の必要に対応するものであったといえよう。ここに銅八、九〇二、〇〇〇斤を長崎御用銅の定額とされるようになったが、これ

だけの輸出を続けて実施することは困難であった。銅座の新設は長崎御用銅の確保と増加を主要な目的とするものであった。

銅座は銅貿易史上の幕府の銅政策の問題であるから、その歴史を考えるためには銅座以前に溯り銅貿易の推移を知る必要がある。これについてはすでに泉屋叢考の一書に詳しく述べられておいて重複するところも多くなるが、<sup>②</sup>本書においては輸出の銅高・その銅の種類、また金銀流出と銅貿易の関係等に重点をおいて考述したいと思う。

住友は近世前期すでに最大の銅山稼行人・吹屋・銅商であった。幕府の銅政策、銅座の事業に、吹屋・銅商の最高実力者また代表としてどう関係しているか、また銅貿易上にどれほどの地位を占めたかは、本叢考としては当然明かにしなければならぬ。また銅座の果たした役割を鮮明とするためにも、銅座の廃止後の銅貿易の実際を検討することとし、正徳五年の海舶互市新例にまで及びたい。

註

① たとえば

永積洋子「大坂銅座」(『日本産業史大系』6 所収)、

山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』九六頁以下 がある。  
② 『泉屋叢考』第九輯「近世前期に於ける銅貿易と住友」



## 二 一 貨物市法商売法前後の銅貿易

銅の輸出は室町時代十五世紀初期から朝鮮や中国に対して行われており、十七世紀になるとかなり輸出高は増加したと思われる。殊に同世紀中期を過ぎ寛文年間から秋田・南部をはじめ諸処の重要銅山が開発され、足尾銅山の産銅なども増してきて、その輸出も増大する傾向にあったことは疑いない。

しかし寛文以前の銅輸出については、オランダの輸出高など若干の年次分の報告はあるにしても、その全容を数量的に知ることは困難である。

さて住友修史室所蔵に寛文四年（一六六四）から享保十一年（一七二六）までの銅輸出高を記した「寛四辰年より長崎銅下り高」の題記のある記録がある。長崎銅下り高は長崎廻銅高を意味することになり、その年次の輸出高ではないが、これは実際はだいたいに輸出高を記したものである。右の期間のオランダ・唐船輸出高を記載しているが、総輸出高だけを挙げている年も多く、また寛文九—十一年、延宝四（一六七六）—天和三年（一六八三）の記載を欠いている。正徳二年（一七二二）以後の記載法はそれ以前のものと違っていることは後に述べる。この記録のほ

かに、「寛文三卯年々々唐船買渡銅高帳」と題記する寛文三年から享保十二年まで、年々の唐船数・唐船銅輸出高を記したものが、輸出銅として棹銅以外の諸銅とその斤高、また元禄八年（一六九五）以来の本割即ち御定高と代物替による輸出銅の斤高を詳しく記載している。前者を資料甲、後者を資料乙として以後記すことにするが、甲と乙の輸出高数量が一致することもあるが、違っている場合も多い。しかしそのいずれが正しいか或はそれに近いものか、またいずれを採用すべきかは軽々しくは決定し難い。

宝永五年（一七〇八）五月、長崎の年番が立山役所の求めで「唐船買渡り銅高等之帳面」の扣を差し出した。この扣書は「寛文三卯年々々（宝永四）年迄唐船持渡銅高之帳面」であって、「正保五子年々々（寛文二）年迄十五ヶ年分」は渡高は不明ということであった。<sup>①</sup>長崎においても唐船輸出銅は寛文三年以後の記録が残っていたといわれるが、たまたま資料乙も同年からの記録であることを留意したい。元禄五年三月の銅屋一六人から大坂町奉行へ提出した訴状に、古来銅屋の異国へ売り渡す棹銅のことは、大通詞等諸通詞・長崎町人・銅屋・異国人立会って毎年直段を極め証文を取り交わし、各銅屋の銅下り高に割付け売り渡し、公儀へ支配人方から売渡銅高・直段の目録を差し上げるとある。しかし当時銅屋以外のものが棹銅以外の諸銅を売り渡すこともあって、

以前に止宿した小宿や内通詞が世話して、唐人と売主が立会って売る銅があった。これら諸銅については銅屋が確認し得ないところであるが、抜売というわけではなく、通詞や町役人等の許に記録を全く留めなかったとは思われぬ。

銅屋仲間・銅座・銅会所等が調査・入手した輸出銅についての報告、さらに住友の場合は例えば宝永六年三月長崎駐在手代高橋忠右衛門から同五年銅座からの唐人売渡棹銅高六、六二三、五六六斤四步六九であったと申し来たところであるように、時々報告を得る便宜も多かった。<sup>②</sup>資料甲・乙ともに、これら諸種の報告・記録に基づいて作製されたようであって、それぞれの時期さらに各年について、対応できる史料があれば併わせて比較検討する必要がある。

次に資料甲によって、寛文四年から貞享元年（一六八四）までの輸出銅総高・オランダ・唐船輸出銅高、銅一〇〇斤につき代銀、さらにオスカー・ナホッドの『<sup>十七世紀</sup>日蘭交渉史』<sup>③</sup>によるオランダ輸出銅高と仮りに資料乙の唐船輸出銅高を合計した輸出銅総高を（ ）に記して第1表に示した。また唐船輸出銅高を資料乙と同甲によって対比し、第2表に掲げた。

寛文八年三月、幕府は輸出禁止品中に銅をも指定した。かつて寛永十四年（一六三七）に銅輸出を禁止したことがある。これは寛永通宝銅一文銭の鑄造が始まって鑄銭料銅を確保しようとした

第1表 寛文3～貞享1 輸出銅高

年次	輸出銅総高	オランダ 輸出銅高	代銀	唐船輸出 銅高	代銀		
	斤	斤	匁	斤	匁		
第一次銅座と住友	寛文 3	(1,989,900)	(1,536,200)				
	4	2,724,000 (2,669,360)	(2,419,500)				
	5	1,413,000 (1,105,700)	(908,400)				
	6	1,617,000 (1,710,154)	(1,258,750)				
	7	2,385,000 (1,184,840)	(400,000)	115			
	8	2,685,200 (1,731,600)	(901,400)	115			
	9	(1,457,200)	(965,000)				
	10	(2,995,570)	(2,263,100)				
	11	(2,950,630)	(1,599,500)				
	12	3,415,931 (3,404,700)	2,257,831 (2,246,600)	125	1,158,100	109.5	
	延宝	1	2,600,950 (2,601,050)	1,504,300 (1,504,400)	123.5	1,096,650	110.35
		2	2,745,700 (2,919,090)	1,713,100 (1,792,000)	122	1,032,600	111
3		3,032,900 (2,942,340)	1,097,500 (1,020,700)	121	1,935,400	103	
4		(3,569,572)	(2,056,100)				
5		(3,261,734)	(1,703,500)	119			
6		(3,250,305)	(1,608,800)				
7		(4,343,100)	(2,350,000)				
七 天和	1	(2,936,700)	(2,400,000)				
	2	(5,521,850)	(2,500,000)				
	3	(3,929,355)	(1,600,000)				
貞享 1	5,135,500 (4,894,888)	2,460,400 (2,280,000)	109	2,675,100	103.5		

第2表 寛文3～貞享1 唐船輸出銅高 (資料乙による)

(単位：斤)

年次	船数	(棹銅)	荒銅	板銅	合計	輸出銅高 (資料甲)
寛文 3	29	453,700				
4	38	249,860				
5	36	197,300				
6	37	451,404				
7	33	778,800		6,040	784,840	
8	43	830,200				
9	38	492,200				
10	36	732,470				
11	38	1,351,130				
12	43	1,158,100				1,158,100
延宝 1	20	1,096,650				1,096,650
2	22	1,127,090				1,032,600
3	29	1,921,640				1,935,400
4	24	1,513,472				
5	29	1,558,234				
6	26	1,622,205	19,300		1,641,505	
7	33	1,948,100	30,000	15,000	1,993,100	
8	29	1,574,600	13,400	5,600	1,593,600	
天和 1	9	536,700				
2	26	3,018,850	3,000		3,021,850	
3	27	2,319,785	9,570		2,329,355	
貞享 1	24	2,607,888	7,000		2,614,888	2,675,100

第一次銅座と住友

八

ことが主要な理由であったが、この度の輸出禁止も同様な関係があるろう。

明暦以後鑄銭が行われず、錢貨の欠乏がようやく著しくなつて、寛文八年から江戸亀戸村において大規模な鑄銭事業が開始された。世にいう文銭の鑄造である。

寛文八年四月、泉屋吉左衛門(友信)他六名の銅屋は江戸で、例年どおり去年八月以来長崎・大坂に銅荷物

を留意所持しており、銅は他貨物と違い長崎で処分の法もなく、国内向に吹き直せば失費も多いので、現在まで用意した分は輸出を認めて欲しいと訴願した。訴状は評定所の寄合へ提出されて五月六日に聴許された。翌寛文九年三月、銅屋七人は去年の禁止は許されたが、当年以後禁止では迷惑であり従来どおりの輸出の許可を訴えて、四月この件も聞き届けられた。寛文八年四月の訴状に添えた「異國に年々銅賣來候覺」には、寛文四年以後の輸出銅高と代銀が記されている。<sup>④</sup>

寛文四	銅	二、七二四、〇〇〇斤余	代銀	三、二九六貫目余
五		一、四一三、〇〇〇斤余		一、七五二貫目余
六		一、六一七、〇〇〇斤余		二、五〇五貫目余
七		一、七八四、〇〇〇斤余		二、三〇六貫目余

そして只今所持一、七〇〇、〇〇〇斤余、代銀二、三〇〇貫目余、他に七〇〇、〇〇〇斤ほど長崎廻送途中、一、〇〇〇、〇〇〇斤余大坂に所持とある。寛文四、五、六年の分は資料甲の輸出高と一致するが、同七年分は大きな差がある。

寛文十一年に江戸の年寄衆が本兩替の三谷勘四郎と相談して、異國渡の小判の兩替と地相場の

直違から生れる利合につき画策して訴願したので、八月大坂を通過した長崎奉行牛込忠左衛門(勝登)に対して銅屋からそれは異国商売のものにとって頗る迷惑であると訴えた。訴状によると、異国からの輸入貨物一ヶ年金高約三八万両、両替利合一両につき銀一匁として一ヶ年銀三三〇貫目(八)で小判積り六、七八〇両余となり、日本からの輸出貨物一ヶ年金高約八万両、内五万五、六千両は銅で、売物代は金一両につき銀一匁ずつ高直となる小判で請取ることになるから、八万両につき直違損銀八〇貫目小判積り一、四三〇両余となるとして、銅屋では地相場場で小判を渡されるように願っている。<sup>⑤</sup>

延宝二年に阿形宗智等が江戸で訴願して、幕府所有の足尾銅を金一両につき銅一〇貫目の割で(幕府は一五貫目で山元で買収)一〇万貫目の払下げを受け、大坂で異国向に吹いて長崎へ下し輸出することとし、その失費約金三、〇〇〇両の代りに銅屋の輸出銅代銀一〇〇目につき一〇匁の口銭銀を徴収したいと願ひ出た。これに対し泉屋吉左衛門等三人は十一月、彼等の説明が不当であることを訴え、口銭銀を出すほど高直に唐人・オランダ人が銅を買うことはないとし、この上は銅屋が足尾銅を阿形等のいう直段で一〇万貫目江戸で払下げを受けたいと述べた。この訴状に添えて「阿蘭陀方々銅賣渡申直段」と「唐人阿蘭陀に賣渡申銅高覺」を提出している。<sup>⑥</sup>

寛文十二  
オランダ売

御銅 一〇、六二五斤 一〇〇斤に一一〇匁

代銀 一一、六八七匁五

上銅 二、二四七、二〇六斤 一二五匁

二、八〇九、〇〇七匁五

計 二、二五七、八三一斤

唐人売

銅 一、一五八、一〇〇斤 一〇九匁五五七六余

一、二六八、七八六匁五六五六

合計 三、四一五、九三一斤

四、〇八九、四八一匁五六五六

延宝元  
オランダ売

上銅 一、五〇四、三〇〇斤 一二三匁五

一、八五七、八一〇匁五

唐人売

銅 一、〇九六、六五〇斤 一二〇匁三五七九

一、二二〇、二三九匁九一〇九

合計 二、六〇〇、九五〇斤

三、〇六八、〇五〇匁四一〇三余マコ

なお、寛文十一年の直段はオランダ売一二六匁である。御銅というのは御請船で江戸から長崎へ廻送した丁銅と記され幕府所有の足尾銅であろう。その他は棹銅であるが、訴状にも唐人方は



並銅を注文するので少し下直としており、これに対しオランダ売を上銅と記している。寛文十一年には金一兩につき銀五八匁替で、金で売買された。しかし同十二年からオランダ売買は六八匁替をもって行われたから、当年の直違一一匁の分は、合銀（直違によって取得される間銀）のうちから貨物を売った日本商人へ補償されたとあり、銅屋に対しても当然給付された。以上の輸出銅高は資料甲・乙ともに合致している。

延宝三年閏四月銅屋共から大坂町奉行所あて訴状に、去年長崎へ銅下り高三、四四六、二〇〇斤で、内二、七四五、七〇〇斤を売り、残り七〇〇、五〇〇斤が困銅かといになったという。この輸出銅高も資料甲と同じである。先きに銅屋が申し出た足尾銅払下げの件は、延宝三年正月五、〇〇〇貫目を請負うこととなり、翌年正月五、〇〇〇両の買請代金を上納したが、この時損失のことを述べたらしく、二月九日になって「異國向之銅吹へり吹手間諸色雑用并長崎ニ而唐人おらんだへ銅賣申直段之義御尋」に対して答申し、後刻委細書付をもって上申した。<sup>⑦</sup>その「去年（延宝三）於長崎銅賣申直段ならし覺」によると次のとおりである。

オランダ売

銅 一、〇九七、五〇〇斤

内	七六、六〇〇斤	掛込欠	一〇〇斤につき	七斤半余
残	一、〇二〇、九〇〇斤		一〇〇斤につき	一二一匁
唐人売				代銀 一、二三五、二八九匁
銅	一、九三五、四〇〇斤			一、九五四、七五四匁
合計	三、〇三二、九〇〇斤			三、一九〇、〇四三匁
				(内二匁口錢)

資料甲にはオランダ売は掛欠の斤高を加算した斤高をもって輸出高としている。オランダがわよりいえば掛欠は員数に入らぬが、これを除いた斤高はナホッドの著書の輸出高にほぼ近い。当時の資料甲のオランダ輸出銅高を、この一例によって掛欠を込めた高と見做しうるかといえ、ナホッドの著書の斤高の多いこともあり、簡単にはそうとはいいい切れない。なお掛欠の問題は後に触れることにする。唐人売の唐人宿へ給与される口錢、即ち小宿口錢の銀二匁は延宝四年まで、次年から他の口錢が追加され、またオランダ売の通詞へ給与する口錢は延宝四年以後に始まった。

「続長崎鑑」に未・申の年のオランダ船の貨物売銀高・銅買渡高等についての記載があるが、未・申は延宝七、八年であることは確実である。<sup>⑧</sup>

延宝七 オランダ船四艘

第一次銅座と住友

貨物売高銀 五、四八〇貫三三一匁四二五 金にして（六八匁替）八〇、五九一兩二歩・銀九匁四一五

買渡銅 二、三八五、〇〇〇斤 一斤につき一匁一五 代銀二、七四二貫七五〇匁

金にして四〇、三三四兩・銀四匁

延宝八 オランダ船四艘

貨物売高銀 五、四一八貫七二二匁九四四 金にして七九、六八六兩三歩・銀一三匁九四四

買渡銅 二、六八五、二〇〇斤 一斤につき一匁一五 代銀三、〇八七貫九八〇匁

金にして四五、四一兩一歩・銀一五匁

同記録の別の箇所延宝八年から天和二年までの同種の記事があるが、欠脱や誤写と思われるところがあるので（ ）内に補足、訂正した。

延宝八（オランダ船四艘）

貨物売高銀 五、四五七貫<sup>三</sup>〇目九四四 此小判（六八匁替）（八〇、二五〇兩一歩・銀一三匁九九四）

買渡銅 二、六八五、二〇〇斤 一〇〇斤につき一匁一五 代銀三、〇八七貫九八〇目 此小判（四五、四一

一兩一歩・銀一五匁）

天和元 オランダ船四艘

貨物売高銀 六、八六二貫七二六匁六一一 此小判（二〇〇、九三三兩一歩・銀一三匁六一二）

買渡銅 二、七〇九、一〇〇斤 一〇〇斤につき一匁一三 代銀三、〇六一貫二八三匁 此小判（四五、〇一

八両三步・銀八匁

天和二 オランダ船四艘

貨物売高銀 八、一九五貫五八七匁一七 此小判(二二〇、五二三兩一步・銀六匁一七)

買渡銅 二、七二一、六〇〇斤 一〇〇斤につき一二二匁 代銀三、〇四八貫一九二匁 此小判(四四、八二六

兩一步・銀七匁)

この輸出銅高はナホッドの著書に比較し、それぞれにかなり多くなっている。斤高について代銀が計上されており、勿論掛欠分は込められていない。安永八年(一七七九)の阿蘭陀通詞目付西吉太夫書上の「阿蘭陀船年々賣高并口錢銀覺」によれば、

延宝七 四艘

金 八〇、七八七兩 銀九匁四一

内 二九、七九九兩 持渡

一九五兩二分 咬啗吧より送荷物代金持渡

相殘金同断(日本に而諸品調代并遣捨共)

延宝八 四艘

金 八〇、二五〇兩一分 銀一三匁九九四

内 一一、三八五兩一分 持渡

第一次銅座と住友

第一次銅座と住友

五六六兩二分 咬啗吧より送荷物代金持渡

相残金同断

天和元 四艘

金一〇〇、九二三兩一分 銀二三匁六一

内 三五、三八六兩三分 持渡

一、五七二兩一分 咬啗吧より送荷物代金持渡

相残金同断

天和二 四艘

金一二〇、五二三兩一分 銀六匁一七

内 五一、〇九四兩一分 持渡

二七二兩 咬啗吧より送荷物代金持渡

相残金同断

となつてゐる。即ち「続長崎鑑」の初めの延宝七、八年の貨物売高銀は、右の頭記の金高から咬

啗吧（ジャガタラ）よりの送荷物代金持渡を控除したものに相当し、後の延宝八、天和元、二年の

それは、控除していない額である（貨物は銀で評価され、六八匁替の金をもつて渡される）。持渡は小判

で輸出された分で、これに咬啗吧からの送荷物代金を加えた高が、その年の輸出金高となる。相

残金は日本から売り渡された諸品代と遣捨即ち日本で支払われた食費以下の諸入費の合計となり、銅代金もこの内に含まれる。銅代金の占める割合を示すと次のようになる。

延宝七	相残金五〇、七八八兩二步	銀九匁四一	銅代金四〇、三三四兩	銀四匁
八	六八、二九八兩二步	銀一三匁九九四	四五、四一兩一步	銀一五匁
天和元	六三、九六三兩一步	銀一三匁六一	四五、〇一八兩三步	銀八匁
二	六九、一五八兩	銀六匁一七	四四、八二六兩一步	銀七匁

ナホッドは貨物市法商売法が施かれてオランダ輸出高が減り、六八匁替のために金の持渡も減退し、銅が最重要輸出品となったと述べている。延宝七年から天和にかけては、オランダの銅輸出が最も多かった時期に当たるが、日本の輸出貨物にあって銅が決定的な重要性を持っていたことが明らかである。

しかし唐船銅を含めて、寛文から延宝にかけて銅輸出は増加の方向にあって、長崎貿易におけるの重要性を加えるにつれて、貿易業者である銅屋の間にも葛藤が生まれ、新旧交替も見られた。その間に足尾銅買請・五ヶ一銅など業者としては負担となる問題も起こったが、延宝六年頃になって銅屋一六名の業者がほぼ決定されて幕府はこれを認めた。

なお、延宝二年の長崎下り銅、オランダ・唐人売渡銅の内、泉屋與九郎・同平八・同長十郎の泉屋一家が銅屋一五人中において占めた割合を挙げておく。

長崎下り銅	三、四四六、二〇〇斤	泉屋三人	一、一五六、一〇〇斤
オランダ売銅	一、七一三、一〇〇斤	同	四七二、一〇〇斤
唐人売銅	一、〇三三、六〇〇斤	同	三〇五、二〇〇斤

即ちそれぞれ、〇・三三五余、〇・二七六弱、〇・二九六余の割合となる。

さて十六世紀中期から金銀山、特に銀山の開發が俄かに進んで、銀は外国貿易におけるの支拂物として最も重要なものとなり、むしろ産銀の増加が、日本の貿易の拡大發展を支えたといつてよい。十七世紀に入って銀の輸出はさらに著増し、鎖国後もなお歴大な量の流出が続いたが、その数量は明確ではない。銀山は十七世紀前半期にはようやく盛時を過ぎ、以後は衰退の途をたどることとなり、同世紀中期からは産銀高は僅かなものとなった。金山も一、二の例外はあつてもほぼ同様な推移であつた。

寛文八年五月幕府の命により長崎奉行は異国へ支払う代銀は金子をもつて渡すべきことを申し渡した。貿易勘定は従来どおり銀をもつてするが、差引勘定の残りは小判に替えて渡すこととし

たのである。そして八月、これまで小判一両銀六八匁替の計算であつたものを相場によることと改めた。<sup>⑩</sup>金の輸出は鎖国以来禁止されていたが、寛文四年オランダ人の希望に任せて五〇〇両を許可し翌年から持渡の道が開かれたという。これより先き万治二年（一六五九）頃オランダ人は金一〇〇両を輸出した例もあるようだが、これは公認のものかどうかは疑わしい。唐船も寛文四年から金の輸出が認められている。しかしこれらの金は六八匁替で、相場に比して一〇匁ほどの差があつた。

寛文四年九月長崎では御用物役高木善右衛門宅に町年寄が寄合ひ、唐船々頭を呼んで、両長崎奉行の命として、総代銀高の半分ほどは金子を持渡すべく、直段はオランダの金五〇〇両の買直と同様に六八匁替とすることを告げた。しかし船頭はその直段では金子を持渡す希望はないと答えたという。<sup>⑪</sup>これによると、銀の輸出を抑制して金に代えてゆこうという考慮がすでにあつたわけである。

金銀の輸出については、長崎において正保五年（慶安元、一六四八）以来の数量をも記した資料が残っていたらしく、それらに基づいたと思われる報告がいくつか残っている。

牛込忠左衛門は寛文十一年五月長崎奉行に任じたが、「崎陽群談」第二によれば老中列座の席



で「其節の躰ニ而ハ年々ニ外国に相渡り候金銀の員數大分の事ニ而、末々ニ至り以の外不可然候」として、日本のため商売の法を工夫せよと命ぜられて貨物市法商売法を考えたという。また「長崎御用書物」・「古集記」によれば、彼は同年九月長崎へ着任し、「異国え大分の金銀相渡り日本の金銀次第に減じ」ということで輸入貨物の直段を安くし、金銀流出を防ぐため同法を計策したとある。

貨物市法商売法は寛文十一年秋船から試行し、同十二年から施行されることになったが、同年内の施行は未だ区々で、翌延宝元年より確定実施されたという。<sup>⑫</sup>この法はこれまでの相對売買を止めて、五ヶ所商人から目利役を出して輸入貨物を入札させて、奉行所で入札直段を考慮して高直でない直段で買い取らせ、五ヶ所諸国商人に対し入札最高直段で売り渡すこととした。この直段の差益は市法貨物増銀といい、五ヶ所諸国商人の買高に応じて配分し、その内唐船貨物の三分の一に対する増銀は長崎の宿町と附町に割り当てられた。寛文十二年三月の御触によれば、オランダ貨物代金は金一兩銀五八匁替で渡されていたが、以後は六八匁替によることとし、また唐船貨物は唐人が両替銀直が高く金による請取は迷惑であるとしきりに訴えたので、銀で渡すことを許すことになった。

さて、貨物市法商売法以前の唐船の輸出銀高を知る記録に「長崎記」等に収めた「慶安元戊子年より寛文十二壬子年迄、唐船年々賣高并口錢銀覺」がある。<sup>13)</sup>これには年々の唐船々数と売高銀、その内訳即ち「買物に而持渡之」銀高、「丁銀・吹銀・銀道具にて持渡」銀高、「遣捨分」銀高と、その他に貨物にかけられる口錢銀高が書かれている。これによって、丁銀と額は少ないが吹銀・銀道具の丁銀による評価高を併せた銀の流出高を計算すると

慶安元（二六四八）—寛文七（二六六七） 一七九、九三〇貫一八二匁八

である。またこの期間の小判・金（金道具）の流出高は

一六、三三〇兩 代銀一、一〇八貫四〇〇匁

である。

オランダ船の銀の持渡高についても同じく「長崎記」等の「阿蘭陀船年々賣高并口錢銀覺」によつて知られる。<sup>14)</sup>慶安元年から寛文七年までの丁銀・銀道具の持渡高は計一〇〇、六〇六貫六二〇目となり、寛文四年以来の小判持渡高は計八一、〇〇〇兩（代銀五、五〇八貫目）、大判五枚（代銀五貫目、大判一枚は小判七兩二歩替）がある。

前引の「長崎記」等によれば、銀輸出を禁止した寛文八年から同十二年までの唐船の金銀持渡

高は次のようになる。

金・吹金・金道具	五八〇、七七三兩（内、寛文十二年金道具一二五兩）
丁銀・吹銀・銀道具	一四、〇一九貫七八九匁八二
内 寛文八	丁銀・吹銀・銀道具 三、四一五貫〇三六匁三
九	銀道具として 二九五貫六六二匁二
十	同 三九四貫七三二匁二
十一	同 六六〇貫八一二匁一六
	丁銀 二八九貫三〇〇匁
十二	丁銀・吹銀・銀道具 八、九六四貫二四六匁九六

これによると、寛文八年春船においては、なお、金持渡への切替が行われていないらしく、また寛文十一年の終りには丁銀輸出が認められたようである。銀輸出の禁止は丁銀・吹銀についてであって、銀道具に造って持渡すことは許されたのである。寛文九年八月銀道具持渡は赦免となつたので、銀道具を「誂度と存唐人共有之候ハ、誂させ可申」と触れている<sup>15)</sup>。なお、寛文八、九年は金一兩につき銀五四、五六匁替、同十、十一年は五八匁替、同十二年は六八匁替であった。

オランダの金持渡高は

寛文八―同十二 小判 四三五、七〇八兩

大判 二六枚 (金一九五兩)

となり、寛文八、九年は五六匁替、同十、十一年は五八匁替、同十二年以後は六八匁替である。さらに寛文八年から輸入歳額が限定された貞享二年の前年まで一七ヶ年の金輸出高は一、一八五、九八一兩三步と計算される。

ところが前にも引用した安永八年五月阿蘭陀通詞目付西吉太夫書上に、正保五年から享保三年までの阿蘭陀商売高の内の「金銀并金銀之道具持渡高之事」として

正保五―寛文七 銀一〇六、一九六貫一〇〇目 此金一、五六一、七〇七兩余

寛文八―貞享元 金一、一八八、九七五兩 此銀八〇、六四二貫三五一匁 (注、金高は「通航一覽」の誤記を訂正した。) とある。

先きに計算した慶安元(正保五)―寛文七年のオランダ持渡銀は、大小判の代銀を加算すれば一〇六、一一九貫六二〇目となって、これに近い銀高であるが、寛文八―貞享元年の持渡金高は約三、〇〇〇兩の差がある。

註

① 「唐通事会所日録」七 宝永五年五月廿五日、なお唐船

オランダ船の貿易高についての諸記録は正保五(慶

第一次銅座と住友

安元)年以來のものが知られていることを注意したい。

② 「寶永六年日記」三月廿九日

③ Oskar Nachod, Die Beziehungen der Niederländischen

Ostindischen Kompagnie zu Japan im siebzehnten

Jahrhundert: 1897 富永牧太訳がある。

④ 「銅異國賣覺帳」

⑤ 「銅異國賣覺帳」寛文十一年八月 銅屋共訴状、牛込

奉行は訴状を長崎へ持参し、小判直違分は日本商売人へ与えることとしたが、寛文十二年には貨物市法商売法が施行されるように定まったので、江戸年寄衆等の訴願は当然採用されなかった。

⑥ 「年々帳」無番、「銅異國賣覺帳」延宝二年霜月十四日

泉屋吉左衛門・同五郎右衛門・銅屋三右衛門訴状、訴状は評定所へ提出されたが、経過は『泉屋叢考』第九輯四八頁以下に詳しい。

⑦ 「年々帳」無番 延宝四年辰之二月 大坂銅や泉屋五

郎右衛門外七人辰年江戸ニ而御訴訟申上候覺、勘定奉行甲斐庄喜右衛門(正親)へ提出、また長崎奉行岡野孫

九郎(貞明)へも差し上ぐと付記している。

⑧ 『長崎学会叢書』第七輯「統長崎鑑」、長崎県立図書館所蔵の渡辺庫輔本を底本としている。

⑨ 「通航一覧」卷百六十一

⑩ 「唐通事会所日録」一 寛文八年八月八日

⑪ 「右同」一 寛文四年八月十九日

⑫ 『長崎市史、通交貿易編  
東洋諸國部』一三七頁、京都大学國史研究室

蔵写本「京都役所方覺書」は、内容は「京都御役所向大概覺書」の先驅をなすもので、遅くも元禄八年中頃以前に稿成つたものと思われる。その「四十一長崎糸割符」とともに「四十二先年貨物之譯」の条は比較的要領をえた長崎貿易の記述であるが、次のように見える。

貨物之儀糸割符と大方者同前ニ而惣割符之様成物にて候、賣物不殘五ヶ所之札宿壺品々目利役唐人藏元ハ罷越見分いたし、拾貫目之代物に候得ハ五貫目程之積ニ一色々々五ヶ所分面々存寄之直段帳面ニ認、奉行所ハ差出候上、奉行所ハ直段之儀横帳ニ認唐人宿ハ遣し、

直段於同心者可賣渡候哉、不同心ニ候ハ、積戻り候様ニ

貨物拂銀高ニ應し増銀被下候

と被申渡可申由、其後代物品ミニ一色宛ニ元直段付、か

⑬ 「通航一覽」卷百六十

んばんに出し、諸商人へ入札いたさせ賣拂申候、其以後

⑭ 「右同」卷百六十一

利銀之分五ヶ所之會所藏へ入運、重而奉行所之判形を以

⑮ 「唐通事會所日録」一 寛文九年八月十六日

### 三 貞享令と銅輸出の増加

貞享元年（一六八四）十二月幕府は出府中の長崎奉行宮城監物（和庸）に対して、これまでの貨物市法商売法を廃止し、明暦元年（一六五五）廃棄した糸割符を復活し、その他の諸色は相對貿易とすることを指示し、翌年正月その旨意は長崎へ触れられた。ついで八月には唐船は銀六、〇〇〇貫目、オランダ船は同三、〇〇〇貫目（金五万両）、計九、〇〇〇貫目以上の貨物輸入を禁止するという輸入歳額の限定が行われたので、これが貞享令である。

貨物市法商売法は輸入貨物の直段を低くし輸入貿易の利益を減少させたが、減少分は数量の増大をもって補足することも出来たわけであるから、輸入銀高の縮小には必ずしもならぬとい得る。「崎陽群談」第二に

右市法の仕形商賣の事に於ては、此上の良法に候、然といへ共唐船致積荷物銀高並商賣

の銀定のなく候故、元直段下直に成候程、唐船の積來候員數多く、惣員數にて持渡り候故、金銀限りなく外國へ相渡候

とある。しかし貨物市法商売法施行の後、やがて輸入銀高が以前に比較してかなり減少したことは事実である。「京都役所方覺書」長崎糸割符の条に

貞享元子年迄ハ貨物商賣ニ付、年々大概壹万三、四千貫目程ツ、唐人・阿蘭陀商賣致し候處、大分ニ日本之金銀異國へ相渡り候ニ付、貞享貳丑年ハ銀高極り候由

とあるが、一万三、四千貫目ほどの輸入銀高というのは貞享元年に近い頃の大概の額であろう。貞享元年のオランダ船貨物銀高五、九五二貫余、唐船貨物銀高七、五〇〇貫余、計一三、四五二貫余であったという。しかし外国流出の金銀がやはり多く、この事實は後にも述べるが、これの抑制を徹底するためには輸入歳額の限定に踏み切ったといえる。<sup>①</sup>

貞享以来銅の輸出高、特に唐船の輸出高はほぼ増加する傾向にあった。輸入歳額の限定される中において、輸出銅高増加は相対的に金銀流出を大きく防止することになる。

輸出銅高を確知することは困難な問題ではあるが、貞享二年度オランダ船輸出を二、三四五、九〇〇斤として口銭を含めて一〇〇斤について代銀一〇九匁で二、五五七貫三一匁、金一兩銀六

八匁替で金三七、六〇三兩余となる。貨物金高五万兩で金子持渡が四、七三九兩二分といわれ、残り金七、六五八兩が銅を除いた「日本に而諸品調代并遣捨」の金高である。また唐船の輸出銅高二、三二八、四四〇斤として、口銭を含めて代銀一〇八匁五分で二、五二六貫三五七匁余となる。同年の丁銀・銀道具の持渡高は明らかでないが、六、〇〇〇貫目の貨物銀高とすれば残り三、四七三貫余が銅を除いた諸品代銀および遣捨分、丁銀・銀道具の持渡高の合計である。

貞享三年度はオランダ船輸出銅高二、一一八、〇〇〇斤として口銭を含め代銀一〇九匁で二、三〇九貫六〇一匁、この金三三、九六五兩である。同年の貨物売高金四九、九九六兩一分・銀一五匁三七三、内金三七、六九〇兩・銀一五匁一分は諸色買物持渡高、金八、二八六兩・銀二分七厘三毛は遣捨分、金四、〇二〇兩一分は小判并銀道具持渡高で、銀道具は丁銀四貫三六六匁に相当するとある。そうすると銅を除いた諸色持渡高は三、七二五兩に過ぎない。

唐船は輸出銅高三、二四四、四八三斤五として、同じく一〇八匁五分で三、五二〇貫二八二匁五分となる。貨物売銀高五、九六九貫七五四匁八分四厘六毛二で、御定高以外に伽羅の公儀売上代銀八三貫八三五匁五分があつて、内三、六一六貫二二八匁六分六厘五毛が諸色買物、一、八四〇貫六〇六匁五分八厘一毛二が遣捨、五九六貫七五五匁一分この内四六四貫五七四匁五分が丁銀、



## 唐船輸出銅高

(単位：斤)

割		代物替	総計	輸出銅 (資料甲)
丁銅	計			
	2,614,888			2,675,100
	2,328,440			3,288,200
	3,244,493.5			4,455,700
	4,294,562			3,830,200
	3,921,730			3,370,600
	3,542,622.5			3,352,568.5
	3,743,873.4			3,766,873.5
	*3,345,155			2,939,440
	3,546,374			2,564,650
	3,362,685			3,502,717
	3,440,799.97			3,298,150
	3,459,379	701,757.89	4,161,136.89	4,375,762
	2,441,946	4,577,822.99	7,019,768.99	6,946,589
	2,182,826	4,225,352.11	6,408,178.11	6,325,035
	2,157,162.66	3,925,233.64	6,082,396.3	
	1,332,486.5	**3,903,950.16	5,236,436.66	
600	672,154	***2,957,361.35	3,629,515.35	

第一次銅座と住友

\*\*\* 間吹銅 30,060斤・古地銅 2,039斤をそれぞれ含む。

一三二貫一八〇目六分が銀道具を拵えて持渡った丁銀分であるといふ。② そうすると銅を除いた諸色持渡分は僅かに九六貫目足らずである。もっとも以上の輸出銅は棹銅としての計算で、実際にはかなり下値の荒銅等売った分もあったらしい。

さて、輸入歳額の限定の前年貞享元年（一六八四）から銅座設置の前年元禄十三年（一七〇〇）までの唐船銅輸出高から見えていく。第3表は資料乙から作製したものであるが、元禄年間には荒銅以外に板

第3表 貞享1～元禄13

年次	船数	本					
		棹銅	荒銅	板銅	焼銅	鍍銅	
貞享	1	24	2,607,888	7,000			
	2	73	2,294,690	33,750			
	3	83	3,051,260.5	193,233			
	4	115	3,804,387	490,175			
元禄	1	117	3,368,600	553,130			
	2	70	3,352,322.5	155,300	35,000		
	3	70	3,704,173.4	29,700	10,000		
	4	70	2,939,640	259,215	138,000		
	5	70	1,954,820	1,591,554			
	6	70	3,236,865	125,820			
	7	70	3,279,001.97	161,798			
	8	60	3,342,230	77,415	39,734		
	9	70	2,349,903	88,379	3,664		
	10	70	2,177,643		5,183		
	11	67	1,977,865.66		15,716	153,631	9,950
	12	69	1,171,966	12,760.5	2,500		145,260
	13	53	627,831	12,195	19,200		12,328

斤の100分の1未満を省略した。

\* 延銅 8,300斤,    \*\* 荒銅 11,573.5斤・鍍銅 65,457.4斤・古地銅 27,626.75斤,

銅・延銅・丁銅といった棹銅以外の形違銅と呼ばれたものが輸出されている。鍍銅とは大坂で抜銀銅をいつている。元禄八年から本割即ち御定高による輸出銅と代物替による輸出銅を分けて示される。次に第4表は第1表と同様に、資料甲により輸出銅総高、唐船・オランダ方輸出銅高を示し、また( )内に資料乙による唐船輸出銅高、ナホッドの著書によるオランダ方輸出銅高、さらに仮りにこの両者を合計して輸出銅総高を記した。別に「貞享貳丑」享保六丑年

第4表 貞享1～元禄13 輸出銅総高, 唐船・オランダ方輸出銅高

年次	輸出銅総高	唐船輸出銅	代銀 (手取)	オランダ 輸出銅	代銀 (手取)
貞享 1	5,135,500 <sup>斤</sup> (4,894,888)	2,675,100 <sup>斤</sup> (2,614,888)	101.5	2,460,400 <sup>斤</sup> (2,280,000)	106
	5,634,100 (4,428,440)	3,288,200 (2,328,440)		2,345,900 (2,100,000)	
	6,574,600 (5,244,493.5)	4,455,700 (3,244,493.5)		2,118,900 (2,000,000)	
	5,330,200 (5,794,562)	3,830,200 (4,294,562)		1,500,000 (1,500,000)	
元禄 1	4,620,600 (5,484,230)	3,370,600 (3,921,730)	106	1,250,000 (1,562,500)	106.5
	5,312,568.5 (5,502,622.5)	3,352,568.5 (3,542,622.5)	105.5	1,960,000 (1,960,000)	107
	5,216,873.5 (5,193,873.4)	3,766,873.5 (3,743,873.4)	104.5	1,450,000 (1,450,000)	107
	3,861,840 (4,245,155)	2,939,440 (3,345,155)	104.4	922,400 (900,000)	107
	4,070,250 (5,346,374)	2,564,650 (3,546,374)	99.5	1,505,600 (1,800,000)	106
	4,512,317 (4,562,685)	3,502,717 (3,362,685)	100	1,009,600 (1,200,000)	106
	5,029,100 (5,040,799.97)	3,298,150 (3,440,799.97)	98.6	1,730,950 (1,600,000)	106
	6,145,262 (5,861,136.89)	4,375,762 (4,161,136.89)	99.6	1,769,500 (1,700,000)	105
	8,847,502 (8,669,768.99)	6,946,589 (7,019,768.99)	98.3	1,900,913 (1,650,000)	105
	8,906,023 (8,908,197.11)	6,325,035 (6,408,178.11)	99.4	2,580,988 (2,500,000)	106
	(9,020,296.3)	(6,082,396.3)	107	(2,937,900)	110.5
	(7,486,436.66)	(5,236,436.66)	107	(2,250,000)	111
	(5,126,415.35)	(3,629,515.35)	113.5	(1,496,900)	115.9

第一次銅座と任友

迄異國渡銅高并直段付覺」と題する記録があつて輸出銅総高、唐船・オランダ方売銅高の概数を記して資料甲に一致しているが、銅一〇〇斤につき荷主の手取代銀高と口銭、さらに銅売買や口銭について若干の説明を付している。<sup>③</sup>第4表にこれより手取代銀高を記入した。なお、唐船の口銭は従前からの二匁の外に、貞享二年から本通詞分に三匁を出すことになって直接唐人から請取つたが、翌三年から荷主が引取り本通詞へ渡すこととした。元禄十一年から翌年春船まで枯梗屋又八が輸出銅を請負つたことは後述するが、手取代銀は唐船一〇七匁、オランダ方一一一匁で、この内から唐阿蘭陀商売方総取締高木彦右衛門へ運上銀七匁四分を渡したので又八の手取は九九匁六分と一〇三匁四分となつた。銅代銀は棹銅直段で實際は荒銅・間(真)吹銅その他で差もあり、春夏秋の諸船間に多少の高低を生むこともないではなかつた。

資料甲と乙で唐船輸出銅高にかなり差があるが、乙の棹銅高のみについて見ると、元禄元、二、三、四年分など接近しており、元禄四年のごときは殆ど一致する。この事実を注意しておきたい。

「異國人に賣渡し申代物品」と題する貞享元年から元禄十年までの輸出銅の記録がある(資料丙)。貞享二年以来は唐人売銅につき春夏秋諸船の売銅高、また五ヶ一銅を記しているが、五ヶ

一銅を含めて書いた場合と別個に列記することもある。さらに元禄三年からは掛欠銅高を記入しているが、最初にあげている銅高は、掛欠分を含めた場合とこれを除いていることもある。元禄五年・同十年の記載を整理して例示する。

元禄五年

銅 四、〇七〇、二五〇斤

一、四四〇、〇〇〇斤

阿蘭陀売

六五、六〇〇斤

右外掛欠

三七五、九〇〇斤

五ヶ一

一五、九〇〇斤

五ヶ一の内掛欠

五二四、六二〇斤

春船一七艘売

三、一〇〇斤

右内掛欠

一〇四、四〇〇斤

右五ヶ一

四〇〇斤

長崎地下

六〇一、二二〇斤

夏船三三艘売

一、五〇〇斤

右内掛欠

一二〇、五五〇斤

右五ヶ一

二、六〇〇斤 言伝銅

六〇〇斤 長崎地下

六六五、九〇〇斤 秋船二〇艘売

一、九六〇斤 右内掛欠

一六六、五〇〇斤 右五ヶ一

これによると、オランダ売は一、八〇〇、〇〇〇斤、唐人売は二、一七六、六三〇斤となり、掛欠が前者で八一、五〇〇斤、後者で六、五六〇斤となる。その他長崎地下売が計一、〇〇〇斤あり、言伝銅が二、六〇〇斤ある。言伝銅は或は前年から持越した売銅を当年の船に言伝したのかも知れぬ。五ヶ一銅は足尾銅で、足尾所管代官の下役人や足尾山師が長崎へ派遣されて輸出銅高の五ヶ一を輸出した。延宝四年から実施され、長崎に出店を持つ泉屋吉左衛門・大坂屋久左衛門が翌年から長崎からの銅代の江戸送り為替方を勤めた。しかし五ヶ一銅は足尾銅が不足するようになり、元禄元年からは両家でこれを補充するようになった。<sup>⑤</sup>資料甲の唐船輸出銅は、長崎地下売・言伝銅、及び掛欠分をすべて合計した数量に相当する。

元禄十年

銅 八、九〇六、〇二三斤

第一次銅座と住友

第一次銅座と住友

二、五〇〇、〇〇〇斤 阿蘭陀売

八〇、九八八斤 右外掛欠

一、九五七、八〇八斤 春船二〇艘売

四、六五〇斤 右外掛欠

一、二〇九、二一〇斤 夏船一四艘売

三、七〇〇斤 右外掛欠

一、四六七、三四二斤 夏船一六艘売

三、九六〇斤 右外掛欠

一、七七一、六六三斤 秋船二〇艘売

三、九〇〇斤 右外掛欠

計 九、〇〇三、二二一斤

内 九七、一九八斤 掛欠

これによると、オランダ売二、五〇〇、〇〇〇

斤、唐人売六、四〇六、〇二三斤、輸出総高八、

九〇六、〇二三斤となり、掛欠は計九七、一九八

(単位：斤)

オランダ輸出銅高	掛欠
2,460,400	
2,345,900	
2,118,900	
1,500,000	
1,250,000	
1,960,000	
1,450,000	61,900
900,000	22,400
1,800,000	81,500
1,190,000	71,250
1,670,000	60,950
2,008,638.8	80,050
1,832,962.9	67,950
2,500,000	80,988

斤となる。これらを整理して第5表に示したが、春夏秋諸船の売銅は合計している。表の左端の銅高は記載の順序を異にした元禄十年度を除いて、最初に記された銅高であって、元禄三年掛欠の記入あってからは掛欠分をも加算したもので、これが資料甲の輸出銅高と一致する。そこで元禄二年以前の輸出高もやはり掛欠やその他の銅を含めた数量であろうという疑問が起こるが、それが基づく報告の種類が異なるということも考えられるので速断も出来ない。

元禄十四年三月、泉屋の手代五兵衛は銅座会所へ赴いて、元禄十二、十三年の「異國向棹銅渡り高書付并棹直段書付」を届けている。<sup>⑥</sup>これを整理すると次のとおりである。

第一次銅座と住友

第5表 貞享1～元禄10 輸出銅高 (資料丙による)

年次	記載総高	輸出銅総高	唐輸出銅高	船高	掛欠
貞享 1	5,135,500		2,675,100		
2	5,634,100		3,288,200		
3	6,574,600		4,455,700		
4	5,330,200		3,830,200		
元禄 1	4,620,600		3,370,600		
2	5,312,568.5		3,352,568.5		
3	5,216,873.4	5,154,973.4	3,704,973.4		
4	3,861,840	3,839,440	2,939,440		
5	* 4,090,750	3,976,630	2,176,630		6,560
6	** 4,512,317	4,429,072	3,239,072		10,845
7	5,029,100	4,957,900	3,287,900		10,250
8	6,145,262	6,052,626.6	4,043,987.8		12,585.4
9	8,847,502.8	8,760,688.8	6,927,725.9		18,864
10	9,003,221.5	8,906,023	6,406,023		16,210

\* 長崎地下売 1,000斤・言伝銅 2,600斤,      \*\* 長崎地下売 1,150斤を含む。



第一次銅座と住友

元禄十二年

唐人壳

銅 一、八三五、一一二斤三

内 五七三、四三〇斤

一、二六一、六八二斤三

一、八六五、三二九斤七六五九

内 六〇九、五二六斤五

一、二一四、九五三斤二六五九

四〇、七五〇斤

一、三七二、二八〇斤九

内 一、三六六、七八〇斤九

五、五〇〇斤

計 五、〇七二、六二二斤九六五九

内 一、一八二、九五六斤五

九六、二六〇斤

一一、〇八〇斤五

春船二〇艘

直段一〇〇斤に  
つき手取一〇七匁

本割

代物替

夏船二八艘

手取一〇七匁

本割

代物替

願売分

秋売二一艘内一七艘(代物替)

右一七艘売

手取一〇七匁

代銀を残し出船、銅は唐通詞預る

本割

本割

鉸銅

間吹銅

本割の内

三、八八九、六六六斤四六五九 代物替 (願売分を含む)

六五、四八七斤四 鋅銅

一一、五七三斤五 間吹銅 } 代物替の内

オランダ売

銅 二、五〇〇、〇〇〇斤 内 二五万斤預けおく

内 一、七九八、二四五斤六一四〇四 本割

七〇一、七五四斤三八五九六 代物替

総計七、五七二、六二二斤<sup>(九)</sup>五六五九

元禄十三年

唐人売

銅 一、八四九、三一九斤九三二 春船二〇艘 手取一〇九匁七

内 六〇七、七五二斤 本割

一、二四一、五六七斤九三二 代物替

二二一、三七三斤四三九一 夏船五艘 手取一〇九匁七

内 七〇、〇七九斤 本割

一四一、二九四斤四三九一 代物替

第一次銅座と住友

第一次銅座と住友

一、五三三、三〇〇斤

秋船二八艘代物替 手取一二三匁五

計 三、五九三、九九三斤三七一

内 六七七、八三一斤

本割

一、九一六、一六二斤三七一

代物替

オランダ売

一、二四六、九〇〇斤

手取一二五匁九

内 五七四、〇六五斤六八五二

本割

六七二、八三四斤三一四<sup>(八)</sup>五

代物替

この外前年預分二五万斤を渡す

総計四、八四〇、八九三斤三七一

これは掛欠を除いた銅高であることは疑いない。資料乙に比較すると、唐船輸出において本割・代物替ともにやや少ない。また棹銅以外の諸銅においても総高でやや少なく、銅種でも荒銅をあげず、差がある。なお、鉸銅は抜銀銅で諸銅山山元で銀を鉸った銅が多く、鍔銅も同じものである。

輸入歳額の限定された頃から特に元禄に入って、異国売を許されたという「古來銅屋十六人」、

彼等は棹銅を主として輸出したのであるが、その銅屋以外のものが、棹銅以外の荒銅・間吹銅或は丁銅・中平銅等の鑄形違銅を輸出することが多くなった。

貞享二年から大坂の塚口屋長左衛門手代の與右衛門が山城屋徳右衛門或は讃岐屋などと変名し、荒銅・間吹銅・丁銅・中平銅を長崎へ送り異国売を行ったが、元禄二年になって與右衛門の長崎下向を禁止された。この與右衛門はまた元禄十年頃から長崎においての鑄銭の下地銅を請負ったということ吹銅を送っていたが、同十三年暮にも長谷川六兵衛(安定)代官所管の多田銅山の鍔銅をやはり銭下地用の名で落札入手している。<sup>⑦</sup>また貞享二年に長崎町人山口治左衛門が大坂で金六、〇〇〇両の銅を買い異国売を計画したので、八月銅屋から大坂滞在中の長崎奉行宮城監物へ訴え、奉行は治左衛門の訴願を退け新規の企であるとして差し止めた。<sup>⑧</sup>同年江戸の泉屋宗壽が長崎町人松浦平八とともに異国銅売を長崎で訴願したが、宗壽は新規の企画、平八は延宝五年異国銅売の実績はあっても翌年から八ケ年も中絶している理由で採用されなかった。<sup>⑨</sup>

貞享五(元禄元)年に大坂の河内屋傳次・平野屋忠兵衛・同小左衛門・同三右衛門四人は鑄形違銅を長崎へ下し、同地の柿木屋又兵衛が引請けて抜荷・代物替或は下直にして密々に異国人へ売ったという。鑄形違銅は大坂の川崎屋平兵衛・多田屋市郎兵衛が河内屋へ吹き売りしたのである。

密売が発覚して船本彌兵次の蔵にあった残り銅一、八〇〇丸余（うち、間吹銅九〇〇丸）は没収され、又兵衛は籠舎となった。同年平野屋忠兵衛・河内屋傳次の間吹銅・鑄形違銅一、〇三六丸が欠所となったが、この銅は処分後に長崎へ下着し、兩人は大坂町奉行へ訴願して奉行の書付を携えて翌元禄二年六月長崎へ下り、同地の割符年寄吉文字屋三郎兵衛の手を経て長崎奉行へ訴願して銅一、〇三六丸を申し請け、唐人へ全部売却した。

元禄四年には大坂から長崎へ送られる鑄形違銅は三、四〇万斤までであったが、同五年には五、六〇万斤にも達したという。鑄形違銅は一〇〇斤につき銀一一〇匁から一二〇匁、間吹銅は一〇一匁五分ほどで、唐人売であるから口銭銀五匁をこれから引いて手取となる。しかし間吹銅・鑄形違銅ともに、公儀へは荒銅と届け、直段も七五、六匁、元禄四、五年頃には八七、八匁と書き出しており、銅屋も「扱々御公儀をかすめ偽を以或荒銅、或殊外下直ニ書上申事一圓合点不參候」と述べている。荒銅は銅取引の枠外として、他の諸色と同様に取扱う慣行があったらしく、このことは後に述べる。しかし元禄四年に銅屋中から、大坂平野屋清右衛門手代徳兵衛が近年長崎に借宅して傍輩の長兵衛から間吹銅・鑄形違銅を徳兵衛方へ積下している事実を、長崎年寄衆へ連絡した。ところが年番高木彦右衛門からの返報には、鑄形違銅は棹銅同前であるから異国売

を差し留めるが、間吹銅は格別のことで近年地下人家業としてきているので、公儀へ取次はなし難いというのである。銅屋は「一同合点不参」と記している<sup>10</sup>。これによると、長崎年寄等は間吹銅も荒銅に准じて、異国売を認めようという姿勢であったらしい。

元禄四年八月に長崎町人の間吹銅・鑄形違銅の抜荷が発覚した。山口五郎右衛門の五人兄弟は一人は自害、四人は手錠籠舎。吉郎兵衛等三人は欠落して大坂で捕えられ、十二月長崎へ送られて籠舎。清水屋加兵衛父子も籠舎。嶋屋吉左衛門は籠死。佐藤茂右衛門は山口・嶋屋に頼まれ間吹銅買入に大坂に登って御預け。飛脚又兵衛は右の抜荷物を京の金屋長右衛門等三人の間屋へ渡した咎で籠舎。京三人の間屋はそれぞれの町へ御預け。その他の二三人は山口・清水屋同類で十一月に磔・打首に処せられたが、内二、三人は地下人、その他は船頭・水主・旅人であったといわれる。

元禄五年三月銅屋一六人は、彼等の銅異国売の古来の沿革を述べて、新規の企により自分等の家業を妨げるものあるをもってその差留方を大坂町奉行へ訴えた。それによると、近年新規に荒銅・間吹銅・丁銅・中平銅と種々に鑄形を違わせ長崎へ下すものあり、当初は少量であったがしだいに多額となり、公儀へは荒銅と書き上げ、異国人・荷主・小宿相対にて下直に売り渡し、そ

の年切りに売り尽くすとある。鑄形違銅はすべて大坂で新吹屋が吹いて送るので、彼等に事情を糺すと自分で下すのは僅かで堺・長崎の町人からの詭により何方へ売るかは何れも存ぜぬなどと答える。銅屋の下り銅は各自に割り付けて異国売するのであるが、売口しだいに減少し元禄四年には金高七九、〇〇〇両の銅が長崎に売れ残ったという。この訴状の中に「古來私とも賣渡す棹銅の次第」はとして棹銅異国売の長崎での手続を記して、銅屋の棹銅と新規業者の諸銅の売方手続を対比している。訴状とともに新規吹屋人数一人の名と「異國人に棹銅賣申高書之事」を添えて提出しているが、棹銅売申高は貞享元年から元禄四年までの分で資料甲と丙の数量と同じである。<sup>⑩</sup>

同年七月銅屋は大坂町奉行所割符役人へあて、彼等が古來異国へ売っている棹銅と新規に売られている間吹銅との日本に与える得失の積り書を差し出した。<sup>⑪</sup>それによると、棹銅は通詞口銀を除いて一六万貫目につき代銀一、〇二〇貫目、間吹銅は同じく銀九〇〇貫目で売っており、間吹銅は銀鉸を行わぬから一〇貫目につき銀一〇匁を含むものとして、一六万貫目で銀一〇〇貫目、合わせて銀二〇〇貫目ほど日本の損失となるという。間吹銅は元來は棹銅より一六貫目につき銀六、七匁下直であるが、近年異国間吹銅の需要増大のため大坂では却って棹銅より七匁も高直となり、春から七月までに一六万貫目ほども長崎へ送られた。棹銅・間吹銅の吹立入費を対比す

ると、棹銅は真吹・合吹・絞吹（この二吹は南蛮吹）・小吹と四度吹で一六万貫目につき銀二六七貫目ばかり、間吹銅は真吹の一度吹で銀四〇貫目ですみ、差引二二七貫目は吹工はじめ炭間屋・箱屋・鍛冶屋・炭焼等の渡世の資ともなっていると、新吹屋は棹銅を売ることは出来ぬので元禄元年から新規の企をもって荒銅・間吹銅・鑄形違銅を吹き立て内密に売り渡し、近年は長崎町人と馴れあい公然と多く売っていると述べている。そして銅屋が間吹銅・荒銅の異国売を赦免していただければ、彼等に一匁も売らさぬようにするが、荒銅・間吹銅をかつて異国売しなかつた銅屋としては慣法上も、それは出来ぬことだといっている。この積り書とともに差し出した訴状に、

小吹屋一人の由緒を記して従来どおり彼等は銅吹家業に従い、新規の異国向間吹銅・鑄形違銅を吹いて売らぬよう、もとより自分で長崎へ吹き下さぬように仰せつけられたいと願っている。即ち小吹屋一軒の多くは一六軒の銅屋の吹所にかつて勤めた吹人か手代の出身であつて、近年の新吹屋であり、五、六年以来異国向間吹銅・鑄形違銅を長崎へ下して他国からの詭によつて吹いたといひ逃れたりし、また長崎人と馴れあい吹いたりしていると述べている。なお、銅屋中で泉屋をはじめ大坂屋・大塚屋は以前から吹所を持っていて大吹屋と称し、これに対し新吹屋は小吹屋と呼ばれた。小吹屋一軒中に、前述の河内屋傳次・平野屋三右衛門・同小左衛門・同忠兵



衛・多田屋市郎兵衛等がある。割符役人は大坂在住銅屋一〇人と小吹屋を呼び詮議した結果、九月になって双方を奉行所へ召し出し、両町奉行出席の上で銅屋訴願のとおりい渡された。即ち小吹屋に対し、向後は前々のごとく地銅（地売銅）を吹き商売し、異国向間吹銅・荒銅類は当人もとより他所からの詭と称して吹き長崎へ下すことはならぬというのである。

以上によると、古来の銅屋は棹銅を輸出し、少なくとも棹銅をもって輸出するを建前にするという立場であった。これに対し貞享以後特に元禄に入って新規に輸出を企てられた銅は、荒銅・間吹銅、その他の丁銅・中平銅等の鑄形違銅であった。しかも間吹銅等を荒銅と偽り公儀へも届けたものも多かったという。長崎町年寄の中には銅屋の報告に対し、間吹銅は鑄形違銅とは異り、その異国売の取締について公儀へ届け難いという態度であった。これらによると、棹銅以外の諸銅が奉行所の認許を得て、かなり輸出も行われており、輸出銅高や直段は長崎町役人や会所などでは把握されたはずである。抜売も多かったが、これはもとより嚴重に取り締まり発覚すれば重罰を課せられた。銅屋では、輸出銅の正確な全容を調査したり、報告を入手することは困難であったと思われる。資料甲・乙その他で、特に唐人方売銅の数量が時期によってかなり大きな差がある理由の一は、この辺にあるのかも知れぬ。大坂の小吹屋が異国売銅に関係することは禁止さ

れたが、なお銅屋以外のものの輸出があつた。

元禄六年十月秋船から荒銅買渡のことを願ひ出たが、荒銅買渡を停止したことなく近年段々持渡っているという返答で、唐人屋敷で荷主と直組し、一〇〇斤につき銀九六匁五分と決定したと見える。これなど或は銅屋以外の荒銅であろう。<sup>13)</sup>元禄七年六月江戸の湊屋庄兵衛、長崎の山口仁右衛門・古田養仙の三人が大坂銅問屋に集まる荒銅を吹屋同様に入札できるよう大坂町奉行所へ願ひ出た。訴状によると、彼等は肥前大村領の銅山稼行を元禄五年領主へ願ひ出て、領主から長崎奉行の諒解を求めて採掘し、その産銅と他国から買ひ集めた荒銅を大村領内で問吹し、翌六年から唐人へ売り渡したのである。そこで今度大坂で荒銅を買ひたいが、それは法度であるようにいわれて不可能であり、豫州立川銅山産銅を買ひ契約をして同地に赴いたところ、諸国で荒銅を長崎へ売ることが法度である旨を大坂銅屋から立川の山奉行へ書き送り、これも買えぬと述べている。湊屋等の訴願に対し、七月銅屋は、大坂町奉行所へ、総じて異国向銅は当地以外で吹く例はなく、ただ公儀の足尾銅山のみは例外であることを陳情し、三人の訴願は却下された。<sup>14)</sup>その後も古田等は、大村領内で輸出用の鑄形違銅吹立を計画したが、結局成功しなかつた。

元禄九年正月長崎町人炭屋六兵衛は、問吹銅の唐人売を江戸の勘定所へ願ひ出て取り上げられ

ず、さらに長崎奉行へ訴願した。訴状によると、彼は元禄初年数ヶ年間吹銅を唐人方へ売ったが、同五年大坂棹銅屋仲間が小吹屋の取扱差留の訴訟を大坂町奉行へ出して間吹銅吹立が停止となつたため、渡世を離れて餓命に及ぶと述べ、唐人に間吹銅の要望があり、唐人売を許されたならば一〇万斤につき運上金五〇両を年々上納するといひ、大坂で間吹銅を逃えたく、また異国渡銅高の十分の一を商売したいとも記している。<sup>15)</sup>この訴願も当然聞き届けられなかつたであらう。

貞享から元禄に入つて、特に唐船の銅輸出の増大の傾向は、銅屋の棹銅輸出以外に諸方面から荒銅・間吹銅・鑄形違銅の輸出となつて現われているといえよう。抜売も少なくなかつたようである。これは一方に日本の産銅が明治以前においてこの頃に最高に達したと思われる事情があり、輸出銅直段も前代に比較してかなり下直となっている。他方に輸出歳額の限定された時代に、金銀の持出しはきびしく抑えられており、日本貨物を買入れる必要があるが、特に唐船にあつては貨物中で銅が強く要望されたのである。

貞享令の施行された貞享二年に來航した唐船は、これまでの船数に比して急増し七三艘であつた。そこで積戻船一二艘あり、その後も來航船がますます増えたので、元禄元年七〇艘と定め、春船二〇、夏船三〇、秋船二〇艘と割り付けた。

清の順治十八年(寛文元、一六六一)から康熙二十三年(貞享元)にかけて、台湾に拠った鄭氏に対抗して、清は瀕海五省の海禁を強化し船舶の出海を禁じ、いわゆる遷海令を実施した。しかしこの間に唐船の日本渡航が厳密に禁絶されたわけではなかったことは明白である。康熙二十二年(天和三)七月に鄭氏が清朝に降って台湾は平定され、翌貞享元年遷海令が解かれ、康熙二十四年即ち貞享二年には唐船の来航するものが激増したのである。

貞享二年には十一、十二月入津の唐船は商売を許されず積み戻し、翌年春船として積戻荷をそのまま積み、或は多少の荷物を仕入れて積み添えて渡来する状態であった。貞享二年から同四年にかけて唐船との抜売のかどで処罰されたものはなほ多い。春夏船の船頭も荷物替(代物替)の許可を願い出たものが多数であり、オランダ船は貞享二年には過半の荷物は売残りとなり商館倉庫に役人封印のまま保管される有様であり、商館長から代物替を訴えている。元禄元年に柿本屋又兵衛が大坂の小吹屋の鋳形違銅を引請けて代物替としたのは抜売であるが、唐人の銅による代物替は強く希望するところであった。

清の順治二年(正保二、一六四五)から康熙三十八年(元禄十二、一六九九)まで、北京の鑄錢局で銅錢鑄造のための料銅は年に二二四万斤余と定めたといわれ、江蘇などの六ヶ所の税関では税関

監督は商人を招いて日本へ赴いてその銅を購入させたという。銅購入の資銀は税関の税銀内から支弁した。康熙三十八年に私商を招き税関自らの責任で日本銅を買い上げるといふ従来の方法を改めて、内務府官商をして日本銅の調達を引請けさせることにした。<sup>16</sup> 当時は雲南銅の供給も十分でなかったし、洋銅即ち日本銅が殆ど唯一の鑄錢の料銅であり、日本銅輸入が必須のものであった。

## 元禄三年春船の報告に

去年御當地を買渡り申候銅之儀下直に罷成、商船共少く損失仕申候、其子細は雲南と申省を兼而銅出申候得共限有之儀御座候所に、去年を銅之新山出来銅大分出申候而、浙江・寧波にも夥敷致運送參申候ニ付、右之通損失仕申候、然共雲南を運送殊之外成遠

路と申難所罷越儀に御座候得は、打通運送可仕儀も相知不申候

とある。<sup>17</sup> その後、元禄五、七、八年の寧波・南京仕出の唐船等は、いずれも雲南の産銅があつて銅直段が下り迷惑していることを述べている。しかし唐船では日本銅の買渡が諸貨物中で最大であり殆ど唯一の重要品であつたことには変りはなかつた。元禄五年六月入津の南京船も「惣而御當地を歸船に買渡り申候諸色之内に而も銅一色を頼申候處に」といつている。

京の町人茶屋休嘉は代物替を企てて江戸・長崎間を毎年往返していたが、元禄七年九月江戸から長崎へ下り、十月代物替のことを長崎奉行へ願ひ出た。訴状によると、唐船數七〇艘、総金高一〇万両と定められて輸入諸色減少し直段しだいに高騰したこと、唐船は反物類・葉種等の積戻荷をもって年々渡海し品物は古くなり或は腐損すること、そこで御定高の外に銅二〇〇万斤をもって七〇艘の売残り積荷物を買うこととすれば、諸色も下直となり抜荷もなくなろうというのである。休嘉の訴願は聞き届けられなかったが、翌八年八月に江戸町人伏見屋四郎兵衛の銀一、〇〇貫目代物替の訴願が許可され、十月にはそのことが長崎で唐人方へも申し渡されている。即ちオランダ方銀三三三貫三〇目、唐人方六六貫六七〇目として割り付け、銅をもって残り荷物の代物替にあて、金一、五〇〇両を運上として納めることになった。「唐通事会所日録」によると元禄八年十月、唐年行司の生活が逼迫しているのを見た唐人が銅一〇〇斤につき銀三分の合力銀を与えたいと申し出て、奉行は年行司等の奢りを叱責しつつもこれを認めた。しかし合力銀は御定高即ち本割の内で購入し渡す分に対してで、代物替の分に対しては与えぬということであった。同年の代物替は唐人方六六貫六七〇目であるが、銅七〇一、七五七斤八九四八〇七が売りと渡されており、口銭を除いた直段は一〇〇斤につき銀九五匁に当たる。即ち伏見屋は秋船二一艘

の唐人方と直組の結果は十一月七日になって九五匁に決着した。<sup>19)</sup>ところがこの銅高は資料乙の同年代物替銅高七〇一、七五五斤八九四八〇二に對し、五斤が七斤とある相違だけで一致している。五斤は七斤の誤写であろう。

伏見屋はさらに元禄九年分として金一万兩の運上を条件に銀五、〇〇〇貫目の銅による代物替を願ひ出て聽許された。同年五月江戸町人河内屋作兵衛等一三人が御勘定所へ輸出銅の一手請負を願ひ出て一ヶ年金一万兩を上納すると述べている。訴狀によると、彼等は前々より唐人方へ間吹銅商売を営んできたといひ、今度五、〇〇〇貫目の代物替を許されて大坂で地銅がかなり高直になったが、銅直段は中分の直段をもって大坂銅吹屋から買い取り、異国輸出銅凡そ九〇〇万斤ほどすべてを彼等の商売とすることを願ひ、売高九〇〇万斤にて金一万兩ずつ毎年上納すると述べている。この訴願はもちろん聞き届けられなかった。<sup>20)</sup>

元禄九年十月、長崎町年寄から代物替口銭の配分につき通詞・目付等に通告しているが、口銭は銅一〇〇斤につき銀三匁で計一三七貫三三四匁六八九七となっている。<sup>21)</sup>従って代物替の銅高は四、五七七、八二三斤と計算され、資料乙の代物替銅高と一致する。前年の代物替の銅高の一致をも併わせ考えると、資料乙の少なくとも代物替高の信憑度を高めるものと思われる。伏見屋の代物

替五、〇〇〇貫目は、元禄十年春から長崎町年寄の手に移った。翌十一年には、さらに町年寄で唐蘭商売総元締であった高木彦右衛門が、運上金二万両上納を条件に、唐船数七〇艘の外一〇艘を増して銀二、〇〇〇貫目の代物替を願ひ出て許可された。五、〇〇〇貫目は唐人方四、二〇〇貫目、オランダ方八〇〇貫目に割り付けた銅による代物替であるが、二、〇〇〇貫目は追御定高といわれて唐船を対象とし、俵物・諸色をもってしたのである。これら代物替の増銀(出銀)は約金四万五千両ほどとなり、その内より一万両を地下中へ配当されることになった。<sup>22)</sup>しかし「崎陽群談」第二によれば、二、〇〇〇貫目分の替物となる俵物・諸色は初めから欠乏したらしく、様々の手立をもって内密に銀子を渡し、彦右衛門の横死の年、即ち彼が深堀鍋島家来との闘争事件で死んだ元禄十三年には諸色を欠き、有合せの物で替物に充てようとし、銀高も年々減じたとある。元禄九年には輸出銅高八〇〇万斤を遙かに超え、翌十年には八、九〇六、〇〇〇斤以上に達した。元禄十一年五月両長崎奉行は立山役所に高木彦右衛門以下通詞・出島乙名・目付等と呼んで銅貿易に関する幕府の決定を告げた。<sup>23)</sup>

○前略

(元禄十)

一去丑年異國渡之銅高唐船方六百四拾萬貳千斤、阿蘭陀方貳百五拾萬斤、都合八百九拾萬



貳千斤、向後渡高ニ當年ノ相定之候、右之員數之外ニ少ニ而後相渡間敷事、

附、大坂より差下候銅之儀者何程ニ而も當地ニ調置、餘計銅集候時分ニ、三年ニ一度

宛も増商賣可申付事、

これにより輸出銅高八、九〇二、〇〇〇斤が年々の御用銅定額となつたのである。

これより先き江戸の桔梗屋又八等三人は、十一年から向う七ヶ年、毎年棹銅輸出で金一万両、間吹銅輸出で六、〇〇〇両の運上を納め、異国売銅を一手に申し請けたいと願ひ出て聴許された。同年二月桔梗屋は大坂から乗船し長崎に着き、唐船々頭と直組したが、容易に折合わず町年寄等が双方を説得して、ようやく口銭とも一一二匁に落着した。「貞享貳丑ノ享保六丑年迄異國渡銅高并直段付覺」によると、大坂吹屋から桔梗屋への銅売直段が九二匁六厘余で、オランダ売一一四匁、唐船方一一二匁でこの内に口銭三匁と五匁を含み、残り手取の内から運上七匁四分ずつを高木彦右衛門方へ納めたとある。桔梗屋の銅支配は翌十二年春船まで、吹屋から買直段は九〇匁七五、売直段(春船へ)は口銭五匁込み一一二匁、やはり七匁四分の運上を納めた。桔梗屋が手を引いたのは仕入金調達の困難からである。

元禄十一年から唐船方・オランダ方とも銅直段が前年に比しかなり高くなつたが、「銅請方(桔

梗屋) 御運上差上ヶ申候故ニ、(元禄十一) 去年俄ニ百斤ニ付七匁宛高直ニ罷成」といわれ、元禄十二年四月、唐船の代物替の分は口銭五匁の内、唐通詞方一匁、唐人屋敷方一匁、都合二匁を減じて銀三匁となつた。<sup>24)</sup>

貞享三年來航の唐船は積戻荷が多いため代物替の許可を熱心に希望しているが、それにつき「金銀に而之商賣は曾而奉希間敷」とか「異國向之諸色荷物替仕候儀、乍恐御赦被爲遊候段、達而奉頼迄に而、少も金銀に而商賣を奉希儀に而は無御座候」とか述べて、金銀に替えて持渡る意志は毛頭ないことを強調している。<sup>25)</sup> 即ち彼等は幕府が金銀の持出を強く警戒していたことを知悉していたのである。

しかし異国船特に唐船の來航数は急増したに拘わらず歳額の限度によって積戻荷の多いこと、他方に抜荷の取締が容易でない実状を見、輸入貨物の種類や数量に配慮しながら、代物替の許可に踏み切ったのであるが、それは先ず銅の輸出によってその大部分を賄うことが出来ると考えたからでもある。

輸入歳額の限定の下に、銅輸出が金銀輸出との關係上に持つ意味を、本章のはじめに貞享二、三年の例で述べた。「崎陽群談」第二に貞享の貿易規定の記事を受けて「右入札商賣の内猶又金

銀多く相渡不申候様ニと度々老中於列座被仰渡候付、其趣を以追々申付候處、唐人共銅を好ミ候而買調候故、年々ニ銅高多く相渡し来り、夫ニ應し金銀の渡高減じ來候」と記し、代物替の叙述に続いているが、これはだいたいの筋道を示している。元禄八年以来、銀一、〇〇〇貫目ないし五、〇〇〇貫目の代物替は銅をもって売り渡し得る範囲内で許され、また二、〇〇〇貫目の追御定高は俵物・諸色をもって同じく枠内で認められたのであるから、代物替そのものは直接に金銀の持渡と関係はない。しかし銅による代物替の場合、後にも触れるが代物替銀高を満たすよう銅を廻わしたようであるから、輸出銅が減るときはそれだけ御定高分即ち本割の輸出高が減ることになる。

オランダ貿易について見るに「阿蘭陀船年々賣高并口錢銀覺」によると、寛文八年（一六六八）から貞享元年（一六八四）まで一七ヶ年に持渡した小判・金道具（小判で評価した）高は、計一、一八五、九八一兩三分として一ヶ年平均六九、七六三兩余となり、貞享二年から元禄十三年まで一六ヶ年の一ヶ年平均は一三、五八九兩余である。「長崎根元記」に市法貨物商売法十二ヶ年の持渡銀として阿蘭陀方三六、〇五七貫八八〇匁ほど、平均一ヶ年分三、〇〇四貫八二三匁ほどである。<sup>26)</sup>これは持渡金を銀で表示したので、市法貨物商売法十二ヶ年とは延宝元年から貞享元年までを指し、金に替れば、十二ヶ年約五三〇、二六三兩、平均一ヶ年四四、一八八兩二分となる。概

算であるが一ヶ年輸出銅一五〇万斤として、一〇〇斤につき口銭を含め一一〇匁と仮定し、約金二四、二六五両となる。御定高金五万両として輸出銅が金持出の抑制に果した役割が察知される。代物替の時代元禄十二年の例では、泉屋の手代五兵衛が銅座会所へ届けた「元禄十二年卯唐人阿蘭陀に賣渡申棹銅本割代物替共覺」によると、銅二五〇万斤のオランダ方輸出の内、本割一、七九八、二四五斤余、代物替七〇一、七五四斤余である。オランダの代物替五、〇〇〇貫目の内割当は八〇〇貫目で、一〇〇斤につき口銭とも直段一一四匁で七〇一、七五四斤は代銀八〇〇貫目に当たる。そして本割分は銅代金三〇、一四七両余となる。「阿蘭陀船年々賣高并口錢銀覺」によると、元禄十二年の御定貨物売高四九、二〇六兩二分で金の持渡高は元禄十年に次いで少なく二、二九〇兩であったという。

唐船の慶安元年から寛文十二年まで二五ヶ年の金銀輸出高は前述したように次のとおりである。

小判・金道具（小判で評価） 五九七、一〇三兩

丁銀・吹銀・銀道具（丁銀で評価） 一九三、九四九貫九七二匁

「唐通事会所日録」に「正保五（慶安元）子ノ年より元禄八亥ノ年迄四拾八年分ノ賣高金銀」の記録を収める。<sup>27)</sup>

合 五七一、九四三貫四八〇目五七四六三

内 一八六、一七四貫一〇六匁六六七六

買物ニ而持渡分

八一、七三九貫三三一匁六二七三

遺捨分

二六九、〇三六貫七〇五匁一一六

四八ヶ年に(銀にて)持渡分

五九九、六九三兩・銀七匁四一八三

右同(金にて)

二〇、七三四兩二歩

五四匁替

二三一、四三五兩

五六匁替

二七一、七八八兩二歩

五八匁替

七五、六五三兩三歩

六八匁替

八一兩一歩

六三匁替

外ニ元禄八亥年代物替銀高

合六六六貫六七〇目

此銅合七〇一、七五七斤八九四八〇七

そこで延宝元年(一六七三)から元禄八年(一六九五)まで二三ヶ年の唐船の金銀持渡高を右の資料から次のとおりに計算される。

金・金道具 一、五九〇兩余

銀・吹銀・銀道具 七五、〇八六貫七三二匁三九六

金の輸出は殆どなかったことは疑うまでもないが、銀については寛文十二年までの輸出は平均一ヶ年約七、七五八貫目、しかもこの間寛文九年から三ヶ年は僅かの銀道具として持渡したに過ぎぬ。これに対し延宝元年から元禄八年までは平均一ヶ年三、二六四貫目である。ところが「長崎根元記」に市法貨物商売法十二ヶ年の唐人方持渡として銀(丁銀・吹銀・銀道具)七一、四二四貫五三〇匁ほどとし、平均一ヶ年分五、九五二貫〇四四匁ほどとしている。<sup>28)</sup>従って貞享二年から元禄八年まで一ヶ年の丁銀・吹銀・銀道具の持渡高は、三、六六二貫一九二匁ほどで、平均一ヶ年三三二貫九二六匁五分ほどとなる。しかるに金井俊行の「外国商法沿革志」に典拠は明かでないが、貞享二年から元禄十年まで一三ヶ年の唐船貿易は計銀七八、五四二貫目余で、その内五三、六一八貫目は銅を含む諸色をもって渡し、二〇、九五〇貫目余は滞留中の支消品費となし、三、九七三貫目余は現銀または金道具(銀道具であろう)をもって輸出したとある。<sup>29)</sup>そうすると元禄九、十年の銀・銀道具の持渡高は三一貫目ほどとなる。

元禄六年度唐通事年番の元禄七年正月付の「元禄六西年唐船八拾壹艘内七拾艘 御割付商賣被仰付候」の貿易報告(換算した金の数字を省く)に  
拾壹艘 御積戻し被成候」

御定高 六、〇〇〇貫目

内 五、九一七貫五三八匁九七五 七〇艘、御割付商売高

三三貫〇二七匁九 御積戻し船一艘、修理料并雜用高

計 五、九五〇貫五六六匁八七五

内 四、三四〇貫七〇四匁四一 諸色買物仕色品ニ而持渡

一、五四四貫六二八匁二二五 日本にて遣捨

六五貫二三四匁三四 丁銀・銀道具ニ而持渡

二貫五三七匁一 丁銀ニ而持渡

六二貫六九七匁二四 銀道具ニ而持渡

そして御定高より差引き四九貫四三三匁一二五を残したとある。<sup>30)</sup> 元禄六年の唐船輸出銅高は資料乙の荒銅分を控除した棹銅高三、二三六、八六五斤は、資料甲の輸出銅高三、二三九、〇七二斤の額に近いが、棹銅代銀だけで口銭を含めて三、三六二貫六八五匁ないし三、四〇〇貫九五〇目と計算されて、諸色買物代銀四、三四〇貫七〇四匁余中で銅代銀が占める割合を知り得る。

最高の輸出銅高であった元禄十年は、資料乙によれば唐船の本割買渡高は二、一八二、八〇六斤で代銀は板銅も同直段と仮定して約銀二、四四四貫七六〇匁となる。同十二年には代物替分はさして大きな変化はないが、本割分はいちじるしく減じて泉屋手代五兵衛の届出では一、一八二、

九五六斤五で間吹銅等を含むが棹銅直段として代銀約一、三二五貫目となる。即ち代物替分銀四、二〇〇貫目に近い輸出銅（約四〇〇万斤ほど）を保持し、御定高の唐船の諸色買物代銀の内半分以上を銅をもって当てようとすれば約一五〇万斤以上の銅が必要となろう。

八、九〇二、〇〇〇斤の輸出銅の定額決定は前年の輸出を基準としたものであるが、その年から実行は容易でなかった。オランダ方は代物替割当の銅はほぼ七〇万斤で済むが、唐船においては元禄十二年までようやく代物替割当銅を準備し得た。元禄十二年度の代物替銀高は「唐通事会所日録」の記事から集めて計銀四、二〇〇貫目となるが、口銭とも一〇七匁として三、九二五、二三三斤六となつて、資料乙の代物替銅高と一致する。しかし翌十三年には二九〇余万斤と三〇〇万斤を割つた。しかも元禄十二、十三年とも秋船に対して本割の銅の割当なく、前述の五兵衛の届出ではそれぞれ一一八万斤余、六七七、〇〇〇斤余（資料乙では一三三万斤余、六七万二千斤余）となつている。

元禄十二年七月高木彦右衛門は大通詞以下を呼び、当年代物替銅一、二〇五、〇〇〇斤不足するので荒銅・しぼり（鉸）銅を取れば不足せぬであろうとし、棹銅より五匁（一〇〇斤につき）安く渡すことになるから唐人と相談するように告げた。夏船一五艘の唐人は荒銅は以前から買っており



銅性にvariなければ子細ないが、しほり銅は銅性確かでないから荒銅同前には請取れぬと答えた。長崎の引地町の與兵衛が日向産の荒銅見本を銅掛改役・年番の立会で唐人に提示し、役人から當年ばかりは不足のため荒銅を補充して渡すといった。これに対し唐人は「荒銅之類諸色之内」であり、「棹銅之足として買中儀罷成不申」と主張し、役人もこれを認めたという。<sup>31)</sup>八月與兵衛持参の荒銅を唐人屋敷で吹いて実検したが吹減多く、しかも直段が双方間に開きが中で唐人は納得しなかった。これによると、荒銅は諸色之内とされて、銅貿易として割り当てられる銅と区別されたようである。大坂の銅屋は古来彼等の異国売は棹銅であることを強調し、近年荒銅・間吹銅・鑄形違銅を新規のものが異国売を企て行っていることを訴え、しかも間吹銅以下を荒銅と偽り公儀へ届けているもののあることを述べている。荒銅の場合異国売が容易であったのかも知れぬ。もっとも銅屋は棹銅以外の銅を全く売らなかつたとはいへぬ。

元禄十二年七月長崎で布達された御触の中に銅異国売について次のように見える。<sup>32)</sup>

一異國賣銅之儀、向後古來之銅屋共其外誰にても銅當地へ持寄次第、相定候通掛り物掛爲賣之、且又西國筋山々より出候銅當地へ集次第吹屋相立吹き立させ、何の道にも銅手支無之様に可仕由、唯今迄之請負人枯梗屋又八・岡又左衛門回置候銅、其外支度致置候分

は失却無之様に爲仕、御運上之儀は彼者共當年異國へ賣渡候銅員數に應じ、去年賣渡候銅惣高を以、割合勘定次第上納可仕候、此以來銅商賣之儀は自餘之銅屋共同前に賣渡候

段は勝手次第可爲仕候、右之趣又八・又左衛門當地差置候手代共へ申渡候事

古来の銅屋以外のものでも銅を長崎へ持寄り売らせてよいというのは、棹銅ではなく間吹銅・緩銅の類であろう。荒銅はもとより差支ない。西国筋山々の出銅とは、日向銅の類で、間吹銅として売らせるといふのであろう。桔梗屋等の異国売請負はすでに辞退していたが、すでに長崎へ廻着している分は売らせて当年売渡銅員數により去年売渡銅高に割り合わせて相当する運上を上納させることとした。桔梗屋は前年棹銅輸出で一万両、間吹銅輸出で六、〇〇〇両の運上を条件に銅輸出を請負ったので、大量の間吹銅売渡をも考えたのである。間吹銅や荒銅の輸出は古来の銅屋以外に従来も認められていたが、右の御触では輸出銅不足のためさらに積極的にそれを進めようとしたものと考えられる。元禄十三年春より五月十三日までに古来の銅屋が長崎へ送った銅一〇六万斤余で、棹銅以外に延銅・古地銅もあると報告している。<sup>(33)</sup>

元禄十三年正月泉屋等は、当春異国売銅は去年の格をもつて見積るに一四五万斤ほど不足すると大坂町奉行所へ届けたが、江戸から帰途大坂に寄った長崎町年寄薬師寺又三郎は泉屋等にも会

い見積書も得て、長崎奉行へも報告した。奉行は公私領とも銅山に出銅を妨げる事情あれば知らすよう、また銅屋の仕入銀に支障あれば申し越すよう又三郎へ指示したという。一方泉屋等は春の長崎下り銅高一二〇万斤の見積のところ實際の下し高は七〇万斤ほどで正月の見積高に比して不足は増す状況であるといっている。<sup>34)</sup>

元禄十三年十月銅屋から大坂町奉行所あて申上書によれば、異国売銅高は前々一ヶ年四〇〇—五〇〇万斤で、長崎に売残銅がしだいに増して元禄八年には六〇〇万斤余となった。同年一、〇〇貫目の代物替が行われ銅一〇〇万斤余渡高を加え、元禄九年から代物替五、〇〇〇貫目に増額して銅五〇〇万斤ほどずつ必要となり、やがて輸出高八〇〇—九〇〇万斤となった。元禄八年長崎に残銅があったから同十一年までは手支なく商売出来たが、同年には売残り銅僅かとなり、その上に銭座が開かれ直段も高くなり輸出銅高も減少するようになったといっているのである。<sup>35)</sup>

さて地売銅は元禄六年から同十三年まで八ヶ年の平均一ヶ年が一五八万斤となるという。しかしその内でも元禄十二、十三年が特に多かったので、それは銭座売のためであった。元禄十四年四月泉屋から銅座役所あて地売銅一ヶ年の見積高を提出しているが、それによると京都・江戸・大坂において細工向銅が約一七〇万斤、江戸銭座約一七五万斤、京都銭座約五五万斤で計約四〇

○万斤としている。江戸銭座は床数一二〇、一床につき銅約七貫九〇〇目、作業日数三〇〇日としての計算である。

江戸銭座とは元禄十年から亀戸村で丁字屋味・神田屋孫八が請けて鑄銭に従事したものである。また京都銭座は元禄十三年三月から京都七条河原で糸割符年寄長崎屋忠七等が請けて鑄銭を行った。元禄十三年三月の泉屋等の覚書によると、江戸銭座は去年までは床前八〇挺余のところ、当年になって一〇〇挺余にて吹くと聞くと、江戸向の銅がしだいに増して長崎下り銅は減るようになり、殊に長崎方面の商売と違い海上の不安もなく代銀の回収も早く万事勝手よく、銅屋としても江戸へ売るようになるので、江戸・長崎で公儀方の処置を考慮される必要があると述べている。<sup>36</sup>

元禄に入り産銅高が明治以前において最高に達したであろうことは、おそらく確かであろう。しかしその数量は確かではない。元禄十三年八月の泉屋吉左衛門（友芳）代儀右衛門・大坂屋久左衛門・大塚屋甚右衛門三名の覚書には、諸国より一ヶ年の産銅高を凡そ八九〇万斤とし、この内銀気のない銅、また山元で抜銀した銅が一〇〇万斤で、残り七九〇万斤から鉸銀凡そ八〇〇貫目を得ると見えている。八九〇万斤は荒銅であろうから真吹すれば七、八歩の減りが見込まれる。

八九〇万斤余の輸出定額は幕府としても、これまでの貿易の経過より見て銅その他の代物替を

認め、金銀流出を抑制するためにも適當なものと考えたのであろうが、それはこれまで長崎に銅の蓄積があつて可能であつたのである。地売銅高の数量増減などはよく分らぬが、元禄頃には一般に増加し、特に錢座の鑄錢料として元禄十二年から大量を入用とした。長崎下り銅はいちじるしく減少することとなつた。代物替における銅の売渡減少は輸入貨物がそれだけ少なくなり直段も高騰しよう。本割における銅売渡が少なくなれば、金銀の流出は避け難いかも知れぬ。「崎陽群談」第二に

唐阿蘭陀方一ヶ年商賣銀高一萬六千貫目に候處、右の銀高につり合候程一ヶ年の出銅無

之、廻銅減じ候に隨ひ、商賣銀高も年々に減じ來り、荷物買留高少く成來り、夫故諸物の價しだいに高直に成候上、云々

とある。長崎下り銅をなるべく多く確保し、そのためには地売銅を併わせて銅全般の調整に対して、早急な処置が必要となつたわけである。

## 註

① 貨物市法商売法施行にいたる寛文十二年まで四ヶ年と

延宝七年から天和二年まで四ヶ年の唐・オランダ貨物

銀高・その合計を比較し次頁の表に示してみた（銀に

換算、匁以下は省略）。天和元年は唐船入津僅か九艘で

特別のことであつた。

なお貞享元年

の貨物銀高は、

金井俊行「外国

商法沿革志」中

〔長崎叢書〕四

増補長崎略史下

巻所収)による。

②

「華夷変態」巻

十二、「通航一

覧」巻百六十

③

「古來の銅方萬

覺帳」所収

④

「年々帳」無番、

「銅異國賣覺帳」

に所収

小葉田淳「近世

第一次銅座と住友

年次	貨物銀総高	唐貨物銀高	船高	船数	備考	オランダ銀貨	船高	船数	備考
寛文 9	26,862,296 <sup>匁</sup>	16,408,361 <sup>匁</sup>		38	56.54匁替	10,453,935 <sup>匁</sup>		5	56匁替
10	27,157,568	15,282,037		36	58.56匁替	11,875,531		6	58匁替
11	25,351,646	14,426,115		38	匁替	10,935,531		7	58匁替
12	25,243,155	15,082,170		43		10,160,985		7	68匁替
延宝 7	15,898,021	10,404,496		33		5,493,525		4	68匁替
8	16,039,983	10,582,959		29		5,457,030		4	同
天和 1	8,466,787	1,604,061		9		6,862,726		4	同
2	18,178,477	9,982,890		26		8,195,587		4	同

尾尾銅山史の研究」(『日本歴史』第二九六号)

⑥

「享元祿十四年 銅座公用留」

⑦

「右同」元祿十四年卯月九日

⑧

「年々帳」無番 貞享二年丑八月廿四日銅屋十三名連

判訴状

⑨

「右同」貞享二年丑九月廿五日 銅屋五人連判訴状

大坂町奉行あて

⑩

「右同」、「銅異國賣覺帳」

⑪

「右同」、「右同」元祿五年申三月廿六日 銅屋一六人

連判訴状、新吹屋人数・異國人の棹銅賣中高書之覺、

御公儀御銅山十一ヶ所は一紙に認め、訴状とともに奉

行加藤平八(泰堅)へ差し上げた。

⑫

「右同」、「右同」元祿五年申七月廿一日 銅屋私共古

來の異國へ賣渡し申棹銅と新規之ま吹銅賣渡候日本御

徳失之積り書 宛所も銅屋印もないが、割符役人早川

安右衛門・木村孫左衛門へ届けたものである。

⑬

「唐通事会所日録」三 元祿六年十月八日、九日

⑭

「年々帳」無番、「銅異國賣覺帳」元祿七年戊六月廿

第一次銅座と住友

八日 湊屋庄兵衛等訴状、元禄七戊年七月二日 泉屋  
吉左衛門等訴状

⑮ 「右同」、「右同」元禄九年子正月廿一日 炭屋市兵衛  
訴状

⑯ 『長崎市史 通交貿易編  
東洋諸国部』 四八三、四八七頁

⑰ 「華夷変態」卷十七 二十番船寧波船之唐人共申口  
午二月十一日

雲南銅の開発は康熙四十四年（宝永二、一七〇五）以後  
のことといわれるが、実際はそれ以前から産銅があつ  
たのであろう。

⑱ 「銅異國賣覺帳」元禄七年十月 茶屋休嘉訴状

⑲ 「唐通事会所日録」四 元禄八年十月八日、廿二日、  
十一月七日、十二月廿五日各条

⑳ 「年々帳」無番、「銅異國賣覺帳」元禄九年子五月  
一三人連判訴状、訴願人は江戸町人河内屋作兵衛他五  
人、長崎町人山口屋仁右衛門他四人、大坂・京町人各  
一人。

㉑ 「唐通事会所日録」五 元禄九年十月十二日

㉒ 「右同」五 元禄十年二月七日、貨物市法商売法の  
で地下へも一分配分された増銀に代わるものとして、

貞享二年の輸入歳額の限定とともに、地下人が諸国商  
人の世話をするという理由で肝煎賃或は荷物口銭を徴  
収したが、元禄二年輸入貨物に対し、貨物に依じて懸  
りものが定まってこれを出銀と呼び地下人中へ配分さ  
れた。元禄十二年から出銀中より金六万両、銅代物替  
の出銀より一万両都合七万両を地下配分金とし、残り  
は公儀運上となった。銅代物替の出銀とは、銀五、〇  
〇貫目の輸入貨物に対する懸りものである。

㉓ 「右同」五 元禄十一年五月廿二日

㉔ 「右同」六 元禄十二年四月十八日

㉕ 「華夷変態」卷十一 寅（貞享三）七月廿二日 九拾弐  
番厦門船之唐人共申口、寅五月廿三日 五拾八番麻六  
甲船之唐人共申口

㉖ ㉗ 「長崎根元記」六、七 市法十二年之間阿蘭陀唐人持  
渡銀之覺

㉘ 「唐通事会所日録」四 元禄八年十二月

②9 金井俊行「外国商法沿革志」中（『長崎叢書』四 増 補長崎略史下巻所収）

屋あて、辰三月廿四日 泉屋吉左衛門等三名覺 宛名なし、

③0 「唐通事会所日録」四 元禄七年七月二日

③5 「右同」元禄十三年辰十月二十九日 異國向棹銅差下

③1 「右同」五 元禄十二年七月廿七、廿八日

し候古來銅屋共九名申上書

③2 金井俊行「外国商法沿革志」中（『長崎叢書』四 増

③6 「右同」辰三月廿七日 泉屋吉左衛門等三名就夫江戸

補長崎略史下巻所収）

錢座許迄咄し書之覺 宛名なし、「辛元禄十四年 巳三月吉日 銅座公

③3 「鑛業諸用留」元禄十三年五月 銅屋覺

用留」六月廿四日

③4 「右同」二月十六日 藥師寺又三郎書狀 泉屋・大塚

## 四 銅座の創設

銅座が銀座の加役として大坂の石町に設立されることに定まったのは元禄十四年（一七〇一）正月のことらしい。同年二月二日付で、江戸詰めの長崎奉行大島雲八（義也）・丹羽長守から長崎詰めの同役近藤用章・林藤五郎（忠和）あての書状で、銅座設立の事情などを報告している。それは大島等が老中阿部正武と呼ばれて、勘定奉行荻原重秀から伝えられた内容のものであった。それによると、銅座の設立は銀座の願い出によったわけではなく、銅の支配を厳密にし、銅山の出銅高等をも考慮して銅貿易が支障なく行われるためであるとし、銅座へは公儀より仕入金を貸し棹銅



を調達させて長崎へ送らせ、銅座は長崎会所から銅代銀を請取り逐次返納させるようにするなどと記されている。<sup>①</sup>

大坂では三月七日に、大吹屋・小吹屋が奉行所へ呼ばれて、役人から先達で申し渡したとおり今度江戸で銀座のものが銅座を命ぜられ、銀座年寄中村九郎右衛門が大坂へ下り銅屋中・銅問屋中へ申し渡す儀あり、明九日に大吹屋・小吹屋、十日に銅問屋中がそれぞれ銅座役所へ出頭するよう手配方を願ひ出ていることを告げられた。九日に吹屋中は石町の銅座役所へ出頭すると、九郎右衛門は次のように語り、起請文の下書を与えてその提出を求めた。<sup>②</sup>

即ち今度江戸で銀座加役として銅座を設けることが決まり、近年長崎御用銅が不足を告げ支障を生じたについて、銅山の出高及び銅の元払の吟味を命ぜられた。また御料・私領ともに銅山の増産を督促されており、以後は出銅も多くなろうから吹屋としても勝手よくなり、諸国からの大坂登り銅を直ちに銅座へ報告するようにすれば手回りもよくなり、「銅座御役被仰付候上へ、御用銅御手間無之様ニ致度候、左候へハ銅座被仰付候甲斐在之候」といっている。

つまり銅座の設立は、御用銅に支障なきようすることに主要な目標があり、そのため銅に関する諸般の支配を行うのであった。銅増産のため幕府が採った処置は後に触れるが、これも銅座設

立の趣旨と関連あるものといえよう。

十一日に大吹屋の泉屋吉左衛門病氣につき代五兵衛・大塚屋甚右衛門・大坂屋久左衛門をはじめ小吹屋を合わせて一八人が連判し、銀座年寄中村九郎右衛門等四人あて、起誓文を差し出したが、その前書は次のとおりである。

一 今度銅座之義銀座御加役彼仰蒙、則銅吹屋共各可爲御支配之旨承知仕候、向後銅座御指圖少も違背不仕、惣而御尋之義御座候者無隠可申達候、對銅座御後闍義相企申間敷事

一 於問屋荒銅買可申節者御改申、銅座御吟味を請可申候、銅之員數御帳面ニ相記印形可仕事

一 私共手前へ從銅山直ニ到着之筋御座候者、是又可申達候

一 右吹貫銅員數之義無相違書付御注進可申事

附銅るしぼり出候灰吹銀員數も有躰ニ可申達候

一 吹立候銅賣出候義御指圖請可申候、尤長崎へ被指廻候御用銅之義、從銅座御申付次第相仕立銅座へ賣渡し可申事

但賣渡銅代銀御元直段之外利潤可被下候旨御申渡候趣承知仕候

一銅代銀相場へ時々之様子ニ應敵蜜相定可申候、吹屋中間申合理不盡ニ高直ニ仕間敷候、若又各別之首尾有之候者、銅座へ伺之、御指圖請可申事

一銅座へ相達不申、於他國新規出店相構、銅自由指越申間敷候、只今迄有來候出店之義ハ書付可申出候事

右之條々雖爲一事於致違犯ハ○以下起誓文本文略す

起誓文提出の前日の十日に大坂屋等四人は銅座役人長井藤右衛門に対し、起誓文文言の内三ヶ条につき真意を質したので、藤右衛門は九郎右衛門にこれを伺い答えている。その一は「御尋之儀御座候者無隠可申達」とある条で、これは銅一色の儀についてであるという。その二は「吹貫銅員數之義」とある条で、これは吹滅りの実際を知ること、絞った灰吹銀高を一ヶ月また一ヶ年切りに尋ねることであるという。その三は「吹立候銅賣出之儀御指圖請可申」とある条で、これは直段の指図ではなく、長崎御用銅を急ぐときは地売銅を止めて御用銅を吹くように指図する意味であるという。なお、この箇条の但書に「賣渡銅代銀御元直段」とは相場のことであると付言している。

銅問屋からも次いで起誓文を差し出したが、趣旨は変わらない。これによると、銅座の支配事

項またその機能は、だいたい次のように纏められるであろう。

一 吹屋は銅問屋から荒銅を買い取るが、泉屋のように手山を持つ業者は、手山の産銅は直接に業者の許へ廻着するし、吹屋が直ちに諸国荒銅を買い付け或は手山銅の分売を受けられる場合も多い。そのいずれも員数を銅座へ報告して吟味を受ける。

一 荒銅は御用銅向き棹銅、地売銅向き諸形銅その他に吹かれ、また銀絞りにより灰吹銀を出す。これらの諸銅・灰吹銀の員数を銅座へ報告する。

一 輸出のため御用銅として銅座が棹銅を買い上げるが、時には荒銅を吹屋から買うこともあった。銅座の最も重要な業務は御用銅買上である。御用銅の増加をはかり、また数量を確保するため、地売銅の吹立高を調整しなければならぬ場合もあった。

一 銅代銀相場は吹屋が決定するので、銅座が指示したわけではない。しかし相場決定は公正厳密でなければならぬとして、銅座が高直過ぎるとして再考を促がすこともある。

以上の諸項について、それらが実施された具体的事実は後に述べることとして、先ず銅座の組織について見よう。

大坂の銀座はいわば京都銀座の支所であって高麗橋に所在したが、銅座役所は当初は石町に置

かれた。三月九日吹屋一同は銅座石町役所に出頭している。しかるに同月十四日付の中村九郎右衛門から吹屋中へあてた通達には、銅座御用場を谷町平野町角大和屋三郎左衛門屋敷に構えるところである。即ち銅座の業務を大和屋の屋敷内に設けた用場で行うというのである。

宝永六年（一七〇九）十二月に銅座役人大木安兵衛・土橋小左衛門の兩人が吹屋富屋伊兵衛に、今度江戸で銀座年寄六人が上申して、幸町役所をたたむ即ち閉鎖することになったと告げている。それから一〇ヶ月ほど経て、銀座役所から大坂屋久左衛門を呼んで、銅座元締衆から「先達而大木・土橋の内意申入候通、銅座役所此度たたみ申候」と知らせた。<sup>③</sup>

大和屋三郎左衛門屋敷内の御用場は一時の仮事務所で、間もなく幸町に銅座役所が設けられたようである。元禄十四年八月十四日に銅座役所移って泉屋から里右衛門が祝儀に罷り出たとあり、別の箇所であることを幸町へ里右衛門が悦びに赴いたと記している。同月十七日には新屋敷の役始めで、泉屋から棹銅三万斤を渡したと見える。これは幸町に新設された銅座役所のことである。

正徳三年（一七二三）巳四月に銅吹屋から大坂町奉行所へ提出した「去ル子年（宝永五）辰年（正徳二）迄五ヶ年分長崎廻御用銅高并直段之書付」等によると、御用棹銅の売上げ先を宝永六年

からは銅座売を銀座売と書き替えている。幸町役所の廃止後は、高麗橋銀座役所で銅座の業務を行っていたのではあるまいか。

銅座は銀座加役として設立されたが、吹屋等の誓詞は銀座年寄の中村九郎右衛門・日比五郎左衛門・岸部次郎右衛門・小南理兵衛の四人宛となっている。この四人が銅座掛りとなって中村が筆頭であった。中村・日比両人が先ず詰めて、二人ずつ交替で勤めることとしたようである。

元禄十六年四月、中村が「在番ニ付大坂へ下」とあって交替したらしく、このときの相役は年寄小南宗左衛門であった。同年七月に小南宗左衛門から吹屋中あて「當役所年寄役例月在勤之儀相退可申旨、此度從御支配被仰渡候」と通告しており、年寄の交替勤務を罷めて京へ戻ることになった。<sup>④</sup>

年寄の下に銅座元締役があった。元禄十四年三月に銅座元締役として深江庄左衛門・平野七郎兵衛の名が見える。同年四月深江が御用について江戸へ向け発足し、平野が替わり勤務したとあるから当番制であったようだ。同年七月泉屋が銅二五、〇〇〇斤を銅座へ渡したとき、平野は交替して末吉七郎九郎・尾本太左衛門・日比文左衛門三人が銅代銀引替手形に署名しており、この三人は元締役と記されている。

以上の外に吹屋と御用銅吹立についての交渉などに長井藤右衛門が当たっている。銅座関係に銅御吟味方と呼ぶ役人があり、元禄十四年三月十五日長井から泉屋に対し、御用銅を急ぎ調達するため泉屋所持の荒銅三〇〇丸を小吹屋へなるべく急ぎ売り渡すよう依頼しているが、その書状には「銅座吟味方」の印を捺している。長井は元禄十五年三月頃長崎へ下向したので、その子の藤藏が替わって勤務した。輸出銅の直組や請渡に立会うため、銅座から掛り役人が長崎へ派遣されたのである。

元禄十四年五月中村九郎右衛門・末吉七郎九郎・日比文左衛門・長井藤右衛門と尾形光琳が泉屋の屋敷前の堀江に船を浮べて、やがて座敷へ請ぜられて饗応を受けた。光琳の名がここに記録されるのは美術史家の注目するところであるが、末吉・日比は元締役である。

元禄十六年七月、年寄小南宗左衛門は吹屋あてに年寄役例月在勤の儀を罷めることを御支配から仰せ渡されたと通告したことは前述したが、同時に「依之在勤役人平野七郎兵衛、尾本吉左衛門・八谷彦九郎・長尾藤右衛門右四人へ引渡」「向後就御用可申談儀者、元メ役者可令演説候間、可被得其意候」と触れている。この四人は元締役で、以後は銅座からの指示は彼等から出されることになった。また、「銅代銀盆後高麗橋銀座役所より渡」といっている。同月十九日銅座元締衆

から吹屋中あて廻状として、八谷彦九郎・尾本吉左衛門・平野七郎兵衛の連名で、棹銅買入代銀は向後高麗橋一丁目銀座役所で渡すとし、銅座が請取った銅は長尾藤右衛門が改めた上で書付に裏書するからその書付を銀座へ持参せよと記している。同年十月長尾は吹屋中にあて、御用のため暫時上京するから留守中は辻傳兵衛・井上治右衛門方より銅代銀差紙を出させる故、この両人の内の印形をもって代銀を請取るようにといい、翌宝永元年二月にも御用により上京するから留守中は銀座当番古津新右衛門・辻傳右衛門の印形をもって代銀を請取るように告げている。辻・井上等はいずれも銀座役人である。

宝永六年十二月、棹銅を長崎へ廻送するための箱詰入用その他の経費を記した書付を吹屋が銀座役所へ持参したとき、たまたま年寄中村四郎右衛門・野村新兵衛が下坂しており、その時は中村武右衛門が元締役であった。<sup>⑤</sup> 当時は幸町銅座役所はすでに廃止されていて、銀座役所で銅座業務が行われていた。元締役は大勘定役以下の銀座座人が当たったと思われる。

江戸にも銅座元締役が置かれた。元禄十四年四月長井藤右衛門から泉屋へ報告して、長谷川長兵衛・關久右衛門兩人が江戸銅座元締役であるとし、用事あれば江戸銅座から泉屋の江戸店詰め平右衛門を呼ぶことになると述べている。長谷川等は江戸銀座座人であろう。



先きに触れたように、中村九郎右衛門が銅座設立の趣旨について吹屋等に説明したとき「將又此度御料・私料共ニ被仰付銅山々隨分重サ出申様ニと被仰出云々」と述べている。銅座設立ともにも他方においては産銅増加の政策を採っていて、この兩者はともに関連ある目的を持っている。

元禄八年十月幕府は金銀銅山の存在するところは積極的に採掘させるように触れ、同十一年二月、御料・私領ともに金銀銅山を見立てて試掘採掘すべきことを指示している<sup>⑥</sup>。この鉱山振興政策は、先きに元禄の金銀貨改鑄の主役であった萩原重秀が主唱したものであろう。

重秀は元禄四年四月勘定吟味役として佐渡奉行を兼ねることとなり佐渡へ渡ったが、その頃は佐渡金銀山は一般に衰微していた。彼は山主等に命じて諸間歩の状況を報告させるとともに間歩開發について意見を聴取し、積極的な振興策を打ち出した。このとき佐渡の主要坑である割間歩の山主味方孫太夫等から差し出したと思われる訴状によれば、第一に割間歩の樋引数の増加を認許すること、第二に主兵衛坂下から割間歩へかけて水貫を切ることを述べている<sup>⑦</sup>。元禄四年七月二十五日に着工した南沢大疏水坑は振矩師静野與右衛門の測量による近世佐渡においての代表的工事であるが、右の第二の訴願に応じたものである。重秀は江戸時代一〇〇余人の佐渡奉行の中で、佐渡金銀山振興に最も実績をあげた奉行の一人と申してよい。

金銀山はほぼ元禄より半世紀以前から衰微に向っている。すでに歴大な量の金銀特に銀が流出しており、長崎御用銅の増加と確保は銅座の目的とするところで、これまた金銀の持渡を抑えるためには必要であった。金銀貨幣の増量がますます要求される時代でもあった。金銀銅山の開発増産は、元禄九年四月勘定奉行に進み次いで佐渡奉行兼務を解かれた重秀の強力に推進した方針であったのである。

元禄十一年七月、領内に長野山ヶ野・鹿籠・芹ヶ野等の金山を持つ薩摩藩から幕府へ差し出した「御内意口上覺」があり、それには今度諸国金銀銅山開発採掘についての御触を承り、領内鉱山採掘の儀につき老中小笠原長重に内意を伺ったところ、先ず稼人自らの手で掘らせるよう告げられたが、稼人は資力も乏しいので家来の給知より彼等に扶助してともかく採掘させた、しかしこのままでは相続し難いから取替金の供与を願いたいと述べている。かくて元禄十四年五月老中稲葉正通からかねてからの金山入用の引替金の下付願に対し金二万両を許されると達せられた。江戸詰めの新納久珍が、この引替金は年賦返納とするかどうかを萩原重秀に尋ねたところ、年限返上金高を決めると拝借金ということになるが、年限を定めず合力金の形とする方が外聞もよろしかろうということであった。しかし事實は合力金ではなく、享保八年までに返済されている。

引替金二万兩に、薩藩蔵方から銀米を加えて、長野山ヶ野金山以下に供与し、元禄十五、六年から出金も増し、宝永年間にかけてかなり産金があった。<sup>④</sup>

元禄十四年暮に老中秋元喬元・阿部正武等列座の席に荻原重秀が呼ばれて、御用銅手支なきように産銅増加の方法があれば、吟味の上公儀から銅山入用を供与してもよいが、その場合に何人に申し付けてよいかと尋ねられた。折柄参府中の中村九郎右衛門に対して、重秀は老中からの諮問を語り意見を求めたので、「泉屋吉左衛門殊之外御用太切ニ仕、豫州別子村御銅山相稼殊之外鍛練之者ニ候」と答えて、泉屋を推し、その外に秋田の銅山を稼行する大坂屋久左衛門があると述べている。重秀から老中へそれが披露されて、老中よりは至急に泉屋等を召すように重秀へ命じた。その趣意は重秀から大坂町奉行へ報ぜられ、大坂屋へも九郎右衛門から通告されたが、十二月晦日泉屋・大坂屋は町奉行所へ呼ばれて出府のことを命ぜられた。兩人からは翌元禄十五年正月六日付で来る十日大坂を発足する旨奉行所へ届けている。泉屋吉左衛門友榮（友芳）は八日に大坂を発ち、大坂屋久左衛門は二、三日おくれて大坂を出て、友榮は京都で用を足し、大津で一緒となり十九日江戸に着いた。友榮の大坂帰着は五月廿八日であった。

泉屋等は出府早々重秀のところへ出頭すると、御用銅の出廻り不十分であり、兩人稼行銅山、

さらに諸国銅山の増産についての意見を求められた。友榮等の提出した意見書は、自らの手山に限らず諸国銅山稼行に關係するものであったといわれるが、住友の史料には別子・吉岡両銅山に關するものだけが残っている。それは休坑の再興や水貫施工による増産計画と、それらの仕入金として拝借金、また飯米買請の聽許を願うものである。この願意は多少は修正されるところがあったが、別子・吉岡両銅山へ拝借金一万兩、一〇ヶ年延べ返済、別子へ毎年買請米六、〇〇〇石、一石につき代銀五〇匁、一〇ヶ月延べ上納とすることが聞き届けられたのである。<sup>⑨</sup>

泉屋では銅座からの依頼で、銅山の調査や問掘を試みている。元禄十五年極月中村九郎右衛門から近江朽木銅山の調査を頼まれ、翌十六年四月泉屋(佐野)又四郎が山留八郎右衛門を帯同して見分し、「朽木銅山見立覺」を中村へ届け、鹿谷鉛山の調査結果を報告している。また同年四月日向の比平銅山稼行人松木丈峯から同山の見分方を銅座へ申し入れ、元締役から泉屋へ依頼したので、又四郎は五月廿五日大坂を立ち六月十六日延岡着、比平銅山を踏査して七月十七日大坂帰着、同月廿一日見分書付を銅座へ提出した。宝永四年九月には播州公文村ふとの銅山の問掘を銅座から頼まれて、泉屋では伊右衛門を派遣し、問掘の結果を銅座へ返答している。<sup>⑩</sup>これらは銅座が銅山の開發に積極的に努め泉屋が協力した例として見る事が出来る。

註

- ① 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』九五—九七頁（長崎御役所留」下）
- ② 「辛元禄十四年銅座公用留」以下これに拠って記述する。已三月吉日銅座公用留」
- ③ 「寶永六年日記」十二月八日、十七日各条
- ④ 「元禄拾六年未正月吉日銅座御用扣」元禄十六年四月二十二日、七月
- ⑤ 「寶永六年日記」十二月廿一日
- ⑥ 『日本財政經濟史料』卷二 七一—六頁
- ⑦ 小葉田淳「味方但馬と割間歩」（『史林』四八卷三号）
- ⑧ 小葉田淳「芹ヶ野金山史の研究」（『三井金屬修史論叢』第九号）
- ⑨ 「元禄十五年未正月吉日銅座御用扣」、なお「別子銅山の発見と開発」（『泉屋叢考』第拾參輯）九一—九三頁、「住友の吉岡銅山第二次経営とその後」（『泉屋叢考』第拾四輯）一一五頁を参照
- ⑩ 「元禄拾六年未正月吉日銅座御用扣」

## 五 銅座と吹屋

銅座の吹屋に対する支配関係は、先ず吹屋の銅取扱について、すべてこれを吹屋から銅座へ届けることである。

吹屋が諸国荒銅を直接に買い取ったとき、或は銅問屋から購入したとき、その員数・代銀を、また手山所持の吹屋は手山銅廻着のとき、その員数を、手山銅を他の吹屋へ分売したとき員数・代銀を、その都度報告することになっている。

銅座の業務が実際に開始された元禄十四年三月までの同年正月以来の銅入払目録を、泉屋からは泉屋分とし四月一日付で「此中度々仕直し候得共、昨日極り候ニ付」として銅座役所へ提出した（整理して記す）。<sup>①</sup>

(1) 足尾棹銅当着高書付

一 足尾棹銅 一九、四一七斤

(2) 銅入払目録

一 豫州手山荒銅 二六二丸 此斤 二八、八二〇斤 辰極月残り銅

一同 四、三五七丸 同 四八一、七五六斤五 巳年上り高

二 口メ 四、六一九丸 同 五一〇、五七六斤五

内 二、三五〇丸 同 二五六、八七七斤五 方々へ売

一、二六九丸 同 二五三、六九九斤 手前吹用ニ取

(3) 吹屋方目録、銅入払目録

一 荒銅 三一、七五〇斤五 辰年残

一同 三〇、四五四斤九 巳年買入

一同 二五三、六九九斤 巳年正月―三月手山上り高之内吹用ニ取

計 三一五、九〇四斤四

第一次銅座と住友

第一次銅座と住友

内 二八二、五七一斤九 吹立

二二三、九二八斤 辰年残吹立銅

吹立銅計 五〇六、四九九斤九

内 四四五、〇〇〇斤 御用銅売上

二一、〇〇二斤五 地売銅高

三、三〇〇斤 正月より地売向の内より市柏屋市右衛門へ売

一九、八七三斤九 吹減欠

計 四八九、一七六斤四

残 一七、三三三斤五 吹立銅所持

内 六、二六七斤 御用銅ニ吹立あり

一一、〇五六斤五 地売向ニ吹立あり

荒銅残り 三三三、三三三斤五 三月三十日所持

足尾棹銅はその頃泉屋は大坂屋とともに五ヶ一銅即ち輸出銅高の五分の一を輸出するとして請負っていたのである。もっとも当時は足尾銅は五分の一には著しく不足しており、不足分は両家の所持銅から補充することになっていた。しかし五ヶ一銅は本割分に対してのみあったので代物の替分には割当はなかった。手山銅は他の吹屋へ分売されており、泉屋も銅問屋や手山持の吹屋の

銅を購入しました諸国銅を直接に買い入れている。正月から三月上旬までに大坂屋久左衛門から荒銅二三、八八八斤七五を買い入れたのをはじめ、山城屋・濱田屋等問屋からも荒銅を仕入れている。右と同趣の届書は、もとより他の吹屋からも銅座へ提出されたのである。

翌四月分からは毎月翌月一日付で、前掲のものと同趣意は変わらぬが、一ヶ月分をまとめた銅元払目録が差し出された。泉屋の場合は手山を持つから手山銅元払目録、また別に足尾棹銅についての覚書を提出した。四月分のそれを例示する。

巳四月銅元払目録

一荒銅 三三、三三二斤五 巳三月晦日有

一同 八、七三八斤六二五 巳四月買入

一同 一八三、四三五斤 巳四月中手山銅上り高之内吹用

計 二二五、五〇六斤一二五

内 二二一、四一三斤六二五 吹立

四、〇〇〇斤 分銅屋七兵衛より吹立銅買入

一七、三三三斤五 吹立銅三月三十日有

計 二四二、七三七斤一二五 吹立銅



第一次銅座と住友

内 二二五、〇〇〇斤 御用棹銅売上

一、九三三斤 地売銅差出

九、七一五斤六二五 右吹立減

残 六、〇八八斤五 吹立銅已四月三十日有

残 四、〇九二斤五 荒銅四月三十日有

已四月手山銅元払目録

一手山荒銅 二、〇八二九 此斤二三三、三六五斤六二五 上り高

同 四五〇九 同 四九、九三〇斤六二五 吹屋中へ売

一、六三二九 同 一八三、四三五斤 手前吹用

足尾棹銅は四月中は登り銅がなかつたので、現在高として前月の届書のまま差し出した。

さらに一ヶ年間の銅取扱を総轄して、手山銅元払目録・吹屋中に売銅目録・問屋中へ銅買入高目録・銅元払目録を差し出している。元禄十六年十月に泉屋から銀座年寄後藤四郎三郎あて届けた午年即ち元禄十五年度の報告を例示しよう。<sup>②</sup>

午年中手山銅元払目録

一荒銅 三三、八八三斤五 已極月晦日有

一同 二、五六一、六二六斤九三七五 豫州別子銅午年中上り高 一三三、四〇八丸

一同 二四、六四四斤 備中吉岡銅午年中上り高 一三三六丸

一同 七八三斤 作州銅 午年中上り高 七丸

計 二、六二〇、九三七斤四三七五

内 七八七、五四四斤六八七五 吹屋中へ売

一、七五三、〇一二斤七五 午年中上り高の内吹用

計 二、五四〇、五五七斤四三七五

残 八〇、三八〇斤 午極月晦日

午年吹屋中に売銅目録

一別子銅 七、二三八九 七八七、五四四斤六八七五

内 二、五七〇〃 二七八、二九八斤七五 富屋 藤助

四五〇〃 五〇、一一三斤七五 大坂屋久左衛門

五五〃 五、九五四斤三七五 大塚屋甚右衛門

三一〇〃 三三、七一五斤六二五 平野屋三右衛門

一、一七三〃 一二八、三〇九斤三七五 山田屋新右衛門

三二五〃 三四、九二五斤六二五 丸銅屋次郎兵衛

第一次銅座と住友

第一次銅座と住友

六七丸 七、二二斤五 吹屋治左衛門

一〇〃 一、〇九一斤二五 錢屋與兵衛

八二〃 八、七二三斤一二五 銅屋半左衛門

四九四〃 五三、六七二斤五 平野屋八十郎

二七八〃 二九、八三三斤一二五 多田屋市郎兵衛

三二八〃 三五、九一八斤四三七五 川崎屋市之丞

八二〃 八、八五〇斤六二五 平野屋小左衛門

一〇〃 一、〇二三斤七五 熊野屋十兵衛

二五〃 二、七六八斤七五 熊野屋德兵衛

八五三〃 九二、九八八斤一二五 平野屋忠兵衛

一二五〃 一三、七五五斤 銅座御役所

午年中間屋中銅買入高目録

一荒銅 三〇丸 二、九〇三斤七五 海部屋德兵衛

一同 三〇〃 三、〇四〇斤八七五 熊野屋十兵衛

一同 一二七〃 一二、九〇五斤 吹屋治左衛門

一同 七〃 六五五斤六二五 油屋源兵衛

一同	一二三〃	一二、六三六斤二五	濱田屋七郎兵衛
一同	二七〇〃	二七、六三二斤五	津國屋清右衛門
一同	九二〃	六、八二四斤三七五	長谷川六兵衛様
一同	三三五〃	三三、〇七一斤八七五	大坂屋久左衛門
一同	一一二〃	一一、一八二斤五	長濱屋源左衛門
一同	一六九〃	一七、〇〇四斤三七五	小嶋屋次郎兵衛
一同	八七〃	八、七七八斤七五	平野屋又兵衛
一同	五〇二〃	五一、九六四斤三七五	綿屋次兵衛
一同	五〃	四四九斤三七五	布屋次右衛門
一同	二〃	一九二斤五	堺屋四郎三郎
計	一、八九一〃	一八九、二四三斤一二五	

午年中銅元払目録

一荒銅	三九、二〇四斤	巳極月晦日有
一同	一八九、二四三斤一二五	午年中買入
一同	一、七五三、〇二二斤七五	午年中上り高の内吹用
一同	二四、五九五斤	屑る出目

第一次銅座と住友

計	二、〇〇六、〇五四斤八七五	
内	二、〇〇一、五二二斤八七五	吹立
	一七、三三三斤	巳極月晦日有
計	二、〇一八、八五五斤八七五	吹立
内	一、九四〇、〇〇〇斤	御用棹銅売上申候
	七八、七六七斤八七五	吹立減
計	二、〇一八、七六七斤八七五	
残吹立銅	八八斤	午極月晦日有
残荒銅	四、五三二斤	午極月晦日有

手山銅の報告中、備中吉岡銅山は元禄十五年六月から泉屋が再び稼行に従事したのでその出銅が記されるが、作州銅は買入分であろう。また問屋中からの買入銅とある内で、大坂屋久左衛門・熊野屋十兵衛(彦兵衛の代人)は手山を持っており、その産銅と思われる。吹屋治左衛門も問屋でなくて吹屋である。長谷川六兵衛様とあるのは代官で、九二丸の銅は長谷川代官所管の摂津多田銅山の産銅で、当時入札により吹屋等に払い下げられていた。

なお元禄十五年度には五ヶ一銅については報告がない。五ヶ一銅の泉屋・大坂屋の請負期限は

元禄十四年八月となっていたので、足尾所管の代官池田新兵衛(重富)に七月足尾銅買請方について願ひ出ていたが返答を得られなかった。しかし銅座が設立されたので、五ヶ一銅の輸出については分明でないため、両家からの長崎送りは一時差し控えていた。ただ当年の春船二艘には前年の長崎残り銅を両家で一八、二五二斤売渡している。そして春船一一艘には売り渡さず、春船と夏船とも一三艘に八三、九二四斤(本割四一九、五七〇斤)、オランダ方一三八、九〇〇斤(本割九八五、八六五斤六)に対し、五ヶ一銅一九七、一七三斤であるが五八、二七三斤不足<sup>③</sup>を売った。足尾銅は運上銅の名儀で、泉屋・大坂屋からそれぞれ長崎の出店へ送られ、銅座年寄から長崎町年寄あて送り状が添えられ、それには到着のとき改めを請う旨が記されている。当時、足尾銅は極めて少量となっており、おそらく五ヶ一銅は十四年で中止されたものである。

その後足尾棹銅を輸出するときは銅座より長崎へ下したようである。宝永五年棹銅六、〇六五箇(八一、八九一貫と廻し出目一七七貫一〇〇目)代金八、九六九兩と銀一三匁四七、これに江戸から大坂まで船賃・蔵入駄賃その他入用銀七貫八一三匁二三、計銀五二七貫一六六匁七二(二兩五八匁替)で、一〇〇斤につき一〇二匁八九三四二の大坂直段となっている。この棹銅は江戸足尾会所から銅座に送られたので、銅座から長崎へ廻送された。<sup>④</sup>

吹屋が一ヶ年に買い取り、また手山銅とともに吹立てた荒銅高、吹立銅高、それを処置した銅高等はどうであったか。宝永四年（一七〇七）、同六年分の買高并手山銅とも山出し荒銅高、それから吹立てられた長崎御用銅売高、諸方売銅高（細工その他）、残り高、及びそれらの代価と収支を報告している記録がある。<sup>⑤</sup>長崎御用銅売等については後に述べるが、ここでは宝永四（亥）年分について整理して記しておく。なお、代価は金をもって金一両につき銀六〇匁替の計算で示されている。

一荒銅 八、二五四、二〇〇斤

正銅 七、八三六、七〇〇斤 代金 一五〇、四一三兩三歩

吹減 四一七、五〇〇斤 内 一三三、三四八兩一歩・銀五匁 荒銅代

一七、〇六五兩一歩・銀一〇匁 吹雑用

一御用銅 六、四二七、五〇〇斤 代金 一一二、三〇六兩一歩 亥年中長崎御用銅売高

一諸方売 一、〇〇五、九〇〇斤 〃 二〇、六五三兩二歩 同年諸方売高

「附紙」亥年中諸方へ銅売高一、二二五、七〇〇斤の内二〇九、八〇〇斤は戊（宝永三）年残り、差引一、〇〇五、九〇〇斤亥年買入銅の内売払となる。

一残り銅 四一三、三〇〇斤 〃 八、三八六兩二歩 同年売残り銅

「附紙」この代金は買入荒銅元代并吹雑用を込めた元直段

三口計 七、八三六、七〇〇斤 〃 一四一、三四六兩一分

外、灰吹銀 〃 一〇、九九二兩一分

二口計 〃 一五二、三三八兩二分

差引残り 〃 一、九二四兩三分

亥年中荒銅より鉸る

灰吹銀の直段はその銀位によって高下あり、また相場の変動もある。正徳二年（一七二二）四月から同年九月までの吹屋から銀座へ売った例によると、灰吹銀上中下の平均が一貫目について丁銀一貫三五〇目から一貫四四〇目までの相場となっている。

吹屋の荒銅買入高は、宝永四年分にかけて同五年以後が知られるが、正徳三年巳四月銅吹屋共から大坂町奉行所へ差し出した「去ル子年辰年（宝永五）正徳二迄五ヶ年分買入銅高并買直段之書付」により、正徳二年分までを第6表に示す。正徳二年三月銅座は廃止せられて、六月からは銅屋の御用銅直下じきくだしとなった。なお、表中に主要銅山の銅をあげておいた。同じ書付によって正徳元、二年の買入荒銅の配分を第7表に記した。これには中川六左衛門に配分した分があり、中川は正徳元年御用銅一五〇万斤余を補充することを請負うことになったので、銅座・銀座に対すると同様に吹屋から荒銅を直売することになったのである。銅座売渡の荒銅は、後述するように



荒銅のまま輸出されてもおり、また残りは中川・銀座の荒銅とともに吹屋が賃吹したのである。右の期間に泉屋の買入れた荒銅高とその代銀を第8表に、また買入荒銅高の内手山銅を除き他の問屋等から買入れた荒銅高を第9表に示した。但し第8表の買入荒銅というのは、手山銅をも含んでいるが、泉屋が吹立用として自家に残した分での吹屋へ売り渡した分は控除されている。第8・9表は正徳三年巳五月泉屋吉左衛門から大坂町奉行所へ差し出した「子年辰年迄銅買入高手山銅登高代銀書付」と正徳三年巳閏五月同じく代官石原新十郎(正勝、別子所管)へ差し出した「子年辰年迄五ヶ年分買入銅并賣拂銅代銀之書付」によって作製した。

手山銅は別子銅以外は備中吉岡銅である。

なお、手山銅の代銀はその他の吹屋売渡直

(単位：斤)

永松・幸銅	生野銅
982,878	311,271
637,491	550,364
621,000	336,000
334,500	294,700
30,105	123,700

段によって定められたものと見られる。他より買入荒銅の内表記以外は、宝永

手山銅内 別子銅	他を買入荒銅
斤 2,041,815	斤 374,398.75
1,972,602	685,503.5
2,134,841.25	495,424
1,156,619.625	196,005
837,243.15	169,184

(単位：斤)

立川銅	生野銅	その他
		2,510
104,820	7,374	1,000.625
27,000	36,470	1,214
1,668	851	705
	1,002	12,477

第6表 宝永5～正徳2 吹屋買入荒銅・買入主要銅高

年次	買入荒銅	別子銅	立川銅	秋田銅	尾去沢銅	
宝永	5	7,807,883	2,263,200		2,546,321	633,124
	6	8,498,329	2,118,000	1,046,472	3,010,600	267,263
	7	7,385,900	2,288,300	924,000	2,447,800	35,300
正徳	1	6,108,500	1,516,000	627,000	2,473,000	300,000
	2	4,110,230	1,338,410	194,500	1,431,100	520,500

第一次銅座と住友

第7表 正徳1～2 買入荒銅配分 (単位：斤)

年次	買入荒銅	銅座渡	中川渡	銀座渡	吹屋買入	
正徳	1	6,108,500	379,600	1,379,567	323,125	4,026,208
	2	4,110,230	551,800	54,500	57,000	3,446,930

第8表 宝永5～正徳2 泉屋買入荒銅高・代銀

年次	買入荒銅 斤	代銀 匁	100斤の 平均直段 匁	手山銅 斤	
宝永	5	2,467,058.75	2,405,187.15	97.492	2,092,660
	6	2,682,305.5	2,596,362.6	96.796	1,996,802
	7	2,674,765.25	2,617,165.17	97.846	2,179,341.25
正徳	1	1,377,884.625	1,499,901.58	108.855	1,181,879.625
	2	1,016,427.15	1,461,513.93	143.789	847,243.15

第9表 宝永5～正徳2 泉屋他へ買入荒銅内訳

年次	買入荒銅	秋田銅	永松・幸銅	尾去沢銅	
宝永	5	374,398.75	246,618.75	117,718.75	7,551.25
	6	685,503.5	426,471	142,960	2,877.875
	7	495,424	327,650	103,090	
正徳	1	196,005	165,167	27,614	
	2	169,184	141,610		14,095

九三

五年（一七〇八）は熊野銅、同六年は佐渡銅八四五斤・播磨銅一五五斤六二五、同七年は播磨銅一、〇一六斤・熊野銅一九八斤、正徳元年は大野（越前面谷）銅、同二年は日向延岡銅九、四三〇斤・大野銅四七七斤・佐渡銅六九八斤・播磨銅一、八七二斤である。

さて同じ期間の別子の出来銅高・持越銅高・登銅高及び吹屋売渡高を、正徳三年巳閏五月泉屋吉左衛門から代官石原新十郎へ差し出した「寶永五子年より正徳貳年辰年迄五ヶ年分豫州別子銅山出来銅賣拂所直段付」によって第10表に示す。表中に別子銅から吹立てられた銅座売渡棹銅高とその吹減高（荒銅）を記入している。山出し銅（出来銅）高はその年の別子産銅高であり、持越銅高は前年からの別子山元の残り銅である。これについて「辰年（元禄十三）立川通り新道付替之義奉願候處被爲仰付被下、早速道普請取付候得共、漸三年振ニ而新道成就仕、夫より立川新道新居濱迄道法四里津出シ仕候故、數年山元ニ相滯候銅追々運送仕如斯御座候」と説明している。即ちおぼこ越で天満浦に銅荷を運んだ長途難路が元禄十五年に立川新道を経て新居浜浦までの短路となって山元に滞った銅荷がしだいに失くなったというのである。

また正徳二年六月から銅屋の長崎直下しとなったから別子銅吹立の

売上棹銅高		(単位：斤)	
銅座売上棹銅	吹	減	
1,900,000	141,815		
1,650,000	124,915		
1,382,000	103,401.25		
662,000	49,885.725		
50,100	3,507		

棹銅六二〇、〇〇〇斤が送られ、唐人売三四六、五〇〇斤、オランダ売二七三、五〇〇斤で、この吹減は四八、四二七斤四三五である。

吹屋へ売り渡した荒銅直段は一〇〇斤について、宝永五年銀九八匁、同六年九六匁、同七年九九匁、正徳元年一二一匁、同二年一六七匁となっている。

登り高より吹屋売渡銅を控除したものが、泉屋の吹立用別子銅高となるわけであるが、その数量が第8表の別子銅高と比較して宝永七年以後一致しないのは荒銅のまま吹屋以外に売り渡した分がある故である。右の荒銅及び別子銅の吹立銅で、吹屋売渡と銅座売渡棹銅以外のものを次に記しておく。

	宝永六年		
	一宗対馬守売渡		
	棹銅 一五、〇〇〇斤	吹減 一、〇五〇斤	直段一〇〇斤に一一四匁
	一江戸銀座売渡		
	玉銅 二七、五〇〇斤	〃 二、二〇〇斤	〃 一一〇目
第一次銅座と住友			

第10表 宝永5～正徳2 別子銅登高・吹屋売渡高・銅座

年次	山出し銅	持越銅	登高	吹屋売渡高	
宝永	5	1,740,071.385	523,128.615	2,263,200	221,385
	6	1,415,612.835	702,387.165	2,118,000	145,398
	7	1,516,426.47	771,873.53	2,288,300	73,458.75
正徳	1	1,236,691.17	279,308.83	1,516,000	48,919.875
	2	1,365,448.5	*27,038.5	1,338,410	345,070.85

\* 登り不足分

第一次銅座と住友

一江戸御用瓦地銅売渡

丁銅 一四一、二五〇斤

吹減 一〇、六八七斤

直段

一二三匁

宝永七年

一宗対馬守売渡

荒銅 八〇、〇〇〇斤

//

一〇六匁

一江戸銀座売渡

玉銅 六〇〇、八〇〇斤

// 四八、六四〇斤

//

一二一匁

正徳元年

一銅座売渡

荒銅 三三、二四〇斤

//

一四〇目

一宗対馬守売渡

荒銅 五五、〇〇〇斤

//

一二一匁

棹銅 一〇、〇〇〇斤

// 七二〇斤

//

一二八匁

一中川六左衛門売渡

荒銅 二二二、二二〇斤五

//

一三〇目

棹銅 四〇五、六三三斤九

// 二八、三九〇斤

//

一二四匁五

正徳二年

一 宗対馬守売渡

荒銅 三〇、〇〇〇斤

一五九匁五

一 江戸銀座売渡

玉銅 六九、七〇〇斤

五、五七六斤

二〇〇目

一 銅座売渡

荒銅 一二五、五九六斤

一六〇目

一 中川六左衛門売渡

棹銅 三七、七八七斤四二五

二、六四五斤二九

一七五匁

以上を荒銅で計算すると

宝永六年 一九七、八八七斤

〃 七年 七二九、四四〇斤

正徳元年 七五五、一九四斤四

〃 二年 二七一、三〇四斤七一五

となる。

第一次銅座と住友

泉屋の買入銅高、これは泉屋で吹立てた荒銅高であるが、吹屋仲間一七、八人の買入総高と比較すると次の割合となる。

- 宝永五 〇・三二五九七
- 〃 六 〇・三二五六三
- 〃 七 〇・三六二二四
- 正徳元 〇・二二五五七
- 〃 二 〇・二四七二九

註

- ① 「辛元禄十四年 銅座公用留」 四月一日  
 巳三月吉日
- ② 「元禄拾六年 銅座御用扣」  
 未正月吉日
- ③ 「辛元禄十四年 銅座公用留」 十月廿五日 足尾山御銅請  
 巳三月吉日  
 負之訳書付十月廿五日ニ長井藤右衛門ニ遣ス覺
- ④ 「年々帳」一番 子正月 足尾會所ニ銀座へ竿銅御請

- 取被成候貫高
- ⑤ 「長崎公用帳」正徳三年閏  
 五月吉日 癸巳貳番」正徳三癸巳年六月  
 銅吹屋一四人連署 亥年中銅請拂高代銀高并徳用積り  
 の覺 大坂町奉行所あて

## 六 銅座の地売銅統制と御用棹銅買上

長崎輸出の目的で御用銅買上を銅座の主要な業務としたことは繰り返して述べてきたが、御用銅

の吹立と数量は細工向その他の地売銅のそれと対応し関連する。それで銅座としては地売銅の吹立と販売を調整し統制する必要があった。

元禄十四年四月中村九郎右衛門は吹屋を銅座役所へ呼んで、江戸で銅座設立が決定されたとき「地賣銅銅座へ買上ケ元拂分明ニ相知様ニ可致」と命ぜられたことを語り、買上銅に極印を打つ手筈としたが、それは急には処置できぬので、先般地売を禁止したと告げた。彼はさらに続けて頃日極印もしいに打ったから、細工人が銅を求めれば吹屋から銅座へ断り、銅座から吹屋へ売り戻すとし、向後は銅座が買い取り極印打つほどには及ぶまじく、吹屋買取の荒銅の七割は御用銅、三割は地売銅に吹き、吹屋から売り渡してよいと考えるので、この旨を江戸へ伺うことにするが江戸から指図あるまで三割を地売向に吹くよう指示した。<sup>①</sup>

その数日後泉屋から細工向・銭座用の一ヶ年の見積銅高を記して銅座役所へ提出したが、これはもとより地売銅高を考慮するための参考資料としてである。前にもその内容について述べるところがあったが、その書付を記しておく。<sup>②</sup>

## 覺

一江戸地賣銅凡四拾萬斤斗



第一次銅座と任友

内拾萬斤　大坂ゝ丁銅・棹銅にて下ル

三拾萬斤　江戸にて荒銅・屑銅吹立せ可申候

一京都地賣銅八拾萬斤斗

一大坂地賣銅凡五拾萬斤斗

三口分　銅凡百七拾萬斤

右者日本細工向銅一ヶ年分大概之積り

一江戸錢座一ヶ年　銅凡百七拾五萬斤斗

一京都錢座一ヶ年ニ　銅凡五拾五萬斤斗　但壹年分三拾萬斤斗吹可申候

合銅四百萬斤斗

右之通ニ積り相見へ申候、以上

巳四月十八日　　泉や吉左衛門

銅座御役所

五月下旬になって大坂の細工人から細工下地銅の販売がなく大勢餓命にも及ぶ苦境を大坂町奉行所へ訴えた。そこで奉行所では泉屋はじめ数人の吹屋を呼び、泉屋・大塚屋は年来地売銅店が

あり（泉屋の地売銅店は淡路町にあった）、しかも銅座からは先般三割の地売銅吹立を指図しているに拘わらず、泉屋ではその頃四、五日間地売銅を売り以後一切売らぬのは心得難いと咎めた。これに対し泉屋は答えて、先程長崎奉行林忠朗が参府の途大坂に立ち寄ったとき長崎廻銅が少なかつたため廻銅を督促し、銅座からも泉屋へ当分は地売方を止めて手山銅の御用銅吹立に専念するよう指図されたと述べている。

六月末、泉屋吉左衛門は中村九郎右衛門に呼ばれて対談し、九郎右衛門は地売銅について次のように語っている。このほど吹屋から地売銅年々売高書付を提出してもらったが、これにより元禄六年―同十三年八ヶ年の売高を平均すると一ヶ年一五八万斤、一ヶ月一三二、〇〇〇斤ほどとなるから、一ヶ年一五八万斤地売するよう銅屋中へ申し渡す積りで、この趣旨は明日町奉行所役人へも通告しようと思う。もっとも元禄十二、三両年は銭座売渡が多かったが、これも一五八万斤の平均高に計算されているが、この平均高では指支があるうか相談するため泉屋を呼んだのである。泉屋の意見も聞き銭座売のときは銅座へ届けるようにし一五八万斤の枠外にする積りであるが、奉行所から細工職人の手支のことを告げられたので以上は当分の考えとして申し渡す所存で江戸へ伺った上決定したい。しかし泉屋としては地売を止めて専ら棹銅を吹立ててもらいたい

というのであった。

以上のようにして一ヶ年の地売銅高一五八万斤という一応の基準はできたが、大坂登荒銅や御用銅との関係からも実際は増減があったのである。

地売銅の直段は吹屋で定められるが、元払の高は銅座へ届けることになっており、相場も特別の事情あるときは銅座の指示を受けた。

元禄十四年四月、吹屋から銅座へ売り上げる地売銅直段書付を長井藤右衛門へ届けたところ、藤右衛門は存外の高直であるからとて再考を求めた。吹人相談の結果は一〇〇斤につき銀二匁ほどずつ引下げた。

吹銅	一〇〇斤につき	代銀	一二一匁
黒味銅	〃	〃	一三六匁
延銅	〃	〃	一四八匁
黒延銅	〃	〃	一六一匁

さらにその数日後に泉屋から内算の直段として覚書を長井へ差し出している。

地売銅元直段 一〇〇斤 一一八匁三分

右之通吹屋出来積り

延銅 一〇〇斤 一四七匁八分

内吹銅 一一八匁三分

延賃 二九匁五分

黒味銅 一〇〇斤 一三二匁三分

内吹銅 一一八匁三分

黒味 一三匁

黒味延銅 一〇〇斤 一五九匁五分

黒味銅とは烏銅のことであろうか。また四月に泉屋の淡路町宅に所持の地売向吹銅四、〇〇〇斤を銅座へ売り渡しているが、内訳は長棹銅五〇〇斤、樋銅二〇〇斤、丁銅七〇〇斤、丸銅二、四〇〇斤、中平銅二〇〇斤であった。その頃は地売銅も銅座が買い上げていたことは前述したとおりである。

御用棹銅の銅座売渡高は、元禄十四年は五、六八〇、八〇〇斤、同十五年は五、一九七、六〇〇斤であった。同十六年は十月までの売渡高は五、〇三一、二〇〇斤とあるが、同年一ヶ年分については記録が見当らぬ。<sup>⑧</sup>当初直段は一〇〇斤につき銀一〇三匁であった。元禄十四年三月十七日銅

座から吹屋中へあて、御用棹銅一〇〇斤につき代銀一〇三匁で買い上げる旨を傳達している。同月に泉屋が売り渡した棹銅四〇、〇〇〇斤、代銀四一貫二〇〇目の内金子で半分三四三兩（六六〇目替で銀二〇貫五四〇目に当たる）と銀二〇貫六二〇目を銅座は支払っているが、即ち一〇〇斤につき銀一〇三匁に当たる。七月廿四日大吹屋から次いで小吹屋からも、長井あてに、棹銅買上の只今の定直段では仕当に合わぬとて加増を願う訴状を差し出しており、やがて増直の内意あることを聞いておるので、余り時を待たずに一〇五匁となったようである。一〇五匁の直段は宝永年中は変わらず正徳元年七月までは継続され、七月以後同年内は一〇六匁となっている。

宝永三年の銅座集銅高は六、六七五、〇〇〇斤で、<sup>④</sup>宝永四年は吹屋からの長崎御用銅売高が六、四一七、五〇〇斤、諸方売（地売）高が一、二一五、七〇〇斤この内二〇九、八〇〇斤は前年残り銅であったことは前に述べた。

宝永五年から正徳二年までの銅座売渡御用銅高、細工向その他売銅高を、正徳三年巳四月銅吹屋共から大坂町奉行所へ提出した「去ル子年辰年迄五ヶ年分長崎廻御用銅高并賣直段之書付」と「去ル子年辰年迄五ヶ年分諸國に賣出候細工向銅高并賣直段之書付」によって第11表に示す。

「長崎公用帳」によると、宝永六年の長崎御用銅売高七、一六四、〇〇〇斤、諸方売高一、一

第11表 宝永5～正徳2 長崎御用銅・  
細工向その他銅売高 (単位：斤)

年次	長崎御用銅売渡	細工向その他銅売渡
宝永 5	6,120,200	1,337,640
6	7,164,000	1,115,890
7	5,592,000	1,851,274
正徳 1	2,668,433	1,053,660
2	55,600	1,002,457

一五、八九〇斤で、諸方売銅高の内三六一、〇〇〇斤は前年残り銅だから、七五四、八九〇斤が当年買入銅から売り払った分だとある。宝永六年以後は銅座売を銀座売と記しているが、これは幸町の銅座役所を廃して高麗橋銀座役所で銅座事務を行ったからであろうと前にも述べた。正徳元年銀座売渡分としている内で、一三、〇〇〇斤は代銀一六〇匁となっており、また六二〇、四三三斤は中川六左衛門売渡分で代銀一二四匁五分である。正徳二年六月から吹屋の長崎直下しとなって、同年分下り高は二、四六一、五〇〇斤である。同年内の銀座売渡は五五、六〇〇斤で代銀は一七五匁であった。<sup>⑤</sup>

なお、同じ史料によって、細工向、その他の売銅高と直段を第12表に示す。

江戸下しの銀座用売銅は玉銅で銀貨鑄造料となるもので、泉屋の別子吹立銅売渡の条にも記したが、宝永五、六年、正徳二年の売銅はすべて泉屋の分であって、これはまた後にも触れる。江戸下しの御用瓦下地銅は丁銅で延ばして銅瓦を製するが、これも泉屋が請負ったものである。

細工向その他売銅高・直段

直 段	江戸下 銀座用	直段	江戸下御 用瓦下地	直段	対馬売	直 段
匁	斤	匁	斤	匁	斤	匁
138 ~ 105.5	50,070	115				
138 ~ 103	27,500	120	141,250	123	22,900	114
134.8~106.6	600,800	121			87,000	106
196.4~123.3	167,300	190			70,000	128, 121
253.5~193.5	69,700	200			30,000	159.5

第一次銅座と住友

元禄十四年三月泉屋は御用銅一〇万斤を売り渡すこととし、内渡銀新銀（元禄銀）一〇〇貫目を請取った。長堀の泉屋倉庫で銅座役人に銅を渡して、銅座役人から元締役あて銅請取状を認め、泉屋はその請取状と泉屋の代銀請取状を銅座役所へ届けて元締役から高麗橋銀座あて銀差紙をもらい、銀座役所へ持参して代銀を領収した。しかし同年十一月からは代銀は銅座役所で支払うことになった。宝永六年暮には幸町銅座役所は廃止されたので再び銀座支払になったと思われる。

同年三月晦日泉屋が銅代銀四一貫二〇〇目を半分金子で支払われ、金子は六〇目替であったことを前に述べた。当時の上方両替相場は五八匁ほどであり、金支払は吹屋いづれへも売銅に対して行われたことで、四月三日には惣吹屋から銅代の銀渡方を訴願した。翌五月銀支払の件は聞き届けられたが、元禄十五年三月には再び金支払となり、しかも金額が金であった。同月二十日泉屋代人太治右衛門・大坂屋代人彌次兵衛から長井藤右衛門へあて、去る十八日売上棹銅代金子をもって渡す旨が伝え

第12表 宝永5～正徳2

年次	地売向売高	細工向大坂売	直 段	細工向京都売
宝永 5	斤 1,337,640	斤 490,120	匁 136 ~ 103.5	斤 797,450
6	1,115,890	411,110	136 ~ 101	513,130
7	1,851,274	576,724	132.8 ~ 104.6	586,750
正徳 1	1,053,660	428,540	194.4 ~ 121.3	387,820
2	1,002,457	584,397	251.5 ~ 191.5	318,360

第一次銅座と住友

られ、それでは銅山仕入も困難になると訴えたが、先ずこの度は金子を請取り、重ねて訴願せよと諭告され、両代人からは主人が江戸から帰坂した上で幾重にも願ひ出る旨を縷々述べている。両家の主人はその頃江戸へ下っていたのである。

藤右衛門はやがて長崎にての銅座支配のため同地へ下り、替わって悴の藤藏が吟味役となった。四月藤藏は泉屋に対して、御用銅売上は当分のところ泉屋と、他には日向銅山を手山とする熊野屋以外は見込はなく、しかも泉屋の売上は先月分見積高一一万斤の内五万斤しかなく早急に残りを都合するようにと促した。次いで手代太治右衛門を呼び、銅代の金支払のため山元に囲い置くのではないかといい、頃日長崎から飛脚が来て廻銅が少なく督促しており、当月分三〇万斤の見積高が泉屋で吹立困難であれば手持荒銅を富屋(伊兵衛)へ廻わすよう告げている。泉屋では銅の故意の山元囲いなどは思いもよらぬことであると答えて、他方に銅代の銀支払を繰り返し訴えた。五月末江戸より帰坂した



吉左衛門は六月に藤藏あてに、金支払は一〇〇斤につき銀三匁五、六分即ち一〇〇万斤につき銀三五、六貫目の損失になると説明している。一〇〇斤代銀一〇五匁は六〇目替として金一兩三分となり、上方相場を五八匁とすれば金一兩三分は一〇一匁五分となって金支払は三匁五分の損失となるわけである。八月にも泉屋・大坂屋連名で銅座あて、銅代が金子渡であれば増直を請うた。しかし代銀一〇五匁はそのまま据え置かれて、金支払はその後も続けられたのである。宝永六年七月、泉屋下代五兵衛・安兵衛から町奉行所へ差し出した訴状にも御用棹銅直段は初めより一〇〇斤につき一〇五匁であったが（最初は一〇三匁であった）、元禄十五年金子支払となって両替するため、かなり損毛であると述べている。<sup>⑥</sup>

金支払は銀との両替相場の差から生ずる損失以外に、上方や西国筋は銀遣いであるため仕入には銀に替える必要があり、多額の両替を急ぐときはそれが容易でなかった。元禄十六年六月泉屋・大坂屋は熊野屋徳兵衛・問屋津國屋清右衛門とともに銅座へ出向くと、元締役は長崎奉行所から棹銅不足を度々催促され、大坂町奉行所へもその旨の通達があって呼び出されて催促されると語った。また長崎からは只今から極月までの棹銅長崎下り高の見積書を送るよう求められていると告げ、右見積書とともに閏八月中旬までの同様見積書二通の提出方を依頼した。泉屋等は現状では

見積書を書くにも法がなく、諸問屋等を呼び出し、各自に書付を出させる外はないと答えている。宝永六年は銅座存置期間のうち御用棹銅の売上の最も多かった年であったが、前半年の売上高は僅かであった。同年六月末に長崎銅方役人濱武源次郎等四人が大坂へ登ってきて、七月朔日泉屋の手代が濱武の止宿を訪ねて主人は江戸で御用を受け（御用銅瓦下地銅調達の件）留守であると告げた。濱武は自分の登坂は近年銅座からの廻銅がよほど不足につき増すよう命を受けて参ったという。手代は山からの廻着銅ははなはだ多いのであるが銅座売渡が中絶していて手持のままで迷惑していると答え、多額の銅を抱え込み仕入銀に難儀しているとも述べている。⑦同年正月から五月中旬までの銅座買入高は計一、三七三、〇〇〇斤で内泉屋分は五八四、〇〇〇斤であった。長崎からの泉屋への書状によれば六月下旬までに一七〇万斤ほど下着したという。濱武も銅座売渡には前渡銀の必要であることを知っており、買上の進まぬのは銅座の資金欠乏が有力な原因であった。⑧

八月には銅座から泉屋・大坂屋・熊野屋十兵衛・吹屋治左衛門にあて廻状で、現在所持する荒銅高、今から極月までの同廻着見積高を書き出すよう依頼している。十一月には泉屋代清右衛門から御用銅一三万斤代の前渡銀として銀一三六貫五〇〇目の請取状を銅座あて届けているから、この頃には金支払を罷めて銀支払になっていたらしい。七月から極月までの銅座棹銅集り高は五、

八四七、〇〇〇斤と報告されており、前半期の三倍以上である。先掲の五月中旬までの分と合わせても七、二一九、〇〇〇斤となり、泉屋はその内で二、二二四、〇〇〇斤、第二位の大坂屋は一、一五五、〇〇〇斤、第三位富屋伊兵衛は六五六、〇〇〇斤を売り上げている。<sup>④</sup>第11表に比較すると五五、〇〇〇斤多くなっている。泉屋の後半期の売上高一六四万斤の内、五万斤は「又五万斤此方」と書かれていて、後より追加したのかも知れぬ。また正月から十二月十八日までの集り高六、九五八、八〇〇斤という報告もある。

長崎御用銅は銅座が引取って長崎へ積下していたが、宝永六年幸町銅座役所閉鎖とともに、吹屋から直接に廻船へ積み、長崎において掛目や銅の善悪を改め、代価は廻船の船頭請取とする方法が考えられた。即ち銅座の廻銅の作業を簡略にすると同時に、銅座の銅代支払が従来頗る円滑を欠きそれも手持資金の不足からであったので、長崎支払を便宜としたからであろう。十二月八日銅座役人から吹屋富屋伊兵衛等にその旨を伝えて吹屋中で相談するよう求めた。その場合に御用銅廻送のための箱・縄・釘代その他のかかり代を吹屋が立替えることになるから、その見積高の提出をも求めたのである。翌九日吹屋一同合議して、棹銅掛け渡の件は銅座役所から吹屋方へ役人が出向いて掛目并に善悪を改め銅を請取ること、また棹銅代を船積以後に渡されるのでは元

手銀に支障をきたし吹方も停滞するようになるから、棹銅吹立を届けたら掛改を延引される場合であっても早速渡して欲しいと申し出た。なお箱・縄・釘代并に日用賃とも一〇〇斤につき銀一匁二分かかり、その他に浜出し費など一分かかると報告している。

大坂屋久左衛門は十七日銀座から呼ばれ元締役より銅座役所廃止について銅掛改など長崎で行いたいとその可否につき内意を尋ねられた。十八日再び吹屋中集合し、大坂屋から長崎改を是非ともということであれば銅の増直を願ってはどうかという意見も出たが、泉屋手代清兵衛等は長崎では銅座掛目役の裁量のままとなつて不都合であり、あくまでも大坂の改めが是であると強く主張して、これを決議した。十九日大坂屋はまた元締役と呼ばれ長崎改めが不安であれば、吹屋から手代を長崎へ下しその入用は銅座が負担し、銅座掛目役人に神文をいたさせ立会い改めることとすればよいと説得された。しかし吹屋合議の結果はやはり大坂改めに一決し、二十日大坂屋等は幸町銅座役所へその旨を返答し、二十一日高麗橋銀座役所へ願書を差し出した。<sup>10)</sup>

### 乍憚口上

一銅座へ吹屋共を賣上ケ申候竿銅、唯今迄ハ御役所へ御請込被成候得共、向後ハ吹や共も直ニ長崎廻船へ積渡シ之上ニて代銀御渡シ被成、竿銅之善悪并掛目等之儀者、長崎ニて

御改被成候様ニ被成候而ハ如何可有候哉否御尋被成候、右之通ニ仕候而者遠方御積下し被成候銅ヲ長崎ニテ御改之節掛欠御座候時、相辯候儀難儀奉存候、其上撰出シ銅御座候ととも萬一家々之分相紛候事も可有御座ニ付、是又引替申様ニも御請難仕候旨申上候處、然者吹や共ル改人長崎へ指下シ、其雜用者銅座ル御償被下候様被成候而者如何可有御座やと再往被仰聞候、右様仕候而者於長崎唐人・阿蘭陀へ竿銅御渡し被成候時、掛目輕重之品可有御座候、然ル時者おのつから始終私共支配之様罷成候故、唐人・阿蘭陀方銅受取役人之心持只今迄銅座直御支配と相違之儀有之、掛目輕重之品ニ付私共不勝手ニも可有御座と奉存候

一竿銅代銀之義、銅船積仕候以後御渡シ被下候様ニ罷成候而者船積迄之日間難斗、其上廻船當地ニ無之節者船積之御延引可有御座ニ付、其間之出來銅代銀相滯候故、追々仕込銅之元手銀指支、是又吹方之劣ニ罷成候故、長崎表御用之指間ニ可罷成と乍憚奉存候、然上者縱銅船積無御座候共出來高申上候砌、代銀御渡し被下度奉存候

右之趣御座候間、銅善惡并掛目等於大坂御改御受取被下、尤代銀早速御渡し被下候様奉願候、以上

第13表 元禄14～正徳2 泉屋御用棹銅銅座売高

(単位：斤)

年次	御用棹銅銅高	別子御用棹銅銅高
元禄 14	2,075,000	
15	1,940,000	
16	2,520,000	
宝永 1	2,557,500	
2	2,532,000	
3	2,362,500	
4	2,437,500	
5	2,318,500	1,900,000
6	2,224,000	1,650,000
7	2,225,000	1,382,000
正徳 1	840,000	662,000
2	50,100	50,100

第一次銅座と住友

願書は元締役が取次ぎ、折柄下坂中の年寄中村四郎右衛門・野村新兵衛へ伺い、訴願どおり行

銅座御役所

寶永六年丑十二月廿一日

銅吹屋一四人連署(名省略)

ってよいこととなった。即ち銅掛改は吹屋中へ役人を派遣して行い銅を請取ることとし、箱・縄・釘は吹屋の手で準備して吹屋から直ちに廻船へ積込むこととした。箱・縄・釘代、日用賃が銀一匁二分、浜出し掛り物一分という吹屋からの書付に対しては、銅座から節減を求めて結局翌宝永七年正月に三厘を引き、計一匁二分七厘より減らすことは不可能と答えている。

泉屋から銅座へ売り上げた御用棹銅高を「寶永五年正月吉日御用銅賣上」と先きに引用した「寶永五年る正徳貳辰年迄五ヶ年分豫州別子銅山出来銅賣

拂所直段付」によつて第13表に示し、なお別子銅から吹立てた御用棹銅高を添記した。また正徳三年巳閏五月泉屋吉左衛門から代官石原新十郎へ届けた「子年辰年迄五ヶ年分買入銅并賣拂銅代銀之書付」をも参酌して、御用銅以外の吹銅売高と別子銅からの吹銅売高、その代銀を第14表に記した。

元禄十四年売上高は三月十五日以後の分である。代銀は既述のように、当初一〇三匁、やがて一〇五匁となり正徳元年七月までそのままであったが、八月から一〇六匁、正徳二年は五、〇〇〇斤は一六〇匁、四五、一〇〇斤は一七〇匁となっている。吹立経費は吹減分と吹雑用を合わせて一〇〇斤につき、宝永五、六年約銀一三匁四分、同七年一五匁六分、正徳元年一八匁九分、同二年二二匁三分と記される。なお、正徳二年六月から吹屋の長崎直下しとなるが、泉屋の分は六

二〇、〇〇〇斤であった。

( ) 内別子銅	
中川六左衛門	代銀
斤	匁
405,623.9 (405,623)	124.5
37,787.425 (37,787.425)	175

諸方売銅は宝永六年以来は全部別子銅の吹立銅である。江戸下り銀座売渡銅は銀貨鑄造料の玉銅である。中川売渡棹銅はもとより輸出用である。対馬藩売渡銅は朝鮮輸出に充てられ、同藩へは正徳元、二年に荒銅を売り渡したことは前に述べた。

第14表 宝永5～正徳2 泉屋諸方売銅高・代銀

年次	江戸銀座渡	代銀	江戸下 御用瓦地銅	代銀	対馬売	代銀
	斤	匁	斤	匁	斤	匁
宝永 5	50,070	115	141,250 (141,250)	123	15,000 (15,000)	114
6	27,500 (27,500)	120				
7	600,800 (600,800)	121				
正徳 1					10,000 (10,000)	128
2	69,700 (69,700)	200				

第一次銅座と住友

御用瓦下地銅は丁銅で江戸本丸に使用された。宝永五年十月江戸の本両替三谷三九郎との間に為替金出入の件が起こって、吉左衛門友榮(友芳)は江戸へ下り問題は落着したが、持病再発したため逗留しているうちに、宝永六年五月御勘定所へ呼ばれて、本丸瓦下地銅の調達急を要するとして早々大坂へ三二、〇〇貫目即ち二〇万斤の吹立を申し送るように命ぜられた。友榮は元禄十四年銅座支配になってから細工向銅吹立は差し止められ御用棹銅吹立にのみ専念するよういわれており、その旨を銅座から大坂町奉行所へ申請して奉行所から命ぜられているから請けることは出来ぬと答えた。御瓦下地銅も細工向銅の部類であるからである。御勘定所からは急の御用ゆえ早々吹立てるようにと促され、大坂町奉行所へは銅座から事情を連絡させるということであった。<sup>⑭</sup>

六月十四日手代五兵衛は右の趣旨を奉行所へ上申し、同時に



銅座元締役は奉行所へ出頭して割符方役人にこれを伝え、割符方役人から五兵衛の口上書と銅座からの伝達を奉行へ取次いだ。そこで奉行からは泉屋に対し御用瓦銅の件は大切のことゆえ遅滞なく勤めるように指示した。二〇万斤の地下銅は吹屋仲間へも何程か割り付け、泉屋は二一、〇〇貫即ち一三一、二五〇斤を先ず請負って、六月十四日から七月十九日までに、江戸の御用方森田屋次郎兵衛の大坂平野町の店の支配人森田屋藤右衛門へ引渡している。<sup>19)</sup>

対馬藩の朝鮮輸出銅は近世を通じて泉屋から多くは売り渡された。宝永六年の例では、三月入札により泉屋が一六匁で落札し、一五、〇〇〇斤を同藩の御用達の京都の三吉屋又兵衛が銅を引取ったが、三吉屋の希望で、その内五、〇〇〇斤は二番札の川崎屋が売った。直段は結果として一一四匁となつたらしい。

銅座売上銅のうち泉屋の売上銅の全額に対する割合は次のようになる。

元禄十四年	〇・三六五二七	宝永 五年	〇・三七八八三
〃 十五年	〇・三七三一一	〃 六年	〇・三七四四一
宝永 三年	〇・三六八一三	〃 七年	〇・三九七八九
〃 四年	〇・三七九八二	正徳 元年	〇・五一六三六

なお、正徳元年には全吹屋から中川六左衛門へ棹銅六二〇、四三三斤、内泉屋から四〇五、六二二斤を売り渡しているが、これは長崎御用銅に充当されたものである。正徳二年は全吹屋から御用棹銅五五、六〇〇斤、内泉屋から五〇、一〇〇斤を銅座へ売り上げたが、これは三月までのことである。

以上によると、中川売渡分を除いても御用銅売上の三七、八パーセントを泉屋が占めている。荒銅買入高において、吹屋全部に対する泉屋のそれ（泉屋吹立高）が占める割合に比較して、御用棹銅売上の割合は一般にかなり高くなっている。泉屋は銅座設立の当初は細工向銅を大坂・京都の細工人へ多少は売ったが、間もなく御用棹銅の吹立に専念するように要請された。御用棹銅以外には銀座用の玉銅や御用瓦下地銅のような特殊なものと、近世を通じて関係の深かった対馬藩へ棹銅（荒銅も）を売っただけで、一般の細工向などの地売は殆ど行わなかった。しかも銀座用玉銅は殆ど泉屋が引請けて、他の諸方売銅とともに別子銅から吹立てられたのである。

ここで銅座と古銅売買の関係を述べておく。享保四年（一七一九）五月、銅吹屋から大坂町奉行所へ提出した覚に、銅座の細工向銅の支配方を述べ、次いで古銅類について言及し、古銅類も大坂へ廻着するが仲人・細工人ともに直売買しているため吹屋はその員数など把握出来ぬとし、銅

座のあったときも細工向銅の毎月売渡勘定方以外のものであるといっている。<sup>13)</sup> 即ち古銅類の売買は銅座の支配外に属するものであった。

元禄十四年四月江戸の銅商一四人に荒銅・屑丁銅・古銅の売買は自由であるが、山出し荒銅商売のときは、その員数は江戸でも大坂でも銅座へ届けねばならぬと通達された。この場合、売買の自由であった荒銅は銅座設立以前から手持の分であろう。元禄十六年八月元締役長尾藤右衛門に呼ばれた泉屋手代嘉右衛門は高麗橋銀座へ赴くと、長崎で唐人へ売り渡す古地銅の様子を尋ねられ委細を記した書付の提出を求められて、嘉右衛門は覚書を幸町銅座役所へ届けた。その内容は次のとおりである。なお嘉右衛門は前年まで泉屋の長崎店に勤めていた。<sup>14)</sup>

一古地銅は京・大坂・堺・長崎その他の諸商人が長崎において古地銅を請払いするもの方へ積下す。

一唐人との古地銅売買は、唐人小宿から唐人と直段相對して売り渡す。

一古地銅一〇〇斤につき以前は銀二匁ずつ小宿口銭を取ったが、元禄八年から一兩年ほど唐人屋敷へ二匁、通詞へ三匁、小宿二匁計七匁ずつ取った。しかし一兩年ばかりで前々どおり二匁の口銭となった。

一古地銅直段は善悪により高下あって、上古地板銅では棹銅より一〇匁余も高直である。

一毎年の長崎下り斤高は知り難いが、凡そ五、七万斤から二〇万斤余も下ることあるといわれる。

一差し下す人数も諸商人勝手に積下すので定まっていない。

銅座設立後間もなく泉屋吉左衛門代五兵衛は、古銅類の大坂・京都への集り高、江戸より大坂への登り高、その種類及び売買処分についての覚を銅座役人長井藤右衛門へ届けている。その要旨を整理すれば次のようである。

一元禄十三年大坂集り高

凡そ二〇万斤 西国筋より一〇万斤、地廻りより七万斤、近国より三万斤

約四万斤 仲買 錢屋 四郎兵衛

〃 三万斤 〃 大塚屋市右衛門

〃 四・五万斤 〃 大塚屋太郎左衛門

〃 四・五万斤 〃 河内屋庄兵衛

〃 三万斤 〃 大塚屋太兵衛

〃 一万斤 〃 錢屋 清兵衛

右引ケ口

約 八万斤 地廻り職人方へ 但大坂・堺細工向方へ

約 一〇万斤 京都錢座方へ

約 一万斤 長崎下り 但元禄十三年商売合わぬ故か、この高ほど下る積り

約 一万斤 元禄十三年極月大坂買手に有り

右約二〇万斤古銅は古鉄錫鉛・唐金類の内よりたとえは一〇貫目中、古銅二、三貫目或は四、五貫目打込み登るを仲買見分して直段を付け買い取り古銅を撰ぶ。古銅も種々あるを打込み一〇貫目につき六四、五匁の直段。

一 京都より出る古銅は年中に凡そ二、三万斤、元禄十三年は錢座買い取るためか大坂へは下らず（京都仲買八人の名を略す）。

一元禄十三年江戸より登り古銅凡そ五万斤

約 四万斤 船鎊を造る細工人買い取る

約 一万斤 長崎へ下り

四、五年前まで古葉鐘類毎年四、五万斤江戸より登ったが、近年錢座方買い取るためか登らぬ。以来登る四、五万斤の銅はほぼ古板銅類のみ。これは細工向にそのまま使用し、古葉鐘類一〇貫目につき六四、五匁とすれば、古板銅類は七七、八匁もし、仲買も直段よく買うので、そのため大坂へ登ると思われる。

以上のごとくで、元禄十三年の格をもって大坂集り高を古板銅・古薬鐘類すべてについて三〇万斤余と見積る旨を書き添えている。<sup>15)</sup>

註

- ① 「辛元禄十四年 銅座公用留」四月十二日  
巳三月吉日
- ② 「右同」四月十八日 銅座へ書付
- ③ 「元禄拾六年 銅座御用扣」十月廿一日 太次右衛門役  
未正月吉日 所へ参候而平野や庄兵衛殿へ相尋、銅座初年より毎年銅  
 請取今日迄之口々寫取歸ル
- ④ 「右同」戊正月より七月迄銅座へ銅集り高寄せ、戊七月  
 より極月迄銅座集り銅
- ⑤ 「長崎公用帳 正徳三年閏  
 五月吉日 癸巳貳番」正徳三癸巳年六月  
 銅吹屋一五人連署 五年以前丑年中銅請拂高代銀高井  
 徳用積り書 大坂町奉行所あて
- ⑥ 「年々諸用留」二番
- ⑦ 「寶永六年日記」七月朔日
- ⑧ 「右同」七月十三日、七月十四日 平のや庄兵衛銅持
- ⑨ □、持参ニ付吹屋中斤目高寫取候覺
- ⑩ 「右同」十二月廿九日 銅座集り高覺
- ⑪ 「年々諸用留」二番 宝永六年丑十二月廿一日 銅吹  
 屋一四人連署願書
- ⑫ 「右同」極月八日以後の記事、「寶永六年日記」にも  
 同様の記事がある。
- ⑬ 「右同」宝永六年丑六月十四日 吉左衛門手代五兵衛  
 口上書、同年七月十九日 森田屋次郎兵衛代森田屋藤  
 右衛門一札、「寶永六年日記」六月五日条以下を参照。
- ⑭ 「享保四亥年 銅會所御公用帳」
- ⑮ 「元禄拾六年 銅座御用扣」未八月廿六日 嘉右衛門覺  
未正月吉日  
 「辛元禄十四年 銅座公用留」四月 泉屋吉左衛門代五兵  
巳三月吉日

衛覺

## 七 銅座と銅貿易

元禄十一年輸出銅高を唐船方六、四〇二、〇〇〇斤、オランダ方二、五〇〇、〇〇〇斤、計八、九〇二、〇〇〇斤と定め、これを御用銅定高とした。貨物銀は唐船方銀六、〇〇〇貫目、オランダ方三、〇〇〇貫目（金五万両）の御定高とし、これに代物替唐船方銀四、二〇〇貫目、オランダ方銀八〇〇貫目が認められて、これは銅をもって持渡すこととなっている。なお、追御定高銀二、〇〇〇貫目が許されたが、早く替物に渡す俵物・諸色が不足を告げたことは前にも述べた。唐船方代物替四、二〇〇貫目は元禄十一年の銅代銀口銭ともに一〇〇斤につき一一二匁として三、七五〇、〇〇〇斤、オランダ方同じく一一三匁五分として七〇四、八四六斤ほどである。輸出定高を実施していくことは、銅座設立の後も困難であったが、代物替による銅輸出を出来るだけ保持しようとしたことは、輸出の実際を見ても察知される。

先ず資料乙によって元禄十四年から正徳二年までの唐船買渡銅高を第15表に示す。

さて宝永元年（一七〇四）の唐船について銅をもって代物替を認められた銀高は次のとおりである。

三月	春船二三艘	銀一、三八〇貫目
五月	〃 六艘	三二五〃
六月	夏船一二艘	五二〇〃
八月	〃 八艘	八六五〃
	秋船一〇艘	
十月	〃 一一艘	一、二一〇〃
計		四、二〇〇〃

しかるに秋船の内一〇艘に追定高一、三〇〇貫目を認め、糸代銀一七、八〇〇斤と残りは例のごとく端物・薬種・荒物を売ること割り付け、八〇〇貫目の代物替はオランダ本年は代物替不足のため、その銅を追定高の船の内一〇艘へ「當年斗銅を以代物替」を許した。そこで唐船の代物替の銅は計五、〇〇〇貫目となる。その代り以上二一艘の秋船には御定高の銅即ち本割分銅はなく、そのため銀二一〇貫目の持渡を許可している。<sup>①</sup>銅代銀は一〇〇斤につき口銭を含め一一三匁二分であったから、五、〇〇〇貫目で銅四、四一六、九六一斤と計算される。この代物替銅高は第15表のそれに一致する。前に資料乙の代物替銅高が、他の史料のそれと合致する二例を挙げたが、これ等を併わせ考えると、資料乙の少なくとも代物替輸出銅の数字が確かな典拠を



## 唐船買渡銅

(単位：斤)

割		代物替	計
玉銅	小計	棹銅	
	1,077,748.9	*2,755,304.4114	3,833,053.3114
	197,859	3,613,513.272	3,811,372.272
	232,785.4531	3,710,247.3466	3,943,032.7997
	926,354.2102	4,416,961.1273	5,343,315.3375
	970,292.1102	3,997,349.8209	4,967,641.9311
	683,395.014	4,416,961.128	5,100,356.142
	1,392,969.8592	3,708,221.9311	5,101,191.7903
	2,312,837.0547	4,291,157.189	6,603,994.2437
	1,492,763.958	3,677,758.31	5,170,522.268
	1,540,200.7365	3,415,061.252	4,955,261.9885
	1,174,996.8918	3,082,854.45	4,257,851.3418
60,000	1,086,748.148	1,851,851.8506	2,938,599.9986

第一銅座と住友

持つものであると思われる。

なお、泉屋の長崎店駐在の高橋忠右衛門からの報告として、宝永五年に銅座から唐人へ売り渡した棹銅高六、六二三、五六六斤四六九と見えるが、資料乙より二万斤弱多くなっている。<sup>②</sup>

次に資料甲は、表題には「寛文四辰年々長崎銅下り高」と記しているが、これまでのところは輸出銅高を示しているのであるうとしてきた。

前述したように寛文十二—延宝三年(二六七—二七五)、貞享元—元禄十年(一六八四—一六九七)は輸出銅総高とオランダ方・唐船方の輸出銅高と思われる数量を記している。元禄十一—十三年の記入を欠き、元禄十四—正徳元年(一七〇一—一七〇二)は右の輸出銅総高に相当する数量のみを挙げている。正徳二年か

第15表 元禄14～正徳2

年次	本				
	棹 銅	荒 銅	板 銅	間吹銅	延 銅
元禄14	897,978	88,704	13,881	77,185.9	
15	197,370	489			
16	232,785.4531				
宝永1	903,288.2102	23,066			
2	970,292.1102				
3	665,992.014		12,730		4,673
4	1,389,939.8592		3,030		
5	2,312,837.0547				
6	1,487,216.458	5,454.5	93		
7	1,496,474.2365	43,726.5			
正徳1	1,106,496.8918	68,500			
2	857,848.148	168,900			

\* 間吹銅 9,831 斤 9 を含む。

ら以後は記載の法がこれまでと異っていて長崎下り銅高、阿蘭陀売・唐船売銅高(ともに掛入共)、残り長崎有高を詳細に記している。資料甲の長崎銅下り高という題記は或はここより出ているのではないかと思われる。

そこで元禄十四年から正徳元年までの数量が、輸出銅総高であるか、長崎下り銅高であるか、速断しかねるが、銅座集り銅高と対比して第16表に示す。銅座集り銅高と一致しているものも多いのである。正徳元年分については、内二〇〇万斤は中川六左衛門より下し、残り二、〇三五、〇〇〇斤は銅座より下すとある。「貞享貳丑る享保六丑迄異國渡銅高并直段付覺」によれば、唐・阿蘭陀渡銅高を二〇三万斤とし、「一五〇万斤余中川六

左衛門「足銅」と記している。正徳二年以後の資料甲の記載法は、後にも触れるが、同年・三年の例を挙げると次のようである。

正徳二年 三、五〇九、三〇〇斤 但六月より吹屋申請負直ニ下す

七五六、二〇〇斤 阿蘭陀掛入共

二、七七八、〇一三斤 唐船五九艘掛入共

内 六〇、〇〇〇斤 玉銅にて

計 三、五三四、二二三斤

残 三五、〇八七斤 長崎有物

正徳三年 五、〇〇三、〇〇〇斤 下り高

三五、〇八七斤 長崎有物

計 五、〇三八、〇八七斤

一、〇一三、〇〇〇斤 阿蘭陀掛入共

三、七二三、一八七斤 唐船掛入共

三、〇〇〇斤 破船捨り

計 四、七三九、一八七斤

内 一、二二一、二〇〇斤 玉銅

第16表 元禄14～正徳1 銅座集り銅高・(輸出銅)  
(単位：斤)

年次	銅座集り銅高	(輸出銅高)
元禄 14	5,680,800	5,735,000
15	5,197,600	5,197,800
16		6,237,900
宝永 1		7,100,000
2		6,301,000
3	6,675,000	6,705,000
4	6,417,500	7,100,000
5	6,120,000	6,120,200
6	7,164,000	7,164,000
7	5,592,000	5,592,000
正徳 1	2,668,433	4,035,000

残 二九八、九〇〇斤 長崎有物

さてこれを資料乙に比較すると、その唐船輸出高は

正徳二年 二、九三八、五九九斤九八六 (内玉銅六〇、〇〇〇斤)

〳 三年 三、九〇九、二〇〇斤 (内玉銅二二、二〇〇斤)

となっているが、この内荒銅高が正徳二年は一六八、九〇〇斤、同三年は二〇五、一〇〇斤あつて、これを控除すると、正徳元年は二、七六九、六九九斤九八六、同三年は三、七〇四、一〇〇斤となる。荒銅は棹銅等とは違い、棹外に諸色の一として取扱われたようである。ところで資料甲の唐船方・阿蘭陀方の売渡銅は掛入共の数字で記されているから、正式の輸出銅高は掛入を差し引かねばならぬ。掛入とは掛欠の斤数を加えているので、買方では掛入斤数を控除した斤高が買高となるはずである。おそらくその買高斤数は資料乙の数量に近いものとなるであろう。かように考えると、資料甲の正徳二年以後の長崎下り銅高以下の数量は詳細で確実な報告に基づくものと思われ、同時に資料甲の史料の価値を察せしめることとなる。

前の例に従って、資料乙の唐船輸出銅高、カイパー氏の著書によってオランダ輸出銅高(板澤武雄『日蘭貿易史』)、仮りに以上を合わせて輸出銅総高、これに「貞享貳丑ノ享保六丑年迄異國渡

銅高并直段付覺」(資料丁とする)による輸出銅総高と唐・オランダ輸出銅高、さらに資料甲による輸出銅総高(或は長崎下り銅高)を第17表に示す。

唐船売渡代銀は元禄十四、五年は一一二匁七分が手取銀で口銭五匁は変わらぬ。但し元禄十四年の代物替分は手取銀一一〇匁七分となっている。元禄十六年から宝永四年まで手取銀一一三匁

輸出銅総高		(輸出銅総高)	
資料乙 合計 カイバー	資料丁	資料甲	
5,491,553.3114	525万余	5,735,000	
5,276,372.272	416万余	5,197,800	
5,573,032.7997	558万余	6,237,900	
7,172,715.3375	641万余	7,100,000	
6,797,641.9311	660万余	6,301,000	
6,600,356.142	660万余	6,705,000	
6,601,191.7903	640万余	7,100,000	
7,431,194.2437	612万余	6,120,200	
6,670,522.268	700万余	7,164,000	
6,455,261.9885	560万余	5,592,000	
5,257,851.3418	353万余	4,035,000	
3,770,199.9986	352万余	*3,534,213	

二分、宝永四年の秋船から二分増一一三匁四分となり、翌宝永五年五月に八分増で一一四匁二分となり、正徳元年までは同じであった。同三年十月には五分増して一一四匁七分としたというから、それまではやはり一一四匁二分であったように見える。<sup>④</sup>しかし正徳二年六月以後に銅屋の長崎直下しとなってから一三五匁で玉銅は一五〇匁というのが確かである。

オランダ売渡銅代銀は元禄十四年に一一五匁九分が手取銀で口銭はやはり三匁である。同十

第17表 元禄14～正徳2 輸出銅総高, 唐・

年次	唐船輸出銅		オランダ方輸出銅	
	資料乙	資料丁	カイパー	資料丁
元禄14	3,833,053.3114	360万余	1,658,500	165万余
15	3,811,372.272	262万余	1,465,000	154万余
16	3,943,032.7997	394万余	1,630,000	164万余
宝永1	5,343,315.3375	459万余	1,829,400	182万余
2	4,967,641.9311		1,830,000	
3	5,100,356.142		1,500,000	
4	5,101,191.7903		1,500,000	
5	6,603,994.2437		827,200	
6	5,170,522.268		1,500,000	
7	4,955,261.9885		1,500,000	
正徳1	4,257,851.3418		1,000,000	
2	2,938,599.9986	277万余	831,600	746,900

\* 掛欠を含む

五年以後は一一六匁三分であるが、「寶永六年日記」によると、宝永六年頃は一一四匁五分の手取銀となっている。<sup>④</sup>正徳元年は一一五匁九分、同二年は一一六匁四分であった。

さて輸入歳額限定時代、銅座設立以前の長崎においての銅貿易手続などについては、正徳二年三月銅座の廃止に当たって、銅屋であり大吹屋であった泉屋等三人から大坂町奉行所の求めに応じて差し出した覚にも簡単であるが要領よく述べられている。<sup>⑤</sup>それによると唐人・オランダ人へ銅売渡のことは、先年から定められた銅屋と通詞が立会って毎年直段を極めて売り渡したので、唐人方は貞享五年から元禄十三年まで棹銅一〇〇斤につき銅屋が請取る正味銀は一一

三匁五分より九八匁三分まで年々に不同あり、オランダ方は同じく一一五匁より一〇三匁六分までであった。棹銅の大坂にての売買直段は同じく一〇九匁余より七四、五匁である。銅代銀請取は元禄十年までは唐船の宿町から銅屋へ直ちに行ったが、同十一年長崎会所が出来て会所から請取ることになり、オランダ方は出島の商館の金場から銅屋が直ちに請取ったとある。銅座以前に銅貿易を行ったのは大吹屋と、小吹屋から棹銅を購入した銅屋であるが、これら古来の銅屋以外にも間吹銅や棹銅以外の鑄形違銅を売り渡した商人も少なくなかったのである。

唐人方との銅の直組は唐人屋敷が出来てからはここで行われた。その実際については例え「唐通事会所日録」に元禄十一年三月四日から十日にかけて、決着までの経過が記されている。このときは桔梗屋又八が輸出銅を請負っていたが、唐船方と直段容易に折合がつかず、奉行の意向を受けた検使・町年寄等の強硬な斡旋によってようやく成立した。

ところで銅座以前から銅座時代にかけて、長崎銅貿易の仕法を知るに参考となる史料は、元禄十五年二月銅座役人長井藤右衛門が長崎支配のため下向するとき、泉屋の長崎店に勤務した経験者の手代嘉右衛門が長崎の事情を詳しく説明した記録<sup>⑥</sup>、また宝永三年十二月吹屋から銀座年寄後藤四郎三郎へ提出した長崎銅貿易の仕法手続の改善に関する意見書である<sup>⑦</sup>。

先ず唐人商売は長崎の年番年寄から割符をいい渡すのであるが、元禄十三年までは春夏秋の諸船三度に割符をしたが、同十四年から入津次第に五艘でも三艘でも割符銀高を指示するようになった。

さて大坂から積下した銅は船の水主の手で陸揚げし、すべて掛改め一〇〇斤につき五〇目ずつ入目をしておくようにし、五箱・一〇箱ほどは特に正味を改めて銅主の蔵に納める。元禄十五年丹羽長守・大嶋義也長崎奉行のとき、大坂で掛改めた銅は封印のまま唐人へ渡したいと願い出て聞き届けられたが、念のため元禄十四年十一月大坂積出銅のうち五〇箱、同年十二月積出銅のうち五〇箱、同十五年正月積出銅のうち五〇箱、都合一五〇箱を年番年寄等立会で長崎で掛改めたところ斤両不同あり右の訴願許可は沙汰止となったという。

唐人売の銅の直組は春船に決定した直段は夏船にも及ぶが、秋船には直組の仕直しがある。従って春・秋で銅直段の差があることもある。十善寺唐人屋敷で、唐人・銅主・通詞・乙名・組頭立会って直組される。オランダ船入津は毎年盆の前後でその貨物売は両度に入札が行われ、初札は八月七日頃、二番札は八月廿日までで、初札が終わり八月十日頃に売渡銅の直組が行われた。これには銅主・乙名・通詞・カピタンが立会った。



銅の唐人売渡のとき唐人方から銅改役二人が来て一〇〇箱のうち五箱ほど正味掛改め相違なければ請取り、不足あれば双方よく談合の上不足銅を足すことにした。唐人の希望で売渡銅を莚包みにしたり、縄がけだけにしたりするが、莚・縄・日用賃は唐人より支払う。宝永年間長崎役人加悦徳五郎等二人が唐人目代として掛改に立会い、口銭銅一箱（一〇〇斤）につき銀一分、莚包・からげ賃六分の計七分を唐人から出している例もある。売渡銅は唐人宿町のもの四、五人が来て箱に封をし、銅をそのまま銅主の蔵に預けて預りの一札を請取る。そして唐船出帆のとき銅を請取ることになる。銅を唐船へ積渡すとき、検使・唐人立会い再度改め、軽目あれば銅主を唐船へ呼んでよく調べその上軽目相違なくば不足分も足させた。唐人屋敷設置以前は唐人が直ちに銅主方へ来て銅を請取り、銅箱の内の改めもしなかつたほどで、頗るゆるやかであったという。

オランダ売渡銅は銅主の蔵から出島の倉庫まで銅主の日用負担で運んでおき、これを九月十五日までに掛渡すのである。

オランダ売銅の掛改は唐人売に比較しても概してきびしかつたといつてよい。貞享五年（元禄元）の泉屋等の訴状に、出島にてオランダ人へ銅売り渡すときの斤両は棹銅一六貫目につき凡そ九〇〇目ほどずつ強斤両でオランダ人は掛取にするといい、糸類・葉種等をオランダ人から掛渡

し日本人へ売るときは普通の斤両をもってし、唐人は売買とも同様であると述べている。<sup>8)</sup> 元禄三年に出島斤両一四挺を長崎の乙名から泉州堺の割符年寄へ依頼して新しく詔え調製した。三挺は糸斤両一二〇斤掛、八挺は菓種一五〇斤掛、三挺は荒物三〇〇斤掛で、銅の掛渡は菓種斤両で行ったのである。斤両新調の理由は銅屋善兵衛手代勘兵衛が元禄二年油屋町を宿町とする唐人に売り渡した銅に軽目あって、奉行所より吟味の上で善兵衛は銅輸出を留められ勘兵衛は江戸町乙名へ預けとなった事件である。唐人売買の斤両も八〇挺新に作られ、銅の掛渡はやはり菓種一五〇斤掛の斤両であった。<sup>9)</sup> 元禄十四年からオランダ銅掛渡に大針口を使用し正味一〇〇斤の外に一斤ずつ入目を足すようになり、掛手は銅主がわから出すが、オランダ人立会い、軽重をきびしく交渉するのである。この大針口はオランダ人が調製してきたものであった。<sup>10)</sup>

さてオランダ人立会で、銅主から売渡銅を日用は銅主負担で雇い一日に四、五百箱ずつ掛渡すが、これは一倉庫分の作業で、毎日五、六倉庫分に及ぶという。日用賃は一人に二匁五分、一倉庫分一〇人ほどを雇うとある。

大坂で銅座から吹屋へ支払う銅代銀は前述したように、当初は金銀半分ずつであったが、やがて金支払となり宝永六年頃には銀支払となったようである。しかし金支払といっても全額を金を

もつてしたわけではなく一部は銀で渡し、また銀支払となったとしても一部は金をもつてしたと思われる。

唐人売渡銅代銀は唐人宿町から請取っていたが、長崎会所が出来てからは会所から支払われることになった。銅一〇〇斤につき口銭銀五匁でこれは唐人方よりの支出で、内二匁は宿町へ、唐人屋敷が出来てからは屋敷へ、また三匁は大通詞・小通詞へ与えられた。ところが銅代銀が元禄十四年から金をもつて渡されることになったという。翌十五年に唐人方商売を金七分八厘、銀二分二厘の割合で行うことになり、日本商人から唐人方へ売った諸色代銀もこの割合で請取るようになった。銅代銀の請取も同様であった。唐人方商売は銀詰で行われ銀をもつて評価されたが、実際の請払についての金銀の割合使用は長崎奉行所から年々指示したといわれる。長崎会所から日本の諸色売主、即ち銅の場合は銅座となるが、金一両につき銀五八匁替の相場で支払われた。宝永三年には唐人商売は金五分・銀五分即ち金銀半分ずつと定められた。唐人売渡銅を五〇〇万斤と仮定し代銀五、六六〇貫目（一〇〇斤につき一三匁二分）この銀割五分で二、八三〇貫目、五八匁替としてこの金四八、七九一兩と銀八匁となるが、これだけの金を請取ったとき当時の実際の相場は五五匁替であるから銀二、六八三貫五一三匁となり、差引一四六貫四八一匁の金直違が

損分となるのである。

吹屋からは銅座に対して、しばしば売渡棹銅代銀の直増しを願ひ、それが困難であれば前借銀を認めることを訴えている。銅座設立の前、銅屋が直接長崎へ銅を送ったときは、銅元銀に適宜歩入勘定をし、例年二月頃から八月限りに積下して早春または冬中の廻送はこれを避けた。海難も多いからであろう。しかし銅座が出来てからは、廻銅は従前のように行われず、さればとて秋船出帆後、翌春までに長崎にかなりの銅の有物がなければ、春船の取引に手支が生ずるから冬春に向つて銅を積下す必要があつて、前銀として金二万兩ほど借用を願うのである。しかしこの前借金を春夏商売分の銅代銀より返納しては冬から早春までの買入銅に支障あるから、秋船出帆のとき勘定仕切し、また直ちに金借して証文を書き替へたいと訴願した。この趣意はいちおう聞き届けられたらしいが、実施されたかは疑わしく、やがて長崎表の有金不足の理由で一ヶ年約銀一、〇〇〇貫目相当の前借金の約束が出来、元禄十六年にようやく金七、〇〇〇兩ほど前借して春夏船商売分から差し引き返納したという。

宝永三年十二月吹屋から銀座年寄後藤四郎三郎へあてた訴状にも、唐人御定高六、〇〇〇貫目、代物替唐人分四、二〇〇貫目計一〇、二〇〇貫目、この掛り物銀は凡そ銀五、〇〇〇貫目余、内

春夏船分ほぼ三、五〇〇貫目、これは長崎会所へ納まるが、これから銅代銀の前借が出来るはずだと述べている。掛り物は日本商人が唐船諸貨物を買入れたとき、貨物の種類によって額が定められている徴課銀である。オランダ貨物は八月中に日本商人が請取って代金は九月になりオランダ船出航の数日前までに会所へ納めて出航後二〇日限りに勘定仕廻ることになっていた。御定高・代物替計三、八〇〇貫目の掛り物銀は唐人方に比し割合は一割余も多いといわれる。掛り物銀（金）は長崎町中諸役人へ割り当て給与され残金は上納されるのでオランダ方掛り物については時期からいっても銅代前借金は不能であると述べている。

オランダ方商売も銀をもって評価されるが、金詰で金一両銀六八匁替の相場ですべて金をもつて請払される。オランダ売渡銅は九月十五、六日頃までに掛渡して代金は二十日までに請取る。オランダ人支払の銅代金はやはり六八匁替の金をもって行われる。日本人売物に対する代金の相場は上方相場に従って定められ、元禄十四年には五八匁替とされた。即ち金一両につき銀一〇匁の直違がありこれを間銀と呼ぶが、間銀はオランダ船出航後に会所から支払われた。

さて銅座の時代に金銀の持出状態はどうであろうか。資料乙の末尾に「寛文三卯年〆享保十二年迄六十五年買渡銅」が一八九、〇三三、七四〇斤、「正保五年〆享保七寅年迄丁銀并銀道

具ニ而相渡高」が二七五、五九五貫六六七匁四分、また「寛文四辰年より元禄十三辰年迄三十七年之内二十一年金子并銀（金カ）道具ニ而相渡高」が六〇〇、二〇九兩二歩と記している。前に引用した「唐通事会所日録」の正保五年から元禄八年まで四八ヶ年の唐船の持渡金銀高、即ち丁銀・吹銀・銀道具（丁銀で評価）で二六九、〇三六貫七〇五匁余、小判で五九九、六九三兩・銀七匁四一八三となつている。以上の二記録を比較し計算すると、元禄九年から享保七年まで二七ヶ年の丁銀・銀道具の持渡高は六、五五八貫九六二匁二八四となり平均一ヶ年二四二貫九二四匁五二九となる。貞享二年から元禄八年まで一ヶ年には持渡高三、六六二貫一九二匁、平均一ヶ年三三二貫九二六匁五であることは前に述べた。また金・金道具の持渡について寛文四年より元禄十三年まで三七ヶ年の内の二一ヶ年の持渡とあり、寛文四年は唐船が始めて小判を持渡した年であり、二一ヶ年は金を持渡した年数を意味するらしく、持渡さぬ年もあったのである。これも元禄八年までの持渡金高と比較すると、元禄九年から同十四年までに、一、一七三兩を持渡したことになる。唐船に対しても金支払の商売が行われていて、例えば元禄十四年八月夏船一三艘に追売銀一〇〇貫目の商売を許したが、日本商人の支払に銀は一〇貫目で残り九〇貫は金支払で五八匁替に請払するよう通告している。<sup>⑩</sup> もっとも唐人方では金を請取っても、銅その他諸色代銀の支払に出

来る限り金をもって当てたであらう。

元禄十四年十月長崎町年寄高島四郎兵衛は、奉行所からの指示で秋船一九艘の船頭に対して、代物替として銀二、三〇〇貫目を割符し、その内銅一二〇万斤はやがて廻着するはずであるが銀九五〇貫目分の銅は積下しできぬという銅座からの報告があったとし、この分は俵物・諸色で調達するように告げた。しかし翌十一月はじめに一九艘の代物替の銅不足のために丁銀四〇〇貫目と銀道具一五〇貫目の持渡を認め、さらにまた右と同額の丁銀と銀道具四〇貫目の持渡増を免許したという。<sup>12)</sup>この額の丁銀・銀道具の持渡などは当時としては破格のことであらう。その額銀九五〇貫目は口銭を含み銅八四一、一二一斤余の代銀である。なお、代物替銀四、二〇〇貫目の銅高は元禄十四年の直段で三六三万斤であり、資料乙によれば同年の代物替の銅輸出高は銅座廃止の年の正徳二年を除いて最も少なく二、七五五、三〇四斤余であった。

宝永七年四月長崎奉行久松定持・別所常治が幕府へ上申した口上書の一項「唐船歸帆之節之事」の条に「歸帆之節銀子持渡候事、商賣高百貫目に付二貫六百六十目の積、六千貫目之銀高に都而百六十貫目ならては相渡不申候、其外銀道具は近年停止に申付、少も相渡不申事」とある。また「異國船商賣高年わけ」の条に「唐船商賣一萬三千貫目（別の条に「御定高六千貫目、代物替五千貫目、

追御定高二千貫、合而一萬三千貫目」とあり、代物替唐船分は四千二百貫目であるから一萬二千二百貫目が正しい。之銀高に候得共、銀子はわつか百六十貫目ならては相渡不申候、其外に銅諸色俵物にて替物に致し候」とある。<sup>13)</sup>

右の口上書によると、元禄十四年六月十一番南京船帰帆のとき唐人五人、三人と各自が銀子を少分ずつ懐中にかくし乗船し、これが發覚してきびしく改めた船番が唐人に抵抗されかすり疵を負わせて、それを責められ役職を放たれた。その後は検査を遠慮するようになって唐人の銀のかくし持渡が増したと記している。また、唐人の銀持渡の方法として唐寺寄進物に対する返札と称して、銀道具を唐寺より渡し、たとえば外形は瓶子等の品として内部はすべて銀とするなどして与えたりしたという。ともかく多少の銀の密輸出は免れなかつたであろう。<sup>14)</sup>

唐船へ渡す銀は宝永五年に二ツ宝印の銀子即ち宝永三年七月より同七年二月まで鑄造した宝永銀と定められた。その後三ツ宝・四ツ宝の銀が鑄造されたが、これらは悪質で唐人は請取らず、唐船出帆の前に三ツ宝など唐人へ渡した銀は宿町より銀座へ交渉し宝永銀に引替えて唐人へ渡したという。<sup>15)</sup>

オランダの金(小判)輸出は、安永八(二七七九)己亥五月の西吉太夫書上によると、元禄十四



第18表 元禄14～正徳2 オランダ金持渡高

年次	貨物売高 兩	持渡高 兩 歩 朱	出島残置高 兩 歩	カイパー著書、持渡高 兩
元禄14	50,000	15,824 1	2,400	18,160
15	50,000	18,683 2	2,400	21,111
16	50,000	18,610 2	2,400	19,245
宝永 1	49,051	3,430 3	2,400	2,427
2	50,000	8,207 3	2,400	9,290
3	46,650	4,672 1	2,400	4,978
4	50,000	17,300	4,319 2	19,627
5	50,000	24,607 3 2	2,180	20,468
6	50,000	19,257	2,400	20,288
7	50,000	18,800	2,400	
正徳 1	50,000	1,951 1	20,000	
2	50,000	24,859 2	2,400	44,316

第一次銅座と住友

一四〇

年から正徳二年までは年々の高は第18表のとおりである。なお、代物替の銀八〇〇貫目があるが、これは銅をもって買い渡すはずのもので、約七〇万斤ほどに当たる。代物替の貨物を欠く年もあったが、正徳元、二年を除けば代物替分の銅はオランダ輸出銅の半高以下である。なお、西吉太夫の書上の末尾に、貞享二年から享保三年まで三四ヶ年持渡高を、四八四、九一八兩二朱と記しているから、平均一ヶ年一四、二六二兩余となる。

宝永六年は前半期が特に長崎下り銅が少なくて長崎から銅方役人が上坂して銅座に対しても廻銅増進方を促した。同年五月幕府から長崎年番の年寄へ、銅六〇〇万斤銅座より積下したら商売手支あるが、本年は現状では六〇〇万斤以上の廻送は困難らしいが、唐・オ

ランダ売渡の割符の方法等数ヶ条を示して仲間寄合い相談して存寄書付を提出するよう求めた。その一条に「阿蘭陀に毎年金子多持渡り候様ニ被存候、去年々貳萬四千兩餘持渡り候、銅多渡候者金々無數可持渡候、兎角金無數持渡り候様ニ仕方々可有之哉、致了簡書付可差出事」とある。<sup>16)</sup> オランダは去年即ち宝永五年に金二四、〇〇〇兩余持渡したとあるが、この金高は西の書上に一致している。前掲の宝永七年四月の長崎両奉行の口上書には「阿蘭陀金五萬兩の商賣にて御座候得は、例年金子一萬七、八千兩、二萬二、三千兩を限に相渡申儀に御座候」と見える。

註

- ① 「唐通事会所日録」七 宝永元年三月廿八日、五月三日、六月廿八日、八月十四日、十月廿一日、十二月三日各条。 六分七厘 包賃  
一分 掛賃
- ② 「寶永六年日記」三月廿九日 阿蘭陀 一一四匁五分 口銭
- ③ 「唐通事会所日録」十 正徳三年九月廿六日、十月五日 外ニ 三匁 手取
- ④ 「寶永六年日記」十二月十四日、長崎の忠右衛門から 古地銅 一一六匁 口銭通詞  
「去晦日状上着、異國渡し銅直段付申來候覺」として、 外ニ 五匁 〃 長崎会所  
唐人売 一一四匁二分 銅座手取 二匁五分  
外ニ 五匁 口銭
- 第一次銅座と住友 一四一

第一次銅座と住友

一四二

一分 掛貨

唐人より出す

古地銅は長崎着次第に年寄衆年番へ届けて、唐人屋敷へ運び掛改めて渡すということで、銅座は関知しないと記している。

⑤ 「長崎下銅公用帳」 一番 正徳二年辰三月廿九日 大

坂屋久左衛門・泉屋吉左衛門代清兵衛・大塚屋甚右衛門代平兵衛 古來異國人へ銅壳渡候趣御尋ニ付差上候覺

⑥ 「元禄十五年 二月廿日 長井氏へ長崎覺書

遣ス扣

⑦ 「元禄拾六年 後藤四郎三郎殿方へ

遣ス覺

⑧ 「年々帳」無番、「銅異國賣覺帳」貞享五戊辰年五月

泉屋吉左衛門・大坂屋久左衛門訴状、五ヶ一銅はオランダ売も唐人売同様の斤両をもって売り渡すことを足尾所管代官諸星傳左衛門(忠直)に訴願した。

⑨ 「年々帳」無番 長崎船着様并新斤兩之様子

⑩ 「長崎実録大成」第九卷 阿蘭陀船入津並雜事之部

「元禄十四辛巳年 一今年初テ大針口拵へ來り、絲籠腦掛ケ渡ニ用之、元禄十五壬午年 一今年ヨリ大針口ニテ諸絲・藥種・蠟・べつ甲等掛ケ渡、元禄十六癸未年 一今年ヨリ諸品荒物不殘大針口ニテ掛ケ渡」

ナホッドの著書には「一六九八年(元禄十)には日本度量衡法の改変が行われた。すでに一六九〇年(元禄三)和蘭陀人はこの事に関し或程度の準備を与えられていた、即ち彼等は十四の新秤を与えられたが、此れを従來の重量に比較すると一ピコール(一〇〇斤)につき一カター(一斤)即ち一パーセントだけ軽いことを発見した、そして彼等の発見に呵責なく二十二の古秤は出島より取り出し焼き捨てられた。一六九八年の変更は更に重大で此れは重量統一上一ピコールにつき従來の四パーセントだけ減量となり、ために銅、樟腦の旧価格はそれだけ和蘭陀人にとって高価になってきた」とある(富永牧太訳『十七世紀日蘭交渉史』二七七頁)。

⑪ 「唐通事会所日録」六 元禄十四年八月十六日

⑫ 「右同」六 元禄十四年十月十五日、十一月朔日各条

⑮ 「右同」第七

⑬ 「通航一覽」卷百六十五 長崎奉行書留

⑯ 「年々帳」一番 御公儀様より長崎年番之年寄に被仰

⑭ 「崎陽群談」第二

出候窩

## 八 銅座の廃止 銅貿易と互市新例

銅座へ売渡棹銅代銀は一〇五匁に定まり、吹屋からはしばしばその直増方を訴願した。採鉱の場所が年とともにしだいに深く遠くなり、焼木・木炭を供給する場所も遠距離となって生産費が高騰することを、別子銅山のように元禄四年の創業からそれほど歳月を経過していない銅山であっても頻りに強調されたのである。当時の主要銅山は多くは別子より開坑が古かったから、同様に生産費の増大する傾向は免れなかったであろう。かつ売渡銅代銀が金をもって支払われたことは、それが一部であっても損失が少なくなかったのである。

しかも銅座の代銀の準備は潤沢でなく支払も円滑でなかった。そのため荒銅が廻着しても棹銅の吹立および売渡が渋滞した。当初長崎銅下りは正月から八月中までにはその年度分が完了するように希望された。それはオランダ船はもとより、唐船の春・夏船、さらに秋船の銅持渡に間に合わすためにも必要であった。しかも六、七月までの前半期の銅廻送がいちじるしく少額となり

勝ちであった。

宝永六年（一七〇九）は銅座集り銅高も長崎銅下り高も銅座の時代では比較的多かった年である。しかも前半期の集り高・下り高ははなはだ少なく、長崎銅方役人が督促のため上坂したことは前述したところである。同七年には春船二〇艘・夏船五艘計二五艘の持渡銅不足のため出帆指定日の八月廿九日まで間に間に合わず、一〇艘だけを出帆させ、残りは銅廻着次第出帆させることにした。同年は銅座集り銅高も長崎下り銅高もかなり減少する。長崎奉行より当年長崎廻着銅不足につき商売差支える件を伺ったに対し、老中大久保忠増より渡された令状に次のように見える。

一 当年は国々の山出し銅不足し、その上別子銅山風損水損のため当分出銅なく、現在間歩普請中であるため、長崎廻銅は当分は停滞する。よって唐人・オランダ人に当年風損水損銅山普請中のため銅不足のことを説明し、荷物積戻るか、または他の代物替になりとも申し付らるべく、積戻りは迷惑と申さば相対で荷物を長崎へ預り置くこととしてもよい。

一 銅不足の代りに銀子を持渡すことは、少額でも不可である。

一 長崎廻銅不足ありとも、他の者へ請負わすことはよろしくない。他へ請負わすとなれば

願人も多いであろうし、吟味の上でなければ聞き届け難い。

長崎廻銅の当年の不足を、象徴的に別子銅山が風損水損のための出銅減退した事情をもって、唐人へも説明させようとしている。同年五月地震が起こって、その頃は別子第一の採鉱の場所といわれた歓東間歩内の平九郎坪の天井が崩れて一時採鉱不能となったことを指すのかも知れぬが、同年の産銅は前年に比較して減ったわけではなく、次年度に影響が現われたのか、かなり産銅高が落ちた。<sup>①</sup>

唐船の代物替銀四、二〇〇貫目は、ほぼ銅三百六、七十万斤に相当し、元禄十五年より宝永六年まで、だいたいそれだけの銅を売り渡し、年によりそれ以上を輸出してもいる。御定高六、〇〇〇貫目として、貞享二年（一六八五）より元禄十年までの例では遣捨分が平均一ヶ年一、六〇〇貫目余であるから、残りの半分を銅をもって売り渡すには約二〇〇万斤ほどが必要となる。代物替分の銅は前述のように、ほぼ売り渡されたが、長崎下り銅が減ずるとそれだけ御定高分の売渡銅が少なくなり、二〇〇万斤を割った年が多い。オランダ方の代物替銀八〇〇貫目は約七〇万斤程度で唐船に比較すれば頗る少量であるが、それでも宝永五年には売渡総高が八二万斤余に過ぎなかった。金二四、〇〇〇余両というこの前後に例を見ない多額の金輸出はそれに関連する。翌

宝永六年五月、幕府から長崎年番に命じて仲間相談し存寄を上申させた条項に、前述したように去年は二万四千両余の多額を持渡り、銅を多く渡せば持渡金も少なくなるといい、当時の様子では六〇〇万斤以上の長崎廻着は困難であるが、オランダ方二〇〇万斤或はそれ以上売り渡せば唐人方代物替銅不足し唐人方が納得するか、納得しないとすれば代物替を改めて増御定高とし（御定高を適当に増額する）、残り荷分は銅の他に俵物・諸色を交えて商売させてはどうか、それで唐人方が納得しても俵物・諸色出方に支障ないか等と尋ねている。<sup>②</sup>即ちオランダ人の金持渡を抑えるため、輸出銅を増すことが唐人方との関係を含めて可能であるかどうかをいつているのである。

宝永七年には唐人方売渡銅は代物替分においてもいく分少なくなっているが、正徳元年（一七一）になると大きく落ち込みまた御定高分も、さらにオランダ方輸出銅も減少した。同年六月廿九日付長崎で次の御触が出ている。<sup>①</sup>

一當年銅座廻り銅不足候間、銅所持之者有之候ハ、銅座無構、荒銅ニ而成共、長崎へ直ニ持寄候ハ、勝手次第商賣可申付候、以上

これによると、銅座下り不足のため、銅座と無関係に銅所持のものは長崎へ下せば勝手次第商売を許すというのである。荒銅は以前から銅座下りの銅とは別に商売は認められていたのである

が、この際は荒銅であつても多くの廻着を期待したのである。

正徳二年四月、すでに前月銅座廃止の幕府の通告があつた後であるが、長崎奉行は銅座役人を呼び、不足銅の件を難詰したところ、大坂表に銅はあつても廻船なきため廻着延引すると答えた。奉行はその不始末を叱責した上、二艘の唐船に不足銅三二、八〇〇斤を積残したまま出航を命じている。

正徳二年三月幕府は銅座に対し銅廻送御用を召上げること命じた。<sup>④</sup>

今度長崎に銅廻しの儀、願書差出し其上相尋候付て出し候書付之趣、一々不届に相聞え候、其故は長崎に年々銅廻し致不足候故、唐人長滞留仕候事、日本之御外聞不可然に付て、去外□訴訟之者有之に任せられ、増銅之事申渡候所、其節大坂において種種混亂之次第先達て相聞候、銅座之者共仕形故、混亂仕候様子相聞候、重々不届之至に候、其上銅廻しの事御願申上候共、去卯年の銅之儀、事濟み候上にて願も可仕事に候處、いまた長崎にて賣埒も不明内に申立候事、旁以不届之至候、依之、銅廻しの御用は被召上者也、

辰三月

第一次銅座と住友



三月廿三日大坂町奉行所から割符惣年寄を通して、泉屋・大坂屋・大塚屋の大吹屋に対して、近年銅座支配の長崎表銅御用手支となり、殊に去年当年の不足ははなほだしいため銅座召し上げられ、長崎廻銅を増すために古来の銅屋どもへなりとも申し付けたいと告げ、銅座以前の銅直送の様子、またよき工夫あれば書付をもって差し出すように命じた。よって大吹屋三人（泉屋・大坂屋は不在につき代人）から、古来銅屋は一六人、内吹屋所持は四人、残り一二人は吹屋を所持せず現在は銅商売を罷めていること、別に小吹屋一二人の名前を書き上げ、銅座以前は吹屋所持の銅屋と、小吹屋が諸国荒銅を立会い入札購買し吹立てた棹銅を吹屋を所持せぬ銅屋が買い取って、この両者が長崎へ下すのであって、即ち銅屋一六人が異国銅売を行ったことを記し、さらに唐人・オランダ人との銅貿易法の要領を述べている。また大吹屋三人から割符年寄へあてた口上書に、去年以来大坂銅相場が高騰して、その相場以下の直段では銅は集まらず、長崎においても異国売渡銅直段は当地相場を基準として直組するよう仰せ付けられぬならば、長崎廻銅は減少するといっている。

三月晦日大坂町奉行は大坂屋久左衛門に、小吹屋丸銅屋二郎兵衛・平野屋忠兵衛を帯同し江戸へ下るように指示した。

四月はじめ割符年寄は吹屋・問屋に対し、当年正月一日より三月晦日までの「諸國を荒銅登り高并銅買請吹立所持仕候員數、且又賣拂申員數書付」を十日までに、また四月以後は晦日までの銅売払員數書付を翌月五日までに、銅座へ提出した書付同様認めて、それぞれ北組惣会所へ差し出し、諸國より荒銅到着の節その時々員數書付を年番方へ届けるよう通達した。これに対し吹屋・問屋一同連判し請書をしている。<sup>⑤</sup>

大坂屋等はすでに在府の泉屋吉左衛門とともに、四月十三日長崎奉行久松定持屋敷において同役佐久間信就立会の席で、長崎廻銅御用につき存寄の書付提出を命ぜられた。十六日付提出の書付は長崎奉行・勘定奉行あてであるが、それには

一大坂町奉行から銅座を罷めたので吹屋の長崎廻銅のことを仰せ渡されたが、銅相場高騰しその他支障もあり廻銅高を定めて請負い難いと断りを申し上げた。しかし大坂では聞き届け難いということで断り申し上げるため江戸へ下った。

一宝永七・正徳元年大坂廻着銅減少し、特に正徳元年は相場高騰し長崎下りは損失が多い。

一近年産銅高減り長崎御用支障なきよう請け難いので、向後は長崎奉行にて長崎廻銅を買い取られては如何かと思案する。

とある。さらに廿日にこれも長崎奉行の要請に答えて、当年長崎下り銅高の見積その他の書付を差し出した。それによると、中川・銀座（銅座）の下り銅各一〇〇万斤、銅屋の下り銅は一五〇万斤となるう、大坂で棹銅一〇〇斤につき銀一〇五匁で買い取らねば只今の長崎の売口に引合わぬが、大坂で一四〇匁でも買い取り難くそれでも三五匁の損毛となり、これは公儀より補償していただきたい、しかしそれでも長崎御用銅請負は迷惑であると述べ、当年大坂集り荒銅六一〇万斤ほどの見込で、細工向・銀座・錢座入用銅等を控除し、三五〇万斤（前述の内訳となる）ほど長崎へ下し得ようと記している。

五月十四日長崎奉行は泉屋等四人を呼び、あらためて長崎廻銅を銅吹屋に請負わせ五〇〇万斤を下すこと、委細は大坂町奉行へ通達し同奉行から申し渡すと告げて、早々に上坂するよう命じた。泉屋等は五〇〇万斤廻銅は困難であること、銅代銀はどのように渡されるかを尋ねたが、奉行は五〇〇万斤を異国商売に割方いたし、その分に不足あれば銀子を持渡させ、銅代銀支払に手支なきよう大坂町奉行所へも連絡し、中川六左衛門の請負銅は罷めさせると答えている。<sup>⑥</sup>

六月四日吹屋一七人大坂町奉行所へ出頭し、奉行から長崎廻銅を吹屋に仰せ付ける旨老中大久保忠増の指示があったことを告げられ、また在府長崎奉行から大坂町奉行あての書状を示された。

六日、吹屋一七人連判の口上書を奉行あて差し出した。それには

一銅五〇〇万斤廻銅は困難であり、当地相場は一〇〇斤につき銀二〇〇目ほどであり、長崎にてオランダ方一一五匁九分、唐人方一一四匁二分の売直で八五匁ほどの損毛となる。三五匁ずつ公儀からの補償方を江戸で申し上げたが何の御沙汰なく、これでは銅出方も少なくなるから補償のことを聞き届けて欲しい。

一銅座時代に長崎から町人を大坂へ登せ置かれて銀子を渡された（前渡銀）とおり、本年も登せられて棹銅一〇万斤につき銀一〇〇貫目の割で前渡され長崎での売渡銅代銀の内より返上納したい。

とある。やがて老中阿部正喬から指示あって、長崎廻銅彼地から下着したとの通達あれば、一〇〇斤につき銀一〇〇目ずつ大坂金蔵より前銀を渡す旨大坂町奉行の告知があった。なお、長崎御用銅代銀前貸銀を許され、正徳三年六月吹屋一六人が大坂南組惣会所へ出頭して前貸銀五〇〇貫目に対し家質二三ヶ所代銀八〇〇貫目の証文を届けている。その内で泉屋分の家質は六〇貫目であった。また異国売渡銅の損銀分に対しては公儀より償補されたことは後述するところである。

さて銅の取締は当分のこととして割符年寄において行われたが、吹屋による長崎御用銅請負の

ことが決定され、六月に入つて大坂南木綿町に借宅し銅会所を設けてこれに当たることとなつた。大坂銅会所は正徳五年六月には鋳屋町へ移つてゐる。六月八日に南組惣年寄から銅問屋中へあて、向後は荒銅廻着并毎月の銅請払は割符年寄へではなく吹屋中へ届けよと通告してゐる。十五日には吹屋一七人が連判して規約を定めた。

定

一 問屋其外何方にても我々方へ銅買入候者、其員數無相違仲間へ相達可申事

但古銅買申候者荒銅目錄之外ニ員數書付、仲間へ差出し可申事

一 銅付買之義、名前有之問屋ハ勿論、名前無之方へ令着候銅共ニ密令買取候義堅致間敷候、

尤名前ヲ替候而買候事尚以致間敷候、付買致候ハ、斤高無相違仲間へ相達、定之通割方

ニ相立可申事

一 古金や其外何方ニ不寄荒銅請取吹替致間敷事

一 地賣諸細工銅一ヶ月ニ高拾萬斤宛ニ相定、別紙書付置候事

但銀座入用玉吹銅・對馬賣銅・薩摩賣銅惣而細工方之外へ賣候ハ、右拾萬斤之外ニ

て、右之銅賣口配分之義ハ當分相談不致決定候間、重而相談相極可申事

一仲間諸事雜用銀、銘々買入銅百斤ニ付銀一匁宛之積ヲ以毎月會所へ差出し可申候事、手山之銅ヲ自分ニ吹立候分ハ百斤ニ付銀五分宛出し可申事

但古銅買候者百斤ニ付銀五分ツ、雜用銀出し可申事

右之通互得心之上相定候、少も違亂有之間敷候、若相背候品有之候ハ、銅商賣差止可申候、爲後日連判仍如件

正徳貳年壬辰六月十五日

十七人連判

地売諸細工銅一ヶ月一〇万斤の別紙書付とは「地賣銅一ヶ月ニ拾萬斤割方覺」とあるもので、大塚屋甚右衛門の一二、〇〇〇斤を最高とし、泉屋の八、〇〇〇斤これに次ぎ、吹屋次左衛門等二人の三、四〇〇斤を最低とする割方の協定書である。また銅買付の斤高を定のとおり割方に立てるとするのは「荒銅買入高千九ニ付割方之覺」によることを意味し、泉屋吉左衛門九五丸以下吹屋次左衛門等三人各三五丸ずつまで、荒銅買入高千九について割方を定めたのである。もとより手山銅は除外されている。

十五日に會所の入用をはじめ江戸・長崎滞在等の諸雜用を含め銀二〇貫目と積り、荒銅千九の割方により一丸につき銀二〇目ずつ、即ち泉屋の場合は一、九〇〇目を供出することになった。

なお、手山銅にも割方がかかるはずであるが、年中の銅高不明につき重ねて勘定することになった。

大坂銅会所とともに長崎にも吹屋から訴願して唐・オランダへ銅掛渡支配のため銅会所が設けられた。吹屋仲間から手代が名代として派遣されてその諸経費は仲間から醸出された。後述するように泉屋・大坂屋は長崎に出店があり手代が駐在しており、他の一五人の吹屋からは大坂銅会所の名儀で名代が送られていたのである。<sup>⑦</sup>

正徳二年六月以後吹屋の直接の長崎下り銅が始まった。積下り銅は吹屋の手で封印し、大坂銅会所から長崎銅会所あて、棹銅箱数・吹屋名・積船の沖・直船頭名を記した送り状を添えた。正徳二年から同五年までの大坂においての長崎御用銅吹立高・長崎廻銅高と、その他の売銅高を第19表に示す。なお、その他の売銅高の内訳を第20表に掲げる。これらは正徳六年申五月吹屋から大坂町奉行所へ差し出した「辰年々去未年迄四ヶ年分廻着銅之員數并直段付同代銀高之扣帳」に拠った。この内正徳二年長崎廻銅高は、同年六月から正徳三年三月までに長崎へ下着した分であることは、後述の「辰年御用銅賣買勘定之覺」によるも明白である。また享保四年五月吹屋から大坂町奉行所へ差し出した「正徳貳辰年々未年迄諸國細工向銅賣渡高之覺」により細工向銅売渡

高を第20表に細工向売銅(甲)として付記した。<sup>⑧</sup>

ところが細工向売銅高がこの両者で大差あることに気付く。「辰年を去去年迄四ヶ年分廻着銅之員數并直段付同代銀高之扣帳」の記載法は、年々に諸銅山別に大坂廻着荒銅高、一〇〇斤の最高・最低の買入直段、代銀、一〇〇斤の平均直段を記して、その合計と代銀高を終りに書き、さらにはたとえば辰年分について例示すれば次のように記している。

銅合 四、三〇四、二八八斤一二五 代銀四、六八三貫三五二匁八七

右之内 三、四三七、五一五斤 長崎御用銅ニ吹立

三〇、〇〇〇斤 対馬国へ売渡ス

八三六、七七三斤一二五 細工向ニ売渡ス

但御用銅吹減も此内へ籠申候

小以 四、三〇四、二八八斤一二五

吹立銅之外ニ吹屋共所持銅一三一、七八五斤在之、此銅差加へ辰年分長崎廻御銅高三、五六九、三〇〇斤

長崎御用銅・対馬売渡銅はともに棹銅で、右の数量は棹銅高をいい、細工向売渡銅高には便宜に棹銅の吹減高を含めて表記しているのである。末年(正徳五)の同記録の末尾には次のごとくあ



る。

銅合 五、八三五、一九〇斤七五 代銀 六、二七九貫三九二匁七五

右之内 三、九四六、八〇〇斤 長崎御用銅吹立

一〇〇、〇〇〇斤 対馬国へ売渡ス

一〇〇、〇〇〇斤 呉服所錢地銅ニ売渡ス

一、一〇一、六九〇斤七五 銅細工向ニ売渡ス

但御用銅吹減も此内へ籠申候

五八六、七〇〇斤 長崎御用銅吹立、申年へ持越分

小以 五、八三五、一九〇斤七五

享保二年（一七一七）十月、吹屋からおそらく大坂町奉行所へ差し出した「未年中買入銅高并代銀高ニ吹雑用加へ長崎着出來直段之書拔覺」により、関係ある部分だけを摘記すると次のようである。<sup>⑨</sup>

銅 五、六三五、一九〇斤七五

此内 七、一四、〇〇〇斤 未年中細工向ニ売渡分

三六七、六九〇斤七五 右吹減銅

小以 一、一〇二、六九〇斤七五

残而 四、五三三、五〇〇斤

此内 三、九四六、八〇〇斤

未年長崎御用銅ニ吹立

五八六、七〇〇斤

吹屋中吹立銅ニ而所持

吹減銅三六七、六九〇斤は細工向売渡銅に対する吹減ではなく、長崎御用銅吹立の吹減をも含めたものであることは明らかである。即ち享保四年五月に差し出した覺の細工向売渡銅高は棹銅吹立の吹減分等をもすべて含めた数量である。なお、享保二年十月の書拔覺は長崎御用銅の長崎着の元代銀の内訳詳細を書き出すのが目的である故か、対馬国売渡・呉服所錢地銅売計二〇万斤を省略しており、これを加えると計五、八三五、一九〇斤七五となる。

以上によって考えると、細工向売銅の実高は第20表の細工向売銅(甲)を採用すべきであろう。ただ正徳五年分において三万余斤の差があるが、吹屋以外の問屋等の持銅売渡があったのかも知れない。

さて資料甲は正徳二年以後は、長崎下り銅高・唐人方阿蘭陀方売渡銅高・長崎有物(残高)を記して、それ以前の記述法とは明らかに相違していることは前にも述べた。おそらくその根拠とな

第19表 正徳2~5 大坂廻着荒銅高・長崎御用銅吹立高・

吹屋所持高・長崎廻銅高・その他売銅高 (単位：斤)

年次	大坂廻着 荒銅高	長崎御用 銅吹立高	吹屋 所持高	長崎 廻銅高	その他売銅高
正徳 2	4,304,288.125	3,437,515	131,785	3,569,300	866,773.125
3	6,460,029.75	5,003,000		5,003,000	1,269,329.75
4	7,021,401.75	4,812,300	187,700	5,000,000	1,655,901.75
5	5,835,190.75	3,946,800	553,200	4,500,000	1,301,690.75

第一次銅座と住友

第20表 正徳2~5 その他売銅内訳 (単位：斤)

年次	売銅高	対馬藩 売銅	細工向売銅	呉服所 銭地銅売	細工向売銅 (甲)
正徳 2	866,773.125	30,000	836,773.125		439,113
3	1,269,329.75	95,000	1,174,329.75		1,014,679
4	1,655,901.75	150,000	1,445,901.75	60,000	951,719.75
5	1,301,690.75	100,000	1,101,690.75	100,000	767,932

残り銅高 (単位：斤)

残り銅高	備考
35,087	***3000捨り
298,900	
383,300	
2,953,118.2512	

本年三九番船へ渡す。

(単位：斤)

本割	代物替
1,651,387.06	1,125,925.94
2,818,871.217	878,228.7819
2,712,909.201	1,081,180.8711

\*\* 15,000斤 正徳3年二十番船へ

七五六、二〇〇斤とあるが、その内九、三〇〇斤をも含めている。たとえば正徳二年阿蘭陀掛入共で、掛欠として実際の売銅高からは控除される高を、掛欠として実際の売銅高からは掛入共として記されている。資料甲では唐銅目録」と題記されたものである。⑩人方阿蘭陀方売渡銅高は掛入共として記されている。掛欠として実際の売銅高からは控除される高をも含めている。たとえば正徳二年阿蘭陀掛入共七五六、二〇〇斤とあるが、その内九、三〇〇斤

は掛欠で売銅高は七四六、九〇〇斤となる。

資料甲と「仲ヶ間賣銅目録」の当面の正徳二年から同五年までの数量の唯一の相違は、正徳三年の長崎下り銅高が前者で五、〇〇三、〇〇〇斤、後者で五、〇〇一、〇〇〇斤となっている点で、その他は唐・阿蘭陀売渡銅高、長崎有物等すべて一致する。長崎下り銅五、〇〇三、〇〇〇斤とある場合は、阿蘭陀売渡銅掛欠が一三、〇〇〇斤と計算されており、「仲ヶ間賣銅目録」では一一、〇〇〇斤となっているので貿易の収支においては変りはない。

「仲ヶ間賣銅目録」によって、長崎下り銅高・輸出銅高及び唐人方オランダ方売渡

第21表 正徳2～5 長崎下り銅高・輸出銅高・

年次	仲間下り銅高	持越高	輸出銅高	掛欠
正徳 2	*3,569,300		3,524,213	10,000
3	**5,001,000	35,087	4,720,500	13,687
4	5,000,000	298,900	4,898,000	17,600
5	4,500,000	383,300	1,913,731.7488	16,450

\* 玉銅 6 万斤 \*\* 同 121,200 斤を含み唐船持渡、また正徳元年預り銅 23,400 斤  
\*\*\* 破船のため十分一捨り

第22表 正徳2～5 オランダ唐人売渡銅高

年次	輸出銅高	オランダ 売渡銅	掛欠	唐人売渡銅	掛欠
正徳 2	3,524,213	746,900	9,300	*2,777,313	700
3	4,720,500	1,000,000	11,000	3,720,500	2,687
4	4,898,000	1,050,000	12,500	**3,848,000	5,100
5	1,913,731.7488	1,150,000	14,600	***763,731.7488	1,850

\* 正徳元年五十番船預り銅 8,400 斤、玉吹銅 60,000 斤を本割にふくめた。  
渡す。38,910 斤無番平戸漂着船へ渡す。 \*\*\* 25,000 斤破損暹羅船へ渡す。

銅高を第21表・第22表に示す。

次に資料乙によって唐人持渡銅高、カイパーの著書によってオランダの持渡銅高を第23表に記すことにする。唐人持渡銅高の（ ）内は荒銅を除いた分である。

輸出銅高 (資料乙)		(単位：斤)
代物替 棹銅	唐人輸出銅高	オランダ 輸出銅高
1,851,851.8506	2,938,599.9986 (2,769,699.9986)	831,600
1,845,018.45	3,909,200 (3,704,100)	1,000,000
2,472,324.7229	3,999,916.5 (3,848,000)	1,050,000
	763,731.7488	1,150,000

これを第22表に比較すると、荒銅を除いた持渡銅高はほぼ一致する。第23表は大坂吹屋仲間の下り銅即ち棹銅と少量の玉吹銅の輸出を記したものであるが、荒銅は棹外ともいべきもので、吹屋以外のものの商売が行われた。以上の他に古銅類の売買は吹屋仲間にはその数量等も不明で、唐船の買い渡すものがあつたであらう。ただ、本割・代物替の銅配分が右の表では相違している。銅による代物替は正徳四年まで行われていた。

唐人売渡銅代銀は棹銅一〇〇斤につき、正徳二年は一三五匁、同三年から一三五匁五分となつて同五年まで変わらず、玉吹銅は同じく一五〇匁である。オランダ売は第24表のとおりであるが、直違銀とはオランダ商売は金一両につき銀六八匁替の相場をもつ

第23表 正徳2～5 唐人・オランダ

年次	本			割	
	棹	銅	荒銅	計	
正徳 2	857,848.148		168,900	60,000	1,086,748.148
3	1,737,881.55		205,100	121,200	2,064,181.55
4	1,375,675.2771		151,916.5		1,527,591.7771
5	763,731.7488				763,731.7488

第一次銅座と住友

第24表 正徳2～5 オランダ売渡銅・代銀・この代金・直違銀

年次	売渡銅高	代銀	100斤の直段	この代金	直違銀
正徳 2	746,900 <sup>斤</sup>	869,391.6 <sup>匁</sup>	116.4 <sup>匁</sup>	12,785 <sup>両歩</sup>	89,499 <sup>匁</sup>
3	1,000,000	1,194,000	119.4	17,558 3	210,705
4	1,050,000	1,264,200	120.4	18,591	83,659.5
5	1,150,000	1,384,600	120.4	20,361	82,006.948

第25表 正徳2～5 長崎下り銅高・銅元銀

年次	下り銅高	銅元銀	100斤につき元銀
正徳 2	3,569,300 <sup>斤</sup>	4,998,656 <sup>匁</sup> 余	140.04 余
3	5,003,000	7,174,689 余	143.4 余
4	5,000,000	6,968,764 余	139.3 余
5	4,500,000	6,387,663 余	141.9 余

て、売買とも金で行われたので、銅代銀も同じ相場で金で支払われた。当時の相場は永字・三ッ宝・四ッ宝等の悪銀貨が通用された関係もあって、たとえば正徳二年は金一両が銀七五匁であったといわれるから、六八匁替の金では七匁の直違徳用となった。

ところで享保二丁

第26表 正徳2 輸出銅元銀・代銀・損銀

輸出銅	代銀	摘要
3,534,213 <sup>斤</sup>	4,712,385.26 <sup>匁</sup>	正徳2年御用銅代, 掛欠1万斤を含む。
内 172,285	314,592.41	正徳元年銅座・中川売渡銅の残り吹屋所持分。正徳2年御用銅として長崎下し, 元直段100斤に182匁6。
3,361,928	4,397,792.85	正徳2年6月~同3年3月 長崎下り銅3,397,015斤, 内売残り35,087斤正徳3年に持越, 100斤に130匁81163。
	286,271.25	3,534,213斤の箱・縄・釘代, 大坂一長崎船賃, 長崎での掛りもの, 御前借銀を差引き, 銅代皆済までの歩合を込める, 100斤に8匁1。
	4,998,656.51	合計
746,900	869,391.6	オランダ売銅代銀 100斤に116匁4。
	89,495	金子直達徳用銀 金1両に銀7匁。
2,717,313	3,668,372.55	唐人売代銀 100斤に130匁81163。
60,000	90,000	唐人売玉吹銅代銀 100斤に150匁。
	4,717,259.15	合計
差引	281,397.36	損銀, 御用銅高3,524,213斤に割り100斤に7匁9846。

第一次銅座と住友

一六二

西十一月吹屋から大坂町奉行所へ差し出した覚に、正徳二年から同五年までの長崎下り銅の長崎においての銅元銀、即ち吹賃その他すべての諸雑用を加えた直段を記している(第25表)。これは実は唐・オランダ売渡銅代銀に、幕府からの償銀や直達銀を加えて、吹屋が売った代銀を意味している。なお、享保元年からは山元御割合銅買上となつて、四、三七三、一八〇斤余が一〇〇斤につき銀一六九匁八七余で買い上げられ、また吹屋所

持銅五八六、〇〇〇斤は一四〇匁一五余を支払われて長崎へ廻送された。

さて右の銅元銀が算出された内容は、たとえば正徳二年の長崎下り銅について「辰年御用銅賣買勘定之覺」<sup>12)</sup>によって知られる(第26表)。この年の輸出銅高は三、五二四、二一三斤でこれに掛欠一万斤を加えて、下り銅高三、五六九、三〇〇斤より控除された残り三五、〇八七斤が翌正徳三年に持越されたのである。唐・オランダ売渡銅代銀(オランダ売渡銅代金の直違銀をも加える)と銅元銀の差引による損銀が公儀より補償されることになる。

享保二年八月長崎奉行日下部丹波守(輔貞)が長崎への途大坂に寄ったとき、泉屋吉左衛門より異国売渡銅の古来の沿革を記して差し出した覚の中に

正徳二年	金	七八、六二六兩余	銅 <sup>三</sup> 、五二四、二二三斤
〃	三年	一〇七、七二五兩余	銅 <sup>四</sup> 、七二〇、五〇〇斤
〃	四年	一〇九、三六二兩余	銅 <sup>四</sup> 、八九八、〇〇〇斤
			銅 <sup>一</sup> 、〇〇〇斤につき一三三匁四四八

と見える。<sup>13)</sup>正徳二年についていえば、オランダ・唐人売銅代銀計四、七一七貫二五九匁一五の平均一〇〇斤の代銀が一三二匁八六余となる。金六〇匁替で示したのである。正徳四年の銅元銀と輸出銅代銀、差引勘定を「午年御用銅賣買勘定之覺」によって第27表に示す。



第27表 正徳4 輸出銅元銀・代銀・損銀

輸出銅	代 銀	100斤の直段	摘 要
斤 5,000,000	匁 6,688,764.43	匁 133.7752886	正徳4年長崎下し御用棹銅直段
	280,000		大坂・長崎諸雑用
	内 195,000	3.9	大坂雑用
	┌ 82,500		箱5万代銀 1箱=1.65匁
	├ 12,500		釘・縄代銀 1箱に0.25匁
	├ 12,500		箱詰蔵出人足賃 1箱に0.25匁
	└ 87,500		長崎下し船賃・船間屋口銭 1箱に1.75匁*
	85,000	1.7	長崎雑用
	┌ 7,000		長崎銅会所土蔵借賃
	├ 2,700		下関一長崎3000箱運賃蔵敷口銭 1箱に0.9匁
	├ 7,500		異国売時の運送掛改の人足賃 1箱に0.15匁
	└ 3,525		破船銅 250箱の十分一銀, 同銅取寄雑用銀
	3,723		長崎にて銅箱破損仕直賃釘代
	17,700		長崎駐在手代15人・下男10人給銀
	└ 42,871.3		長崎銅会所在者の飯代諸雑用
	6,968,764.43	139.3752886	合 計
1,050,000	1,264,200	120.4	オランダ売
	83,659.5		代金1両につき直違銀4.5匁の積り
3,530,413	4,783,709.61	135.5	唐人売**
398,587	555,531.781		正徳4年売残り, 翌年へ持越銅398,587斤
	6,687,100.891		合 計
差 引	281,663.539	6.1493 余	異国売銅 4,580,413 斤損銀

第一次銅座と住友

一六四

\* 正徳3秋 長崎廻船少なく3,000箱下関まで送り, その運賃をも含む。

\*\* 唐人売渡銅 3,848,000斤であるが, この内317,587斤は正徳3年分売残りを売渡し, この分はすでに償銀を下されたので引落す。

このようにして算出された損銀は

正徳二年 二八一、三九七匁三六

〃 三年 三一六、九三七匁八四

〃 四年 二八一、六六三匁五

〃 五年 二二九、一三五匁〇四二四

となつて、これを幕府より補償された。即ち正徳四年正月吹屋からの大坂町奉行所への届出によると、正徳二、三兩年分異国売銅損銀五四八貫三七匁二分を長崎で与えられる旨仰せ渡された<sup>14</sup>とあり、同じく同五年九月の届出によると、同四年御用銅売損銀二八一貫六六三匁五分を長崎で下さる旨仰せ渡されたとあり、同じく享保元年十一月の届出に正徳五年分損銀二二九貫一三五匁〇四を与えられたとある<sup>15</sup>。

「崎陽群談」第四に「唐・阿蘭陀方に商賣の料として相渡候銅、唐人・阿蘭陀人の買直段ハ、大坂より相廻候銅直段ハ、格別下直に候、夫故近年以來年々銅代の足し銀、出銀の内ハ大坂吹屋に相渡候」とあるのは、右の償銀のことである。

仲間長崎下り銅高の内で泉屋の下り銅高、また輸出銅高の内で泉屋の輸出高は、「仲間問賣銅

目録」によれば表28・表29のとおりである。下り銅や輸出銅の割方は、泉屋・大坂屋と、その他の吹屋一五軒分は銅会所名儀の三家となっていて、泉屋清兵衛・大坂屋仁右衛門と林伊右衛門がそれぞれの名代として、「唐・阿蘭陀賣銅割方帳算用之覺」を三人の連名で長崎役所へ差し出し

(単位：斤)

前年度持越銅	泉屋持越銅	大坂屋持越銅	15軒分銅会所 持越銅
35,087	8,655	7,520	18,912
298,900	72,382	59,031	167,487
383,300	88,388	48,585	246,327

泉屋 21,500斤, 大坂屋 19,800斤, 銅会所 80,300斤

ている。泉屋の下り銅高は仲間総下り銅高の二七・二―二四・六パーセントに当たり、輸出銅高の割合もほぼ同様であった。もっとも唐人・オランダ方売渡に当たっては、三家の下り銅のその時々都合もあって、多少の銅は相互に融通し合うこともあった。

銅座を廃止して大坂の銅吹屋に長崎御用銅の請負を命ずるとき、幕府としては五〇〇万斤の廻銅を期待している。そのため前借銀を認め、また吹屋の勘定に従って償銀をも供与している。他方に幕領は支配の代官、私領は領主役人に触れて、近年脇々へ銅を売るものが増したという聞えもあるとし、古来から売ってきたものは格別だが、その余は大坂へ廻して吹屋へ売り、諸国銅山その他に少しも銅を囲いおかぬよう努めさせたことは、正徳三年六月の令条にも見える。

第28表 正徳2~5 泉屋・大坂屋・

年次	仲間下り銅	泉屋下り銅	大坂屋下り銅	15軒分銅会所 下り銅
正徳 2	*3,569,300	970,700	796,700	1,801,900
3	**5,001,000	1,234,000	995,800	2,771,300
4	5,000,000	1,270,000	592,500	3,137,500
5	4,500,000	1,105,000	540,000	2,855,000

\* 玉吹銅 泉屋 5,700斤, 大坂屋 9,800斤, 15軒分銅会所 44,500斤 \*\* 玉吹銅

第一次銅座と住友

第29表 正徳2~5 泉屋・大坂屋・銅会所輸出銅割方

(単位：斤)

年次	輸出銅	泉屋輸出銅	大坂屋輸出銅	15軒分銅会所 輸出銅
正徳 2	3,524,213	958,545	787,080	1,778,588
3	4,720,500	1,167,520	941,240	2,611,740
4	4,898,000	1,250,094	601,846	3,046,060
5	1,913,731.7488	495,808	210,830	1,207,093.7488

こうして正徳三、四年と五〇〇万斤の長崎下り銅はあったが、代物替も唐船銀四、二〇〇貫目の規定はあっても、正徳二年に一、五二〇貫目、外に前年の預り銅八、四〇〇斤、同三年に一、一九〇貫目、同四年に一、四六五貫目を春夏秋諸船に割符している程度である。

正徳五年正月、海舶互市新例が制定されたが、長崎表廻銅定例においては次のように見える。

一 長崎表廻銅は一ケ年の定数四〇〇万斤より四五〇万斤までの間を限りとする  
こと。

一 唐人方商売法は一ケ年の船数三〇艘、銀高六、〇〇〇貫目に限り、その内銅三〇〇万斤を渡すこと。

一阿蘭陀人商売法は一ヶ年船数二艘、銀高三、〇〇〇貫目を限り、その内銅一五〇万斤を渡すこと。

同年六月大坂町奉行北條氏英は吹屋を奉行所へ呼び、当年長崎廻銅四五〇万斤とし、江戸呉服所・錢座に五〇万斤ほど廻わすようとの老中阿部正喬の指示のあったことを伝えた。この年の長崎下り銅は四五〇万斤、前年持越銅三八三、三〇〇斤、しかるに輸出高は二〇〇万斤を割ったのである。翌享保元年正月長崎御用銅のため諸国山元御割合の制という、かつての銅座よりさらに直接的な銅の供出制を定めたのである。

註

- ① 「通航一覧」卷百十八 令条留  
 「年々諸用留」二番 宝永七年寅六月九日 泉屋吉左  
 衛門申状 銅座役所あて
- ② 「年々帳」一番
- ③ 「年々諸用留」二番 於長崎卯六月御觸書有之候寫
- ④ 「通航一覧」卷百四十五 令条留、新井白石の私記  
 「通航一覧」卷百六十六に「明れば（正徳）二年壬辰の二月に至れ共、銀座の者共運送すべきと申せし所の數
- ⑤ 「長崎下銅公用帳正徳貳年三月吉日」壬辰一番 以下本記  
 録により述べることが多い。
- ⑥ 「辰歳江戸公用帳」、「寶曆十三未歳九月吉辰成 銅吹屋仲間  
 由緒書」
- ⑦ 「長崎要用控日記」貳番 宝曆十年辰九月 銅吹屋中

にも足らざる所百五十萬斤なれば、同三月十七日銀座

の者兼ねしめられし銅座の事を停られ、同十九日大坂

吹屋のもの共に此事を仰下されぬ」とある。

仲間を差出候書付覺

⑧ 「享保四亥年銅會所公用帳」

⑨ 「享保貳丁酉年正月 銅會所公用帳扣」

⑩ 「唐人阿蘭陀賣棹銅仲間割方帳」

「正徳貳壬辰年 仲間賣銅目録」というごとく各年の仲間賣銅目録があり、阿蘭陀売銅、唐船春夏秋冬秋船の売

銅の仲間割方を分けて記している。

⑪ 「享保貳丁酉年正月 銅會所公用帳扣」

⑫⑬⑭ 「銅吹屋仲間控」(表紙を欠く) 正徳四年正月―八月

月

⑮ 「寶曆十三未歳九月吉辰成銅吹屋仲間由緒書」、享保貳丁酉年

正月 銅會所公用帳扣」には正徳五年分損銀給与の礼状

西二月十三日付がある。

## 九 結 語

銅は近世前期には長崎貿易において最大、しかも他に比して卓越した輸物となった。寛文八年以来銀の流出、次いで金の流出もこれを抑制することが幕府の一貫した貿易政策となり、貞享二年の輸入歳額の限定によってその政策はいっそう徹底し効果をあげることとなった。しかも銅の輸出増加がその効果を支えたものであり、さらに代物替銀五、〇〇〇貫目の貨物輸入をも可能としたのである。

貨物の輸入増加は生糸・反物・薬種その他の外来品に対する国内需要に対応し、またその価格

対策にも関係した。こうして元禄十一年に前年の銅輸出の実績によって八、九〇二、〇〇〇斤という歴大な量を御用銅の定額とした。しかしその定額は、当時の産銅の実情、また地売銅供給より考えても過大であり、長崎廻銅高は減少するを免れなかった。

銅座は御用銅の確保と増加を計って銀座の加役として大坂に設けられた。銅座は御用銅の取扱により特に利潤を得るものでなかった。それは銅座の棹銅の吹屋よりの買入直段と唐人・オランダ方売渡直段とを比較すれば明白である。しかも売渡銅直段は双方の相對直組により決定されるとはいっても、唐人・オランダ方の主張する線に多くは傾き、それは当然吹屋の売直段を規制することになった。

しかも銅座は棹銅代銀の支払に金をもって当て、或は長崎廻送諸雑用をも出来る限り抑える等の節約を計り、年寄の交替勤務を罷め、幸町役所を廃止する等の機構簡素化を試みた。しかし棹銅買取のための資銀は欠乏し勝ちであった。

幕府としては金銀流出の抑制という基本の政策の上に立って、輸出銅の確保増加は、貨物輸放量を保持し国内需要や外貨直段の高下を調整し、他方には掛りもの等による運上と長崎地下への配分を考慮するためにも必要とされたのである。しかし銅山においては採鉱の年月を経るに従っ

て一般に生産費は増大したに拘わらず、異国売渡直段が抑えられたことは吹屋を経て山元へも還流して銅山経営を悪化させることになった。このことは吹屋が棹銅の直増を繰返して訴願している中にも詳しく述べられている。

享保二年八月長崎奉行日下部丹波守が赴任の途大坂に寄ったとき、泉屋吉左衛門がその内命によつて差し出した覚に<sup>①</sup>

一十七年以前巳年より銀座加役に銅座被仰付、此間十一年銀座の者共異國渡銅請負仕、年

來諸色高直にて銅直段も百斤ニ付四五十匁高直ニ賣渡可申筈なるに漸く五匁増ニ賣渡、

右銅座請負ハ最初異國渡高八百九十萬斤ノ御定ニ候得共、集り銅少く壹ケ年七百萬斤程

にて、夫より漸々少くして三、四百萬斤程と成り、此ハ諸色高直に相成候得共銅ハ下直

ニ候故、諸銅山へ稼方追々相止、出銅ハ次第ニ少く新山を取立申者も無之、依て十一ヶ

年間ニ諸國銅山出銅ハ格別減少候事

とあるが、ほぼその大概を指摘したものといえよう。

かようにして銅座からの長崎廻銅は春夏船に対して時期的に遅れて売渡に支障を与えること多く、またしだいに年分としても減少した。正徳二年に入ると銅座は廃止となつて、大坂の吹屋の



御用銅請負となった。この頃には貨幣の悪化もあって物価は高騰したが、輸出銅直段はそれに準じて増されていない。そのため幕府は長崎の出銀より吹屋に対して多額の補償銀を与えねばならなかった。

享保元年正月、幕府は御用銅のため諸国山元御割合の制を定め、銅を供出させることにした。即ち異国売御用銅高一ヶ年四五〇万斤とし、その下地銅五〇〇万斤を御領・私領諸銅山の近年の出銅高によって割符して公儀へ買い上げることとし、正月から八月までに山元より大坂へ廻送させ、大坂で逐次に賃吹させて長崎へ下すこととした。長崎銅会所をして大坂よりの下り銅を役人立会で請渡しさせ、五〇〇万斤の代銀は御領・私領とも公儀より所々の勘定をもって渡させた。

大坂銅会所・長崎銅会所は従来そのまま存置して御用銅取扱に従事させ、その入費は原則として公儀より支給された。これは銅座の御用銅政策をほぼ継承するものであるが、公儀が直接に御用銅下地銅（荒銅）を買い上げ、吹屋に賃吹させた。長崎廻船への船積は吹屋の手で行わせるが公費で支払われ、長崎銅会所で銅の売渡業務は従来のごとく練達した吹屋手代等が当たるが、入費は公儀より支給された。御用銅支配は銅座のときよりさらに徹底している。しかしこの供出制も六ヶ年で中止となり、やがて元文三年四月に第一次の銅座に比較して銅の支配統制はよほど強化さ

れた第二次の銅座が設けられた。これらの実際と経過は稿を改めて述べようと思う。

註

① 「年々諸用留」二番

— 終 —

# 付 録

銅屋・吹屋の変遷について  
泉屋嘉右衛門の長崎についての書付

## 解題

銅屋・吹屋の変遷について 付 銅屋・吹屋の変遷図 (一一—一五頁)

近世前期より中期にかけての輸出銅の増大と、これに対する幕府の銅政策との関連から多くの銅屋・吹屋に隆替があった。これらの変遷を知ることが容易でないが、当室所蔵の諸資料によって変遷図を作成し、これに銅屋・吹屋の略歴などを付したものである。

泉屋嘉右衛門の長崎についての書付 (一七—二八頁)

銅座役人長井藤右衛門は長崎に赴任することとなり、元禄十五年二月二十日夜、長崎駐在であった住友の手代嘉右衛門を招き、該地についての予備知識を得るため話を聴いたが、なお、その覚書を求めたので、長崎の住友出店の規模を記したものと共に差し出した書付である。当時の長崎の慣例・銅貿易の実状などを窺うことの出来る貴重な資料である〔元禄十五年  
午正月吉日銅座御用扣〕所収〕。

右諸資料の印刷に当っては底本の原形を存するに勉め、当字・仮名遣などは成るべく旧に依った。

## 銅屋・吹屋の変遷について

銅屋・吹屋の変遷を研究する史料としては、その由緒等を書上げた史料および一定の時点で銅屋・吹屋等がこぞって連名であらわれる史料をまずとりあげねばなるまい。そのような史料を列挙すれば、

1 貞享五年（元禄元、一六八八）五月、山縣幸右衛門（割符方役人）宛の「銅異國賣人數拾六人年來之覺」に、名前と創業時期の記されている銅屋は、泉屋吉左衛門・同理左衛門・同吉十郎・同平兵衛・大坂屋久左衛門・平野屋清右衛門・塩屋八兵衛・銅屋善兵衛・大塚屋甚右衛門・丸銅屋仁兵衛（以上大坂二〇人）、山形屋彌右衛門（京）、錢屋作右衛門（泉州堺）、熊野屋彦太郎・同彦三郎（以上紀州二人）、増田屋傳兵衛（豊後）、刀屋八郎兵衛（長崎）である（「年々帳」無番、「銅異國賣覺帳」、「泉屋叢考」第八輯附録所収）。

2 元禄五年（一六九二）七月二十一日、「小吹屋拾壹軒之初り之時節」を大吹屋から割符役人宛に書上げたときに、名前と創業時期の記されている小吹屋は、丸銅屋次郎兵衛・平野屋三右衛門・北國屋十右衛門・川崎屋市之丞・河内屋傳次・平野屋小左衛門・平野屋忠兵衛・金田屋兵右衛門・

多田屋市郎兵衛・鐵屋次兵衛・若狹屋三郎右衛門である（「年々帳」無番、「銅異國賣覺帳」、本文四二頁参照）。

3 元禄十四年（一七〇二）三月十一日、銅座の設立に当って銅吹屋中より銅座へさし出した誓詞に連署しているのは、泉屋吉左衛門・大塚屋甚右衛門・大坂屋久左衛門・泉屋利右衛門・熊野屋彦太郎・平野屋三右衛門・丸銅屋二郎兵衛・平野屋八十郎・多田屋市郎兵衛・山田屋新右衛門・銅屋半左衛門・平野屋忠兵衛・平野屋小左衛門・川崎屋市之丞・吹屋次郎兵衛・博多屋治兵衛・錢屋與兵衛・河内屋喜右衛門の一八名である（「銅座公用留」、『泉屋叢考』第八輯附録所収）。

4 元禄十六年（一七〇三）十月、泉屋吉左衛門より後藤四郎三郎（銀座年寄）宛にさし出した<sup>〔元禄十五〕</sup>「午年吹屋中に賣銅目録」に、別子銅の販売先としてあげられている吹屋は、富屋藤助・大坂屋久左衛門・大塚屋甚右衛門・平野屋三右衛門・山田屋新右衛門・丸銅屋次郎兵衛・吹屋治左衛門・錢屋與兵衛・銅屋半左衛門・平野屋八十郎・多々屋市郎兵衛・川崎屋市之丞・平野屋小左衛門・熊野屋十兵衛・熊野屋徳兵衛・平野屋忠兵衛の一六名である（「銅座御用扣」、本文八五～八六頁参照）。

5 正徳二年（一七二二）三月二十四日、大吹屋三人より糸割符年寄宛に、銅屋・吹屋の人数、名前、業態等につき上申した「覺」に、「古來銅屋拾六人」として住所・名前が記されているのは、

泉屋吉左衛門・泉屋理右衛門・泉屋理左衛門・大塚屋甚右衛門・大坂屋久左衛門・塚口屋長左衛門・銅屋善三郎（以上大坂）、錢屋作右衛門・海部屋市左衛門（以上堺）、丸銅屋喜右衛門・分銅屋七兵衛（以上京）、熊野屋彦太郎・熊野屋彦三郎（以上和歌山）、刀屋八郎兵衛・博多屋久左衛門（以上長崎）、増田屋傳兵衛（豊後）、また「小吹屋」として住所・名前が記されているのは、丸銅屋次郎兵衛・多田屋市郎兵衛・熊野屋徳兵衛・平野屋市郎兵衛・平野屋三右衛門・平野屋きん・吹屋治左衛門・平野屋忠兵衛・川崎屋平兵衛・富屋藤助・富屋伊兵衛・大坂屋又兵衛の一二名である（「年々諸用留」二番、「長崎下銅公用帳」一番、本文一四八頁参照）。

6 正徳二年四月六日、糸割符年寄宛の「問屋吹やる差出候文談」に連署しているのは、銅山師泉屋吉左衛門・大坂屋久左衛門、大吹屋大塚屋甚右衛門、小吹屋丸銅屋次郎兵衛・平野屋忠兵衛・大坂屋又兵衛・熊野屋重兵衛（銅山持）・富屋藤助・川崎屋平兵衛・多田屋市郎兵衛・熊野屋徳兵衛・富屋伊兵衛・平野屋きん・平野屋三右衛門・平野屋市郎兵衛・吹屋次左衛門の計一六名と、銅問屋中である（「年々諸用留」二番、「長崎下銅公用帳」一番）。

7 正徳二年六月六日、第一次銅座廃止後に長崎廻銅を請負うことになった吹屋仲間一七人として、割当率・住所・名前・由緒の記されているのは、泉屋吉左衛門・大坂屋久左衛門・大塚屋甚

右衛門・丸銅屋次郎兵衛・平野屋忠兵衛・富屋藤助・多田屋市郎兵衛・平野屋三右衛門・平野屋きん・熊野屋彦大夫・平野屋市郎兵衛・大坂屋又兵衛・熊野屋徳兵衛・富屋伊兵衛・大坂屋三右衛門・川崎屋平兵衛・吹屋次左衛門である（『銅吹屋仲間由緒書』、『泉屋叢考』第八輯附録所収）。

8 正徳二年六月、「荒銅買入高千丸ニ付割方之覺」に記されている吹屋は、泉屋吉左衛門・大坂屋久左衛門・大塚屋甚右衛門・富屋藤助・丸銅屋次郎兵衛・平野屋忠兵衛・多田屋市郎兵衛・平野屋三右衛門・熊野屋十兵衛・平野屋吟・平野屋市郎兵衛・大坂屋又兵衛・熊野屋徳兵衛・富屋伊兵衛・大坂屋三右衛門・吹屋次左衛門・川崎屋平兵衛の一七名である（『長崎下銅公用帳』一番）。

9 正徳四年（一七一四）正月二十八日、大坂町奉行宛の「（正徳三）巳年御用銅賣買勘定之覺」に連署している吹屋は、泉屋吉左衛門・大坂屋久左衛門・大塚屋甚右衛門・丸銅屋次郎兵衛・平野屋忠兵衛・富屋九郎左衛門・多田屋市郎兵衛・平野屋市郎兵衛・吹屋治左衛門・大坂屋又兵衛・大坂屋三右衛門・富屋伊兵衛・川崎屋平兵衛・平野屋三右衛門・平野屋吟・熊野屋彦大夫・熊野屋徳兵衛の一七名である（『銅吹屋仲間控』）。

10 正徳四年、「銅屋共家業相勤候年數之覺」に、創業以来の年数、由緒の記されているのは、泉屋吉左衛門・大坂屋久左衛門・大塚屋甚右衛門（以上三名は大吹屋）、丸銅屋治郎兵衛・平野屋忠



兵衛・多田屋市郎兵衛・熊野屋彦大夫・平野屋三右衛門・川崎屋平兵衛・平野屋吟・吹屋治左衛門・富屋九郎左衛門・平野屋市郎兵衛・熊野屋徳兵衛・大坂屋亦兵衛・大坂屋三右衛門・富屋伊兵衛（以上一四名は小吹屋）である（「年々諸用留」二番、『泉屋叢考』第八輯附録所収）。

11 「正徳五乙未年正月、吹屋中灰吹銀引替家々員數之控并辰年殘灰吹已午兩年高寄せ書」は、正徳五年二月から享保四年十二月までの、各吹屋の毎月の灰吹銀引替高の記録であり、吹屋の名前が列記されている。

12 「享保十乙巳年分長崎に御買上銅吹立候吹賃銀并箱釘繩藏出シ人足賃長崎迄之舟賃銀十七軒家々配分割方帳」に、配分をうけて連判しているのは、泉屋吉左衛門・大坂屋永次郎・大塚屋甚右衛門・丸銅屋次郎兵衛・平野屋忠兵衛・富屋九郎左衛門・多田屋市郎兵衛・平野屋三右衛門・平野屋藤右衛門・熊野屋彦大夫・平野屋市郎兵衛・大坂屋とい・富屋伊兵衛・熊野屋徳兵衛・大坂屋三右衛門・吹屋治左衛門・川崎屋平兵衛である。

これらの史料にあらわれる名前・由緒を総合することによって、銅屋・吹屋の変遷をある程度明らかにすることができるが、それでもなお、右にあげた史料相互の間にも矛盾がないわけではなく、また名義上の変化と経営体の連続・断絶などの実態との関連までは十分把握しきれない。

今回本文の叙述の参考として、右の史料1〜12にもとずいて変遷図（本稿末尾折込）を作成したが、もとより今後とも史料の博搜に努めて、いつそう精確を期する必要があるものである。

図の説明にはいる前に、右にあげた史料について注意すべき事柄を若干述べておきたい。その一つは創業以来の年数の数え方についてである。吹屋の由緒・年数を記した史料2は、例えば「元ハ銅細工人、萬治元年の頃、三十五年以前敷」とあり、これは去年を二年前とする数え方である。史料7は創業の年次を明記している。史料10は、「今年迄何年」または「何年以前」という書き方をしているが、史料2と同様の数え方をすると、おおむね史料7と一致する。

ところで史料2と史料7・10の両方にあらわれる吹屋の創業年次は、2と7・10で一致しないことが多く、その場合、後者の方に古い年代が記されている。これらの史料には成立年代に差があるだけでなく、その性格も対照的である。すなわち史料2は、古来銅屋が銅貿易をめぐる緊張関係にある「新吹屋」（小吹屋）の由緒を述べたものであって、その「新」なるゆえんを強調する意図がひそんでいることが推測されるのに対して、史料7・10は吹屋が自らの由緒を述べたものであり、古来の由緒を強調する傾きの生じやすいものである。

これらの点を念頭において、以下この図について若干の説明をつけ加えたい。

泉屋（住友）吉左衛門家の銅屋創業は寛永以前にさかのぼり、また泉屋（蘇我）理右衛門の吹屋開業は天正十八年（一五九〇）とされ（『泉屋叢考』第五輯、一一頁）、のち銅山の稼行をも手がけるようになったが、元禄初年頃から大坂屋久左衛門・大塚屋甚右衛門と共に大吹屋と称するようになっていた。それは「此三人之者とも大吹屋と唱申候儀者、自分ニ所々銅山持、其上延寶五巳年於御當地異國向銅商賣仕候人數ハ拾六人御極被成候内、拾人ハ唯今銅吹や不仕、殘而吉左衛門・久左衛門・甚右衛門三人ニ而御座候ニ付、大吹屋と唱申候」（史料10）というのである。

泉屋理左衛門名儀の銅屋株は、泉屋忠兵衛（住友家二代友以の弟）に始まり、別家與九郎を経て貞享二年、理左衛門（四代友芳の弟友弘）名儀に切かえられたもの（「銅吹屋仲間由緒書」）、また泉屋理右衛門名儀のそれは、泉屋八兵衛（二代友以の弟）に始まり、同族平八を経て貞享四年、吉十郎（平兵衛友貞の子武雅、のち理右衛門）名儀に切かえられたもの（『泉屋叢考』第八輯五〇頁）で、理左衛門・理右衛門とも正徳二年には「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）という。

泉屋平兵衛（二代友以末子友貞）名儀の銅屋株は、泉屋長十郎名儀で延宝四年頃まで保持していたのが一時中絶したのを、同六年復活したもの（史料1）で、元禄八年、堺の海部屋市左衛門へ譲渡した。海部屋は、延宝二年におこった阿形宗智等の銅貿易出願に対する旧来の銅屋の対抗運動の

負担にたえず廃業した海部屋平右衛門家（「銅吹屋仲間由緒書」）かと思われる。なお市左衛門は正徳二年には「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）という。

また寛文・延宝年間には、泉屋の手代の泉屋五郎右衛門・同三右衛門・同彦兵衛も、銅屋として訴願に連署している（「年々帳」無番、「銅異國賣覺帳」）。

大吹屋大坂屋久左衛門の銅屋開業は寛永八、九年頃である（史料1）。正徳末く享保初年の名儀は大坂屋甚之丞（史料11）、享保十年のそれは大坂屋永次郎（史料12）である。

小吹屋大坂屋又（亦）兵衛は大坂屋久左衛門の別家で、創業は宝永四年（史料7・10）である。なお享保十年の大坂屋とい名儀の吹屋（史料12）は又兵衛家のことかと思われるが未詳である。

小吹屋大坂屋三右衛門も大坂屋久左衛門の別家で、創業は正徳二年（史料7・10）である。

銅屋平野屋清右衛門は寛永八、九年頃の創業（史料1）で、元禄元年、塚口屋長左衛門に名儀と株を譲渡した。塚口屋は延宝二年に、前出の海部屋平右衛門と同じ理由で廃業したのがこの時復活したものである（「銅吹屋仲間由緒書」）が、元禄七年頃まで平野屋清右衛門という名前がみえ、いつ塚口屋名儀に変わったのか未詳である。正徳二年には塚口屋長左衛門は「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）という。

平野屋三右衛門は「和州十市郡之産ニ而、古来銅吹屋平野屋清右衛門ヲ出ル」(史料7)小吹屋で、「元ハ大塚屋甚右衛門銅細工人」(史料2)でもあった。創業は寛文十二年(史料2・7・10)である。

平野屋小左衛門は平野屋清右衛門の別家で、延宝八年頃創業の小吹屋である(史料2)。

小吹屋平野屋きん(吟)は「和州十市郡平野屋三右衛門親類」(史料7)で、創業は元禄五年(史料7・10)である。なお史料3・4(元禄十四・十五年)にみえる吹屋、平野屋八十郎は、宝永六年の史料にもみえ(「年々諸用留」二番)、平野屋きん家につながるものかと思われるが未詳である。またきん家は、正徳末年には平野屋久右衛門名儀、享保初年に再び吟となり(史料11)、同四年より藤右衛門名儀になった(「銅會所御公用帳」)。

小吹屋平野屋市郎兵衛は「和州十市郡平野屋三右衛門親類」(史料7)で、創業は元禄九年(史料7)、あるいは宝永元年(史料10)という。

小吹屋平野屋忠兵衛は今橋の平野屋利兵衛の別家(史料2・7)で、創業は万治三年(史料7・10)というが、あるいは貞享二年(史料2)ともされる。

銅屋塩屋八兵衛は寛文八、九年頃の創業(史料1)で、元禄十三年、京都の分銅屋七兵衛に株を

譲渡した（「銅吹屋仲間由緒書」）。分銅屋は正徳二年には「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）という。

銅屋の銅屋善兵衛は寛文十二年の創業である（史料1）。正徳二年三月、古来銅屋の銅屋善三郎は「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）といい、同年七月には銅貿易の再開を当分見合せる旨の「覺」に、銅屋善兵衛名儀で連署している（「長崎下銅公用帳」一番）。

大吹屋大塚屋甚右衛門の由緒は、「延寶元丑ノ年々初而長崎徳岡與次兵衛方へ送り荷致、延寶六年ノ年々自分名代ニ罷成」（史料1）という銅屋で、正徳四年に「先祖る銅吹屋仕、異國渡り之銅商賣仕候年數凡八拾年餘」（史料10）によれば吹屋の開業は寛永初年にさかのぼる。なお正徳末に享保初年の名儀は大塚屋吉右衛門であった（史料11）。

銅屋丸銅屋仁兵衛の由緒は、「延寶二寅ノ年初而長崎松浦平八方へ送り荷致、延寶六年ノ年々自分之名代ニ罷成」（史料1）という。元禄三年二月、京の分銅屋喜兵衛へ株を譲り、すなわち改名によって丸銅屋喜右衛門名儀となった（「銅吹屋仲間由緒書」）が、正徳二年には「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）という。

丸銅屋二（次・治）郎兵衛は丸銅屋仁兵衛の弟にあたる小吹屋で、「元ハ銅細工人」（史料2）と

もいわれる。正徳四年に「先祖を銅吹屋仕、今年迄八拾年餘」（史料10）というのによれば創業は寛永初年になるが、また正保元年（史料7）、あるいは万治元年頃（史料2）ともされる。

京都の銅屋山形屋彌右衛門は寛文九年の創業である（史料1）。元禄四年、長崎の博多屋清兵衛へ株を譲渡し、すなわち改名によって博多屋久左衛門名儀となった（「銅吹屋仲間由緒書」）が、正徳二年には「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）という。

堺の銅屋錢屋作右衛門の由緒は、「承應元辰ノ年時分る大坂や久左衛門と仲間ニ仕、延寶四辰ノ年久左衛門・作右衛門仕分、兩人共ニ自分ニ罷成」（史料1）という。正徳二年には「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）という。

和歌山の銅屋熊野屋彦太郎は、延宝三年大坂福山屋次郎右衛門・備後銅山師新庄屋清右衛門と三人で、江戸において異国売銅商売の出願をしたところ、彦太郎のみが古来銅屋熊野屋彦三郎同家のゆえをもって許可された。なお彦太郎の吹屋開業は承応年中とされる（「銅吹屋仲間由緒書」、なお『泉屋叢考』第八輯五二頁参照）。正徳二年三月には泉屋・大坂屋・大塚屋と共に、大坂で吹屋を所持する四人の銅屋にあげられている（史料5）が、大吹屋ではなく「銅山持小吹屋」（史料6）である。同年六月頃以降の名儀は彦太（大）夫となり、また主人和歌山住宅につき大坂では十（重）兵衛が以

前から名代をとめている（史料4・6・8・9）。

和歌山の銅屋熊野屋彦三郎の創業は延宝元年（史料1）で、正徳二年には「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）という。

大坂の小吹屋熊野屋徳兵衛は熊野屋彦太夫の別家で、創業は元禄十四年（史料7・10）である。

豊後の銅屋増田屋傳兵衛は寛文九年の創業（史料1）で、正徳二年には「吹屋所持不仕、銅商賣相止居」（史料5）という。

長崎の銅屋刀屋八郎兵衛の由緒は「延寶四辰ノ年を賣問や仕候」（史料1）という。正徳二年には増田屋同様銅商売をやめていた。

小吹屋北國屋十右衛門は北國屋吉右衛門の手代で、延宝三年頃の創業である（史料2）。北國屋吉右衛門は阿仁銅山開発の山師で、銅問屋を兼ね、また吹屋を所有していた。その吹屋を手代に経営させていたらしい。

小吹屋川崎屋市之丞の由緒は、「元ハ錢屋四郎兵衛手代、延寶六年頃」の創業とされる（史料2）。

小吹屋川崎屋平兵衛の由緒は、「延寶四辰年を同断（日本用銅小吹屋）、但川崎屋茂兵衛吹商売を讓受、元録之末寶永年中を吹方致候、依之最初を之年數を以如斯」（史料7）といい、史料10でも



延宝四年創業という。川崎屋市之丞―茂兵衛―平兵衛という名儀の移動が推測されるが断定は控えた。

小吹屋河内屋傳次の由緒は、「元ハ紙や仁左衛門手代、延寶六年頃」の創業とされる（史料2）。  
小吹屋金田屋兵右衛門の由緒は、「元ハ大塚や・北國や細工人、貞享貳丑年頃」の創業とされる（史料2）。

小吹屋多田屋市郎兵衛の由緒は、「寛文五巳年（寛永二）同断（日本用銅小吹屋）、但奥州南部中村之産ニ而多田銀山（寛永二）出ル」（史料7）、また「先祖ハ多田銀山ニ而九拾年以前（大坂）銅吹商賣仕、御當地（大坂）引越銅吹屋仕候ハ五拾年ニ罷成候」（史料10）というが、「元ハ銅細工人、貞享四卯年頃」の創業ともされる（史料2）。

小吹屋鐵屋次兵衛の由緒は、「元ハ古鐵屋、元祿四未年頃」の創業とされる（史料2）。

小吹屋若狭屋三郎右衛門の由緒は、「元ハ鉛屋、延寶三卯年頃」の創業とされる（史料2）。

小吹屋、吹屋次（治）左衛門の由緒は、「正徳元卯年（寛永二）同断（日本用銅小吹屋）、但古來銅吹屋平の屋清右衛門手代小左衛門弟ニ而、元録七戌年湊町新庄屋清右衛門致家守、次郎兵衛と申候、清右衛門者紀州熊の銅山相稼候故右住所ニ吹庭を立、足減之試吹致、吹屋へ拂來候處、清右衛門紀州

へ引越、則次郎兵衛町向相勤居申候、其後次左衛門と改、吹商賣取懸り、正徳元年卯十一月右屋敷買得候ニ付如此」(史料7)というが、史料10では「先祖を銅吹屋仕、今年迄貳拾壹年ニ罷成候」といい、すなわち元禄七年の創業としている。新庄屋の家守であった時代から自分の名儀で小吹屋を営んでいたものとすれば、史料3(元禄十四年)の吹屋次郎兵衛は右の由緒にいうところの次左衛門の前名とみることができ、史料4(元禄十五年)の吹屋治左衛門へとつながる。

小吹屋富屋藤助の由緒は、「元禄十四巳年を日本用銅小吹屋、但銀座長尾七郎右衛門親類之由」(史料7)という。同年銅座吹所の名儀人に取立てられたことに由来して開業したのかもしれない(「銅座公用留」)。正徳二年六月半ばから名前が富屋九郎左衛門に変わる(「長崎下銅公用帳」一番)。小吹屋富屋伊兵衛は富屋藤助の別家で、創業は正徳元年である(史料7・10)。

この変遷図に表示した他にも、延宝期までに廃業した銅屋・吹屋があり、また株を持たない者が新規の銅貿易を出願したり、密貿易を企てて銅屋から訴えられたりすることはしばしばあった。ここでは廃業した銅屋を、管見の範囲内であげてみよう(『泉屋叢考』第八ノ拾輯参照)。

寛永十四年(二六三七)銅の輸出が禁止されたのち、解禁歎願のため江戸に下って運動した泉屋<sup>(理)</sup>利兵衛・同弟忠兵衛・同八兵衛・同伯父金屋長右衛門・伯母聶鏞銘屋與兵衛・太刀屋喜兵衛・錢

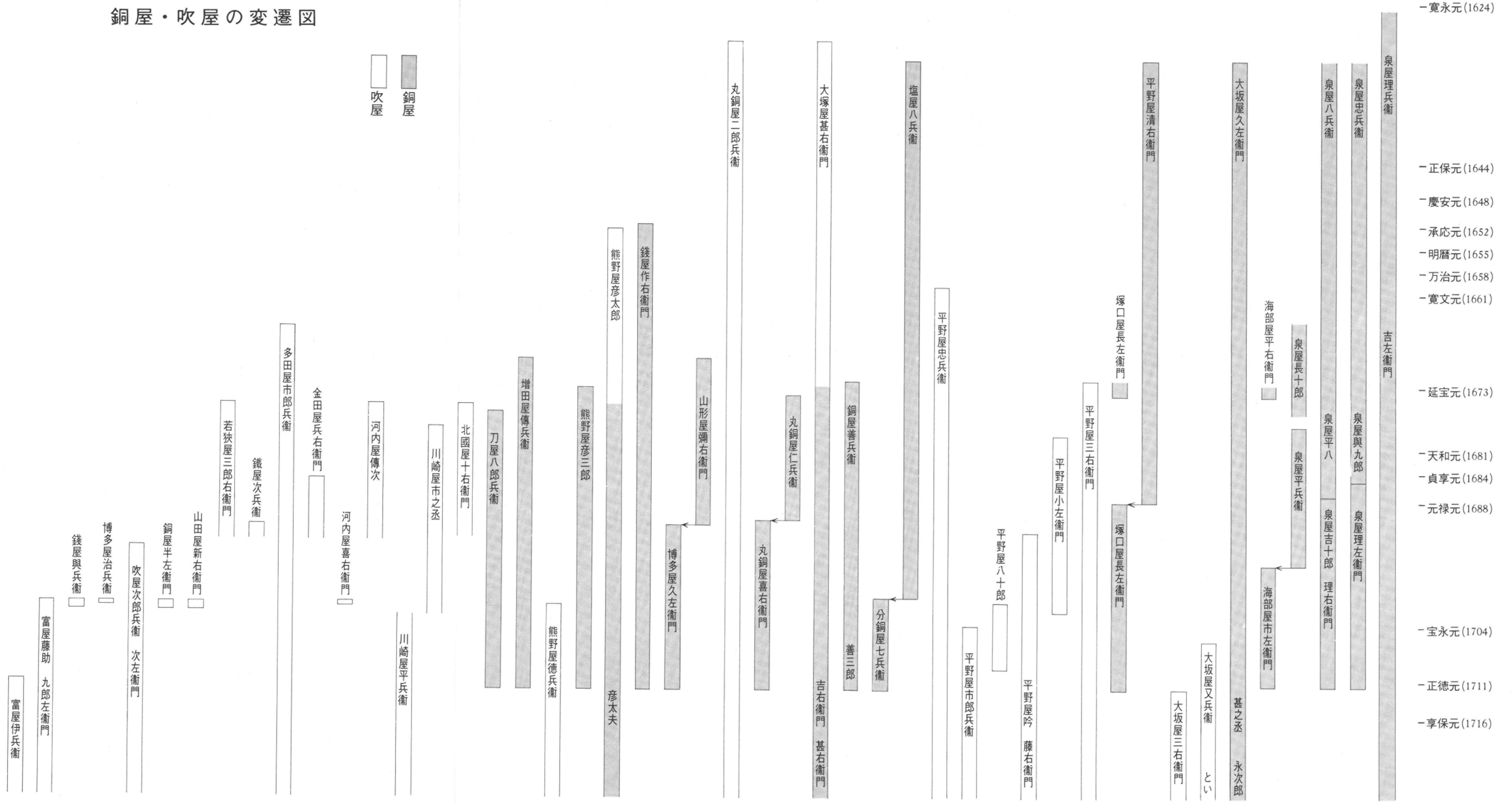
屋八郎右衛門の七人のうち、泉屋三人を除く四人はその後史料にみえず、太刀屋・錢屋は絶家となつたといわれている。

寛文十二年（一六七二）貨物市法商売法が施行されたため、輸入貨物銀の割当てを受けるために銅屋を廢業したが、布屋嘉兵衛（京）・帶屋六兵衛・糸屋次兵衛（以上堺）の三人である。

延宝二年（一六七四）、阿形宗智等による足尾銅輸出計画に対する古来の銅屋の對抗運動に同調し兼ねて廢業したが、前述の海部屋平右衛門・塚口屋長左衛門と濱田屋吉兵衛（大坂）・絆屋徳右衛門（堺）の四人である。

延宝六年銅屋株確定の際に、大坂町奉行から銅商売をさし止められたのが、北國屋次右衛門・雜喉屋六右衛門・道明寺屋吉左衛門・福山屋次郎右衛門・因幡屋清左衛門・新庄（屋）清右衛門の六人である。

銅屋・吹屋の変遷図



泉屋嘉右衛門の長崎についての書付

二月廿一日、嘉右衛門・太次右衛門持參

長井氏へ長崎覺書遣ス扣

二月十九日、長井藤右衛門様を長崎此方屋敷長横間數書付見せ候様ニと、太次右衛門ニ御申付被成候ニ付、則此方屋敷ノ寸法書付、同廿日ニ太次右衛門・嘉右衛門書付申寫

長崎浦五嶋町

一表口拾貳間餘 但裏ノ地尻ニ而拾六間餘

一裏行三拾間餘 但北ハ家續、南ハ横町、裏ハ海端

右之地之内ニ

一表口四間 裏行八間半

一表口四間半 裏行五間

一表口三間餘 裏行三間

但此長屋横町ノ方へ貳間角屋へ建續、是ハ家守居申候

付録 泉屋嘉右衛門の長崎についての書付

二月廿日

覺

一 長崎へ御着被成候節、早速宿町ノ日行司近付ニ御成、其上ニ而乙名・組頭へ付届被成候格式ニ而御座候、依之右乙名ノ年番年寄へ書付差出し申候、則年番ノ御政所へ御届ケ御座候、但乙名と申ハ、大坂之町年寄之事ニ而御座候、組頭と申ハ、凡町之内ニ三人ツ、御座候、乙名脇ヲ勤申候、日行司と申ハ、大坂ノ町代ニ而御座候

一 長崎ニ而何人の方ニ御宿被成候共、宿請人ニ長崎者相立申格式ニ而御座候、此請合之義ハ早速ニ入申儀ニ而ハ無御座候

一 御政所ニ御出候儀、御奉書御頂戴之上ハ、直ニ御政所へ御出被成候筈ニ御座候得共、商賣之儀ニ而候得ハ、末々品能被成度時ハ、先年番御年寄ニ御出、其上ニ而御年番ニ宜敷御頼被成度坏との御挨拶ニ而、御政所へ御出可然様ニ奉存候、惣而長崎御政所へ他所之者直ニ罷出候義、殊外不首尾ニ御座候、且又御政所へ御出被成候共、御廣間ノ御出不被成、脇ニ年行司部

屋と申所ニ、地下乙名之内ハ一人ツ、相詰居申候、先此年行司ニ御逢、差圖次第ニ廣間へ御出候格式ニ而御座候、尤入口へ之御門ニ而後御斷被成候格可然存候、同前ハ案内ニ日行司ニ而も御頼被成候歟、又ハ地下人格式存候者壹人御召連被成候ハ、品能様ニ奉存候、尤御政所并年寄中迄ハ、上下ニ而御勤可被成格式ニ御座候

一 御政所御仕廻以後、御物役高木作太夫殿其外御年寄六人付届之上、阿蘭陀通詞・唐人通詞・年行司・出嶋乙名・組頭・唐人屋敷乙名・組頭・代物替役人・長崎會所役人、先此分付届ケ被成候格式ニ御座候、此外ニ丁使・船番・さぢ、此三組ハ御政所へ直ニ出入、丁使・舟番ハ大小指申候、船番ニハ御公儀様ヲ御扶持、丁使・さぢハ大坂之惣代同前ニ而町中ヲ扶持仕候、掬年寄中之元メ・手代兩人ツ、御座候、此衆中へも付届ケ可然様ニ奉存候、尤唐人屋敷門番・阿蘭陀屋敷門番、此兩所も右船番年寄・手代、此兩所ヲ相勤申候

一 御政所并御家老・御用人迄ハ、御進物入可申候、此跡年番御年寄ニ而御尋、御指圖次第ニ可被成候、尤桔梗屋時代ニも、初而御政所へ出被申候節、進物差上ケ被申候様ニも承候、常ニハ進物御受有間敷候、八朔御禮ニ斗、金子ニ而御勤可被成候、是も桔梗屋格式ニ而可有御座候、銅座共ハ八朔御禮者、金子壹兩ツ、御兩殿ニ壹人前ヲ差上ケ申候、其時分ハ御奉行様御兩殿ニ而御

座候、其後御三殿ニ御成被成候節、右壹人前ら御兩所へ貳兩之御禮金、三割ニ御指圖之上差上ケ申候、近年ハ御四殿ニ御成候ニ付、四割之格ニ御禮金指上ケ申候

一作太夫殿并御年寄六人、其外兩通詞・諸役人之土産ハ、何方へ御尋ニ不及、隨分重キ御進物可然奉存候、尤常ニ付届之進物幾度も受被申候、且又八朔禮金ハ、作太夫殿并御年寄六人斗へ御持參、其外ハ寸禮ニ而可然奉存候

一御奉行屋敷貳所ニ御座候、御兩人様ツ、御詰被成候、尤八朔御禮ハ御四殿様共ニ毎年相勤申格式ニ御座候

一唐人屋敷ハ十善寺と申町はなれニ、壹構ニ唐人居申候、常ニハ唐人町へ御出し不被成候

一阿蘭陀町はなれ之海中出嶋ニ壹構之所ニ御召置、常ニ町へ出不申候

一長崎人并他所之者ニ至迄、長崎ら他國へ出申時、町之乙名へ斷、年番并年行司之往來切手ヲ受取、往來仕候御事

一唐人商賣之御割付ハ、年番御年寄ら被仰付候、尤去々年迄ハ春・夏・秋三度ニ御割付被仰付候得共、去年ら入津次第五艘三艘ニ不限、商賣之御割付銀高被仰付候、其様子ハ先唐船拾艘之分へ御割付千貫目商賣仕候時ハ、此内五百貫目代物替、此分銅者銅ニ而代物かへ、此銅式ハ五拾



萬斤、殘テ五百貫目御定高式ハ此銅拾五萬斤ニシテ、貳口メ六拾五萬斤入申筈之所ニ、下着之銅五拾萬斤有之候得ハ殘テ拾五萬斤不足、此不足之代リハ銀子ニ而去々年々御渡シ被成候得共、今年之様子ハ又々相違可申哉、惣而唐人へ御割付被仰付、商賣仕廻出船迄ハ、品ニシテ壹ヶ月二ヶ月相延申義も御座候、銅出船十日斗前ニ賣渡シ申格式ニ而御座候

一兩所直組時分ハ御壹人之外ニ御器料之御手代五六人斗被召連、唐人・阿蘭陀通詞へ之取符ハ此五六人へ被仰付、御頭分ハ大用ニ御構被成候様ニ仕度候

一唐人・阿蘭陀兩所之門番所ニ而、慰懃ニ御斷可被成候、尤出嶋門口ニ而ハ懷中さがさせ改申候

人數覺

- 一御頭                    御壹人敷
- 一御元メ                御兩人斗
- 一筆者                   貳人斗
- 一金見                   貳人斗
- 一金銀支配            貳人斗

付録 泉屋嘉右衛門の長崎についての書付

一 銅支配 貳人斗

一 銅改人 五人斗

但斤兩取功者成御方可然候

一 斤兩元 十人斗

但是ハ銅入目時分風袋元ニ而足シ銅差引仕候役

一 惣横目 五六人斗

但手前ニ而改直申時、又ハ出嶋ニ而掛渡申時、存之外人數入申候

一 銅代金集人 貳人斗

町々會所へ持參申候、其格ニ成候へハ人入不申候

一 方々御使役 貳人斗

一 下小使 「<sup>(加筆)</sup>是ハ無用ニ候」十人斗

但下男並ノ者ニ而萬ニ御使

一 御臺所

一 年頃成元ノ

一 御料理人

一 買物使

一 御食たき

御入用道具

一 五百目分銅

(加筆)  
「貳」百斤分

一斤兩

五丁

但京にて壹兩位にて念入候を

一 銅改革もつかう

卅斗

一 鐵筋かね

五ツ斗

但斤兩鈞

一 横秤

五挺斗

一 れいてく

一 硯箱

一 天ひん

一 かなつち

付録 泉屋嘉右衛門の長崎についての書付

一分銅針口 一きり

一そろはん 一かんな

一のこぎり 一釘ぬき

一かま 一のミ

一荷ない棒

一大坂を御指下シ被成候銅長崎着之節、水揚へ元船之水主共藏入仕格ニ御座候、尤一箱ツ、皆掛仕、高ノ内ニテ五箱拾箱ハ正味改申様ニ可被仰付候

一右下着之銅、後藤分銅之様を以悉掛改直申候、百斤之外ニ五拾目ツ、入足改置候

一右之銅改申日用へ、壹人一日前貳匁ツ、ニ而御座候、斤兩壹丁ニテ凡四百箱斗改申候へハ、日用凡十七人程入申候、此外ニ箱繕賃・繩釘代入申候、右之銅唐人へ賣渡申節、唐人方右之銅改役兩人差越、百箱ニテ五箱斗も正味掛見申候、相違無之候へハ請取申候、若不足御座候時ハ、双方撒符之上不足之銅入足申候

一(4)右之銅唐人依望、苳包又ハ繩斗ニテ梱させ申候、則此繩苳日用之支配仕候者御座候、右之

なわ・むしろ・日用賃共ニ、唐人方々出し申候

一右之銅賣付申時ハ、唐人宿町之者四五人參、銅箱ニ符仕、其銅ヲ其儘ニ銅主ノ藏ヘ預ケ置、唐人出帆之節箱數請取申候、尤唐船積出シ申日用も銅主ヘ構不申候、且又右銅預り申一札仕、宿町ヘ相渡申候、此文言ニ、右何百箱之内ニ御法度之品々入不申候、若紛敷物於在之者私可承と書付申候

但宿町・付町并銅改人參候節、酒肴出し馳走仕事ニ候

一右之趣古來之銅屋并桔梗屋賣渡被申候格式ニ而御座候、尤拾五六年以前迄ハ唐人町宿ニ御置候ニ付、唐人直ニ銅やヘ參請取申ニ付、大坂方下シ申銅箱ヲ内改も不仕、唐人ヘ相渡申候、尤入目不同御座候而も構不申候

一拾五六年以來ハ、掛目きひしく唐人改させ、宿町・付町銅箱符印迄致置候、銅を唐船ヘ積渡申節唐舟ニテ御檢使并唐人又々改申候、自然かるめ御座候時ハ、銅主唐舟ヘ御呼被成、其上ニテ唐人掬符ニテ彌かるめ御座候時ハ、其輕目銅辨、其上ニ而銅やハ商賣御取上ケ、宿町・付町閉門釘付ニ被仰付候も御座候

依之此度ハ手前ニ而念入御改、尤筵包ニ御させ置、唐人屋敷方何番舟之唐人宿町ヘ銅何百

箱賣渡可被申との差紙銅座へ直ニ御取、唐人出舟之節、唐舟迄銅座之日用并通船ニ而御積被成候様ニ、初メ御極可然奉存候、然上ハ只今迄繩筵日用之支配仕候通り、壹箱入目御取可被成候、又ハ入目御取不被成候様ニも御極メ候ハ、大用ニ相見へ、唐人も悅可申候、併改役人并繩孤支配之者迷惑可申候へ共、是ハ先年無之、漸十五六年之新法ニ而御座候故、さのミ迷惑ニも存間敷候、先ハ右之者共相加へ、宿町・付町入込、銅渡候時ハ中ノ御難儀成御事ニ候

右之通ニ唐船へ直積ニ被成、唐船ニ而唐人御檢使請相改、若不足在之候時ハ、銅主迷惑仕候へハ、畢竟御手前之藏ニ而改させ申後無用之儀と奉存候

一唐人賣銅代ハ去年ノ金子ニ而不殘御渡被成候、且又銅代金ハ唐船へ積渡不申内ニ不殘宿町ノ取切申候、尤諸國商人方へ代物買申代金を致爲替、商人手前ノ銅代請取申譯も御座候

一唐人へ賣渡候銅直段ハ口錢込ニ相封仕候ニ付、百斤ニ付貳匁ハ唐人屋敷へ出シ申候、是ハ古來ノ唐人町屋ニ居申時、宿口錢ニ而御座候、又百斤ニ付三匁ハ、大通詞・小通詞へ遣シ申口錢、此口錢ハ漸十六七年以來出シ申候、メ五匁ツ、口錢出申候

一阿蘭陀入津之時分ハ、毎年盆前後ニて御座候、代物賣申儀兩度ニ入札御座候、初札八月十日時

分、貳番札八月廿日迄にて御座候、銅直組ハ初札過立會相極申候、阿蘭陀出帆ハ先年ハ九月廿日切にて、一日も延不申候

一 阿蘭陀賣銅之儀ハ阿蘭陀居申出嶋藏御座候、此藏へ手前日用にて銅持込置申候、尤銅入置申以後ハ錠致、封印仕候、且又阿蘭陀賣銅ハ手前にて掛直し申ニ不及、大坂ハ下り候箱にて出嶋へ入申候、其節<sup>(廻力)</sup>着之舟御座候得ハ、出嶋門口邊迄元舟ハ水上ケ致させ、欠數受取手前ハ番を付、其後出嶋藏へ入させ申候

一 銅掛渡候儀ハ、前々ハ九月差入ル掛付申候、則去年ハ大針口にて正味百斤之外ニ壹斤ツ、入足仕、相渡申候、尤針口之掛手ハ此方ハ掛渡申候得共、阿蘭陀立會之上、輕キ重キ之取符仕候、扱藏之内日用ハ手前ハ雇、一日ニ四五百箱ツ、壹藏にて掛申候、此日用凡十人斗やとひ申候賃銀、壹人ニ貳匁五分ツ、にて御座候、右之通ニ五藏六藏ツ、毎日掛渡申候、尤出嶋町人掛場へ出合申ニ付、此所酒・提重・茶・たはこ出シ申候、扱銅阿蘭陀へ受取、箱詰并持出し申迄ハ、阿蘭陀之日用ニ而此方ニ構不申候、藏之内手前日用共ニ餅・酒ヲ給させ申候、併去年ハ町衆へも日用共へも喰物出し不申候

一 右之銅ハ九月十五六日頃迄掛渡し申候、代金ハ銅賣申目錄指出し次第、廿日迄ニ受取申候、尤

商人買物代ハ爲替ニ仕候へハ、十七八日ニも受取仕廻申候、且又阿蘭陀小判直段六十八匁ノ御極ニテ御座候、日本仁買物代之小判之相場ハ、毎年上方相場を以御極候へ共、去年ノ五十八匁と被仰付候へ共、此通ニ相極り可申候、左候ハ、間金壹兩ニ付拾匁ツ、此間銀ハ阿蘭陀歸帆以後ならてハ御渡し不被成候

一 阿蘭陀へ賣渡申銅も口錢込ニ直組仕候ニ付、百斤ニ三匁ツ、出し申候、此口錢も四十年以來出し申候

一 唐人銅直組之義ハ、春船ニ直組相極り、又秋舟ニも直組仕直し申事ニ候、則十善寺唐人屋敷ニテ唐人并通詞・乙名・組頭・銅主立會申候、一度ニ而ハ相濟不申候間、少々餘計御申出し可被成候哉、又ハ御賣詰之直段御申遣シ、初ル其斷通詞へ御申可被成候哉、此儀御了簡次第ニ候

一 阿蘭陀直組之儀ハ八月十日時分初札以後近年相極申候、尤立會前ニ乙名部屋・通詞部屋へ御斷差圖在之時、鹿皮丹部屋へ御出可被成候、尤唐人・阿蘭陀ともニ口錢込之直組ニテ御座候間、其譯も發旦ニ御斷可被成候

一 阿蘭陀賣之銅出嶋へ入申節ハ、箱數書付、藏へ入置申段一札仕、門番之衆中へ印形いたし相渡し申候



## 後記

近世に於いて、銅の輸出がわが国の經濟に重要な役割を果して来たことは周知のことである。近年この方面の研究は着実に進められているが、殊に幕府の銅政策に関連して銅の集荷・精鍊・輸出などを取扱った銅座については、その史料が少なく充分な研究がなされていない現状にある。幸い当室には銅座創立時の事情・事業内容を伝える多くの直接史料があるが、本輯は鋳業史に特に御造詣深い京都大学名誉教授小葉田淳博士がこれら史料を精査され、銅の輸出が長崎貿易の諸方面に亘り如何に重要な関係を持ったか、また幕府の輸入貨物に関連した金銀の流出抑制策に如何に寄与したかを、多くの緻密な数表をあげて詳述されたもので、画期的御研究である。近世に於いて住友は最大の銅精鍊業者・銅輸出業者であったから、前述の経緯に対して至大の関連を持つており、今回はまず元禄の第一次銅座と住友について論述された。

また、付録については教授の御指導のもとに室員今井典子が作成ならびに筆写した。

なお、口絵幸町付近部分絵図は、清文堂刊『古板大坂地圖集成』所収新板  
擴津大坂東西南北町嶋之圖

より借用した。付記して謝意を表したい。

昭和五十五年二月

住友修史室

昭和五十五年二月二十九日発行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一  
編纂発行 住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八  
印刷 河北印刷株式会社